

# 史跡由義寺跡 整備基本計画書

八 尾 市

令和5（2023）年3月



## はじめに

大阪府のほぼ中央部に位置する八尾市は、東方の生駒山地西麓から西方の大阪平野東部にかけて広がり、旧大和川の支流であった多くの河川によって形成された肥沃な平野に旧石器時代から連綿と遺跡がある全国的にも有数の遺跡の宝庫です。

奈良時代の称徳天皇と道鏡ゆかりの由義寺跡は、塔基壇の発見をきっかけにして、市民をはじめとする多くの方々のご理解とご協力のもと、平成 30（2018）年 2 月 13 日に国の史跡に指定されました。

八尾市では、由義寺跡を本市の貴重な歴史資産の一つとして、次世代の子どもたちが郷土の歴史や文化を学び、本市の魅力を全国に発信できる場として整備、活用を進めるため『史跡由義寺跡保存活用計画』を踏まえ、八尾市史跡保存活用審議会のご指導のもと整備の基本的な考え方と方向性を示した『史跡由義寺跡整備基本計画』を策定しました。

今後は、保存活用計画及び本計画をもとに、より多くの皆様に由義寺跡の価値や魅力を感じていただけるように整備・活用を図ってまいりたいと考えています。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして八尾市史跡保存活用審議会でご指導・ご協力を賜りました各委員の皆様をはじめ関係各位に対しまして厚くお礼を申し上げます。

令和 5（2023）年 3 月

八尾市長 大松 桂右

## 例 言

1. 本書は、『史跡由義寺跡保存活用計画』（令和3（2021）年3月19日文化庁認定）をもとに策定した整備基本計画書である。
2. 本書は、八尾市史跡保存活用審議会により討議、検討され、令和4（2022）年12月に答申を受けた整備基本計画を八尾市で編集したものである。計画策定にあたっては、令和3年度及び令和4年度の歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助金を活用し、文化庁及び大阪府教育庁の指導、助言を得た。
3. 本書に掲載した図版類は、八尾市において作成したものを中心に使用しているが、一部既往の文献や成果等を使用しており、出典については表題に併記している。

# 目次

<b>第1章 計画策定の経緯と目的</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画策定の経緯 .....	1
第2節 計画の目的 .....	2
(1) 計画の目的	
(2) 本計画における「史跡由義寺跡」の定義と対象区域	
第3節 計画の対象区域 .....	3
第4節 審議会の設置・経緯 .....	4
(1) 八尾市史跡保存活用審議会の設置	
(2) 八尾市史跡保存活用審議会の開催経過	
第5節 関連計画との関係 .....	7
(1) さまざまな計画等との関係	
(2) 将来の計画	
<b>第2章 計画地の現状</b> .....	<b>10</b>
第1節 地理的環境 .....	10
第2節 歴史的環境 .....	13
第3節 社会的環境 .....	18
(1) 交通・アクセス	
(2) 周辺環境	
(3) 法規制	
<b>第3章 史跡由義寺跡の概要および現状と課題の整理</b> .....	<b>25</b>
第1節 指定の状況 .....	25
(1) 指定の状況	
(2) 指定地の状況	
第2節 史跡由義寺跡の調査成果 .....	27
(1) 文献にみる由義宮・由義寺	
(2) 周辺における発掘調査の成果	
(3) 史跡指定地における発掘調査の成果	
(4) 由義寺の境内地の検討	
第3節 史跡由義寺跡の本質的価値と構成要素 .....	39
(1) 史跡由義寺跡の本質的価値	
(2) 史跡由義寺跡の構成要素	
第4節 整備に関する史跡指定地の現状 .....	45
(1) 指定地の現状	
(2) 出土遺物の活用の現状	
(3) 由義寺跡に関する活用の現状	
(4) 史跡由義寺跡の運営体制の現状	
(5) 市民・地域住民の意向	
第5節 史跡等の公開活用に関する諸条件の整理 .....	55
(1) 保存管理の現状と課題	
(2) 活用の現状と課題	
(3) 整備の現状と課題	
(4) 運営・体制の現状と課題	

<b>第4章 基本方針の設定</b> .....	<b>57</b>
第1節 史跡整備の基本理念.....	57
第2節 史跡整備の基本方針.....	58
(1) 史跡由義寺跡の本質的価値を伝える整備	
(2) 地域の魅力を創出する空間としての整備	
(3) 新たな八尾の魅力の発信拠点としての整備	
<b>第5章 整備基本計画</b> .....	<b>59</b>
第1節 全体計画及び地区区分計画（ゾーニング計画）.....	59
(1) 全体計画	
(2) 地区別整備計画（ゾーニング計画）	
第2節 遺構保存・修復に関する計画.....	65
第3節 動線計画.....	66
(1) 史跡指定地へのアクセス	
(2) 史跡指定地の動線	
第4節 地形造成に関する計画.....	71
(1) 造成計画	
(2) 雨水排水計画	
第5節 遺構の表現に関する計画.....	74
(1) 遺構表現の考え方	
(2) 発掘調査成果による塔基壇復元の検討	
(3) 塔基壇の復元整備	
(4) 塔基壇上部構造の表現方法	
第6節 修景および植栽に関する計画.....	82
(1) 修景計画	
(2) 舗装計画	
(3) 植栽計画	
第7節 案内・解説施設に関する計画.....	85
(1) 解説板・案内板の機能	
(2) 史跡内における解説板・案内板に関する計画	
(3) 史跡指定地外における案内板（誘導サイン）に関する計画	
第8節 管理施設および便益施設に関する計画.....	91
(1) 管理施設	
(2) 便益施設	
第9節 公開・活用およびそのための施設に関する計画.....	94
(1) ガイダンス施設の整備の目的	
(2) 想定される利用者	
(3) ガイダンス施設の場所・建物	
(4) ガイダンス施設の機能	
(5) 史跡指定地とガイダンス施設の活用	
第10節 周辺地域の環境保全に関する計画.....	99
(1) 生駒山地と北側農地の景観の保全	
(2) 東側の国道170号の影響への対応	
第11節 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画.....	100
(1) 八尾市域における関連文化財群とのネットワーク	
(2) 河内地域における古代寺院のネットワーク	

第 12 節 今後必要となる調査・研究等に関する計画 .....	102
(1) 既往の発掘調査に関する調査・研究の計画	
(2) 将来必要となる調査・研究の計画	
第 13 節 公開・活用に関する計画.....	103
(1) 史跡由義寺跡の本質的価値を伝える活用の推進	
(2) 歴史資産としての活用の推進	
(3) 地域の魅力を創出する空間としての活用の推進	
第 14 節 管理・運営に関する計画.....	106
(1) 基本的な考え方	
(2) 管理・運営における基本条件の検討	
(3) 体制の検討	
第 15 節 事業計画 .....	107





## 第1章 計画策定の経緯と目的

### 第1節 計画策定の経緯

史跡由義寺跡は、大阪府八尾市東弓削3丁目に所在する、弓削氏の氏寺として飛鳥時代後期頃に創建された古代寺院（弓削寺）を前身とし、奈良時代後半の称徳天皇による西京造営に伴い官営寺院として塔が造営されたと考えられてきた。当該期における政治・社会情勢を反映し、称徳天皇と道鏡による政策を知る上でも重要な寺院である。

『続日本紀』によると、この地は称徳天皇と道鏡により造営が進められた由義寺や由義宮を中心とする西京（※）のあった地とされてきたが、長らく幻の寺院・宮であった。しかし、平成29（2017）年2月に、東部大阪都市計画事業・曙川南土地地区画整理事業（以下「区画整理事業」という。）に伴う発掘調査により、奈良時代の大量の瓦と塔の基壇と考えられる正方形の土壇が発見され、由義寺の存在が明らかになった（由義寺の詳細は第3章を参照）。

平成29（2017）年11月17日、国の文化審議会の答申を経て、平成30（2018）年2月13日付で国史跡に指定された。そして、平成31（2019）年3月に発見された塔基壇を中心として史跡指定地の公有化を行った。

八尾市では、市内史跡（文化財保護法第109条に規定する史跡）の保存及び活用に関する事項を調査、審議するため、八尾市史跡保存活用審議会を設置した。本審議会の指導のもと、史跡を適切に保存・管理するとともに、将来の活用、整備につなげることを目的に『史跡由義寺跡保存活用計画』（以下「保存活用計画」とする。）を令和2（2020）年3月に策定し、令和3（2021）年3月19日に文化庁の認定を受けた。

本計画は、「保存活用計画」で示した保存活用の基本方針や整備の方向性等に基づき、史跡由義寺跡における整備の基本的な計画を示すものである。

※「さいきょう」、「にしのみやこ」、「にしきょう」と読めるが、読みについては諸説があり、定まっていない（『完訳注釈続日本紀』・『日本国語大辞典』ほか）が、本計画では「さいきょう」と読むこととする。



図1-1 高安山の麓で発見された塔基壇

## 第2節 計画の目的

### (1) 計画の目的

史跡由義寺跡を適切に保存・活用していくため、「保存活用計画」を策定（令和3（2021）年3月19日文化庁認定）し、計画内で整備の基本方針と方向性を示した。

本計画は、「保存活用計画」をふまえ、史跡由義寺跡の本質的価値を保存し、その価値を伝えるための整備と多様な活用を進めるための具体的な方法を定めることを目的とする。

由義寺では、発見された塔基壇以外にも寺院を構成した遺跡（遺構・遺物）が広がっていると考えられ、本計画の対象範囲は、史跡指定地を基本とするが、由義寺の将来的な保存や活用に向けて周辺地域も計画に含める。由義寺等の定義については「保存活用計画」で定めており、本計画においても踏襲する。

### (2) 本計画における「史跡由義寺跡」の定義と対象区域

本計画における「史跡由義寺跡」及び関連する用語を、「保存活用計画」第1章第2節「(2) 保存活用計画における「史跡由義寺跡」の定義と対象区域」を踏襲し、下記のとおりとする。

- ・「史跡由義寺跡」(①)＝国史跡の指定範囲（狭義の由義寺）※「由義寺」(②)に含まれる。
- ・「由義寺」(②)＝古代寺院の由義寺としての、未確認を含む寺域全体の範囲（広義の由義寺）
- ・「弓削寺」(③)＝弓削氏の建立とされ、由義寺に改称・発展する寺院

由義寺の塔基壇の下層で見つかった基壇については、前身寺院の弓削寺の建物とみられ、弓削寺の境内地を由義寺が引き継いでいる可能性がある。

- ・「由義寺関連遺跡群」(②+③+④)＝由義寺を中心として由義宮を含む遺跡を総称

なお、「史跡由義寺跡」のみならず、周辺の地域に広がっていると考えられる「由義寺」、さらに由義宮を含めた「由義寺関連遺跡群」を将来保存すべき範囲として検討する。

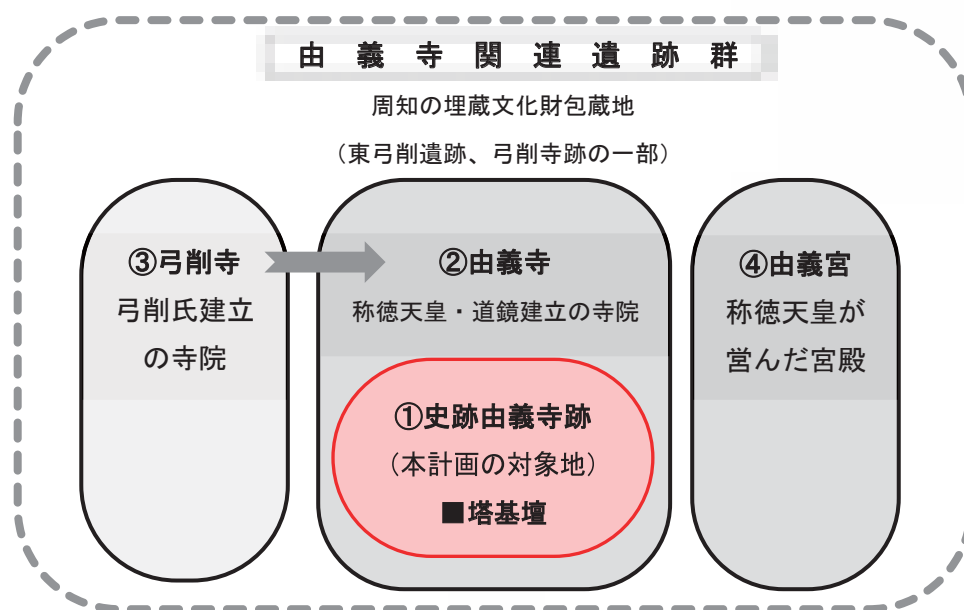


図 1-2 本計画における由義寺の定義の概念図

### 第3節 計画の対象区域

本計画では、史跡指定範囲（10,485.93 m<sup>2</sup>）に加えて、南側に隣接する都市公園（東弓削三丁目公園：1,329.47 m<sup>2</sup>）の範囲との一体的な活用を図るために、下図に示す区域を対象とする。  
 （地理的位置については、第2章「第1節地理的環境」参照）

なお、今後の調査研究の結果により、史跡の追加指定が行われた場合など保存・活用すべき範囲が新たに加わった場合、必要に応じて計画の対象区域に加えることを検討する。



図 1-3 本計画の対象区域

## 第4節 審議会の設置・経緯

### (1) 八尾市史跡保存活用審議会の設置

『史跡由義寺跡整備基本計画』の策定にあたっては、八尾市の史跡の保存及び活用に関する事項の調査、審議を行う「八尾市史跡保存活用審議会」において、令和2年度から令和4年度にかけて計7回の審議会を行った。

#### ■八尾市史跡保存活用審議会

会長	菱田哲郎	京都府立大学 文学部	教授
副会長	瀧浪貞子	京都女子大学	名誉教授
	吉川真司	京都大学 文学部	教授
	網 伸也	近畿大学 文芸学部	教授
	長友朋子	立命館大学 文学部	教授
	箱崎和久	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 都城発掘調査部	部長
	清野孝之	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 都城発掘調査部	副部長
	山下 彬	曙川東小学校区まちづくり協議会	会長 (令和2年度)
	中野眞也	曙川東小学校区まちづくり協議会	会長 (令和3年度～)

#### ■助言者 (オブザーバー)

文化庁 文化資源活用課 整備部門 (記念物)  
大阪府教育庁 文化財保護課

#### ■事務局

[令和2年度] 八尾市教育委員会事務局 教育総務部

中山晶子 教育長 田中淳二 生涯学習担当部長 万代辰司 生涯学習担当次長  
(担当課) 文化財課

湊 斎 課長 足立淳志 課長補佐 藤井淳弘 係長 河村 卓 副主査

[令和3年度] 八尾市 魅力創造部

新堂 剛 部長 湊 斎 文化財担当次長  
(担当課) 観光・文化財課

南 昌則 課長 富宅敬子 課長補佐 藤井淳弘 係長 河村 卓 副主査

[令和4年度] 八尾市 魅力創造部

新堂 剛 部長

(担当課) 観光・文化財課

南 昌則 課長 西澤昌寿 課長補佐 藤井淳弘 係長 河村 卓 副主査

#### ■計画策定支援

株式会社総合計画機構 担当者 濱口和雄 今井まゆみ 友國慎也 (令和3・4年度)

(所属・肩書等は計画策定時のもの)

## (2) 八尾市史跡保存活用審議会の開催経過

### ■令和2年度第3回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：令和3（2021）年3月17日（水） 10時～12時

場所：八尾市水道局 2階会議室

出席委員：菱田会長、瀧浪副会長、吉川委員、長友委員、網委員、箱崎委員、清野委員、山下委員

助言者：小泉技師（大阪府教育庁 文化財保護課）

議事：令和3年度 発掘調査計画

史跡由義寺跡整備基本計画の策定について

### ■令和3年度第1回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：令和3（2021）年10月4日（月） 10時～11時30分

場所：八尾市水道局 4階会議室

出席委員：菱田会長、瀧浪副会長、長友委員、網委員、箱崎委員、清野委員、中野委員

助言者：小泉副主査（大阪府教育庁 文化財保護課）

議事：令和3年度 史跡由義寺跡発掘調査の成果

史跡由義寺跡整備基本計画の策定（概要）

### ■令和3年度第2回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：令和3（2021）年12月20日 10時～11時45分

場所：八尾市役所 西館 502会議室

出席委員：菱田会長、瀧浪副会長、長友委員、網委員、吉川委員、箱崎委員、清野委員、中野委員

助言者：市川主査、北川技師（大阪府教育庁 文化財保護課）

議事：史跡由義寺跡整備基本計画の策定（第1～4章・第5章の一部）

### ■令和3年度第3回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：令和4（2022）年3月（書面開催）

議事：史跡由義寺跡整備基本計画の策定（第1～4章・第5章の一部）

### ■令和4年度第1回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：令和4（2022）年7月22日（金）

出席委員：菱田会長、瀧浪副会長、長友委員、網委員、清野委員、中野委員

助言者：北川技師（大阪府教育庁 文化財保護課）

議事：史跡由義寺跡整備基本計画の策定（全体）

■令和4年度第2回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：令和4（2022）年9月30日（金）

出席委員：菱田会長、瀧浪副会長、網委員、吉川委員、中野委員

助言者：木村主査、北川技師（大阪府教育庁 文化財保護課）

議事：史跡由義寺跡整備基本計画の策定（全体）

■令和4年度第3回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：令和4（2022）年12月18日（日）

出席委員：菱田会長、瀧浪副会長、網委員、箱崎委員、清野委員、中野委員

助言者：木村主査、北川技師（大阪府教育庁 文化財保護課）

議事：史跡由義寺跡整備基本計画の答申

## 第5節 関連計画との関係

### (1) さまざまな計画等との関係

史跡由義寺跡の整備を検討する上で、前提の計画が、八尾市が目指す将来都市像の実現に向けた上位計画の『八尾市第6次総合計画』である。そのなかで、歴史資産(※)は、八尾の新たな魅力<sup>しおんじやま たかやすせんづか</sup>を高めるものとして、積極的な保存と活用が求められ、心合寺山古墳<sup>しおんじやま</sup>や高安千塚古墳群<sup>たかやすせんづか</sup>とともに由義寺跡は、国史跡として保存と活用が進められてきた。

令和4(2022)年7月に八尾市は、八尾市における文化財の総合的な保存・活用のマスタープラン兼アクションプランである『八尾市文化財保存活用地域計画』を作成、認定された。本計画は、市民・地域・行政などの多様な主体が自らまたは協力・連携して、歴史資産を将来にわたって着実に保存・継承し、歴史資産を活かした魅力あるまちづくりを進めることを目的とする。この基本理念を「歴史資産を活かして拓く わがまちの未来 ～守り・活かし・伝え、次世代に繋げる～」とした。

『八尾市文化財保存活用地域計画』において設定した関連文化財群「物部守屋、弓削道鏡の仏教への関わりと寺院の建立」で、史跡由義寺跡を構成文化財の中心とし(表1-1)、その措置として「国指定史跡由義寺跡及び周辺環境の整備・活用を進める。」としている。この方針に基づき、計画期間内(令和4(2022)年～令和10(2028)年)に史跡由義寺跡等を対象とした5つの措置を位置づけている(図1-4・表1-2)。

本計画は、『八尾市第6次総合計画』と『八尾市文化財保存活用地域計画』における史跡由義寺跡の位置づけを踏まえて、「保存活用計画」に基づき、史跡由義寺跡の具体的な整備方法を示す。

※『八尾市第6次総合計画』において、文化財等の歴史遺産は、活用することによって地域の活性化や郷土愛の醸成に繋がるなど、本市に利益をもたらす経済的効果・価値を有していることから、「歴史資産」と表記している。

表1-1 関連文化財群「物部守屋、弓削道鏡の仏教への関わりと寺院の建立」の構成文化財

	名称		名称
1	大聖勝軍寺(未指定)	15	由義寺跡(国指定史跡)
2	木造四天王像(府指定有形)	16	由義寺跡・東弓削遺跡出土遺物(未指定)
3	木造毘沙門天像(府指定有形)	17	弓削神社(東弓削)(未指定)
4	色々威胴丸 兜・広袖付(府指定有形)	18	弓削神社(弓削)(未指定)
5	木造二臂如意輪観音思惟半跏像及び同胎内仏金銅菩薩思惟半跏像(府指定有形)	19	教興寺(未指定)
6	聖徳太子孝養像・二王子立像(市指定有形)	20	垣内共同墓地 石造五輪塔(市指定有形)
7	紙本著色 聖徳太子絵伝(市指定有形)	21	渋川廃寺(渋川天神社)(未指定)
8	絹本著色 馬上太子像(市指定有形)	22	樟本神社(北木の本)(未指定)
9	物部守屋大連墳(未指定)	23	樟本神社(南木の本)(未指定)
10	守屋池(大聖勝軍寺)(未指定)	24	樟本神社(木の本)(未指定)
11	鎬矢塚(未指定)	25	由義神社(未指定)
12	弓代塚(未指定)	26	弁財天塚(未指定)
13	日羅寺(未指定)	27	龍華寺跡(未指定)
14	光蓮寺(稻城跡)(未指定)	28	穴太神社(未指定)



図 1-4 関連文化財群「物部守屋、弓削道鏡の仏教への関わりと寺院の建立」の構成文化財の位置  
 (『八尾市文化財保存活用地域計画』より引用)

表 1-2 関連文化財群「物部守屋、弓削道鏡の仏教への関わりと寺院の建立」の措置  
 (『八尾市文化財保存活用地域計画』を一部修正)

番号	措置名	内容	財源	取組 主体	事業期間		
					(短期) 令和 4 (2022) ~ 令和 5 (2023)	(中期) 令和 6 (2024) ~ 令和 8 (2026)	(長期) 令和 9 (2027) ~ 令和10 (2028)
方向性「国指定史跡由義寺跡及び周辺環境の整備・活用を進める」に関する措置							
仏-1	由義寺跡の調査 研究	史跡由義寺跡の指定範囲だけでなく、指定地北側の区域等についての詳細な調査研究を進める。	国、市	市			
仏-2	由義寺跡のガイ ダンス施設整備	史跡由義寺跡のガイダンスと出土遺物を保管するための施設整備を検討、実施する。	国、市	市			
仏-3	由義寺跡の整備	『由義寺跡保存活用計画』に則り、由義寺跡を市民の学習や憩いの場とするとともに、由義寺の魅力が市内外にさらに伝えられるよう史跡整備を行う。	国、市	市			
仏-4	誘導サイン等整 備	由義寺跡や大聖勝軍寺等へのアクセスを促す案内標識や誘導標識の設置を進め、活用を促進する。あわせてピクトグラムの導入について検討、実施する。	国、市	市			
仏-5	史跡を活用した イベントの開催	由義寺跡に関連する時代の衣装や文化を用いたイベントを実施する。	国、市	市、 地域、 事業者			

※ 3 は時期追記・5 は継続



## (2) 将来の計画

史跡由義寺跡の本整備に向けては、本基本計画で示した事業計画等を踏まえて、令和5年度以降に、基本設計・実施設計を行い、整備の計画を推進する。

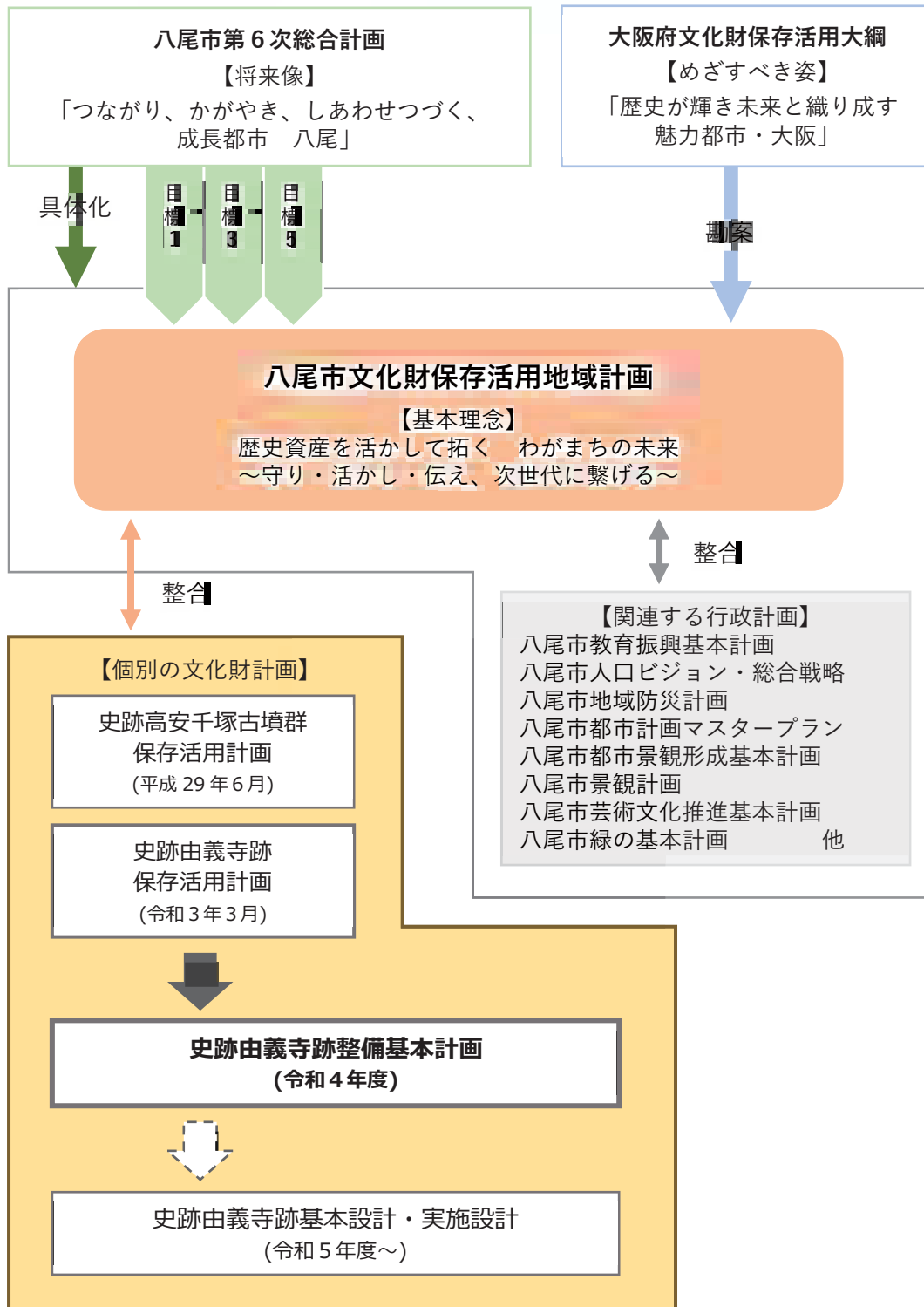


図 1-5 史跡由義寺跡に関連する計画との関係

## 第2章 計画地の現状

### 第1節 地理的環境

史跡由義寺跡がある八尾市東弓削3丁目は、大阪府の中央部に位置し、東側は市域の約1割強を占める生駒山系の山並みが続き、麓の地域は高安山麓と呼ばれている(図2-2)。

奈良盆地から河内平野に流れる大和川は、八尾市の二俣で分岐し、東の玉串川、西の長瀬川に分かれる。それぞれの河川は、江戸時代の大和川付替えによって現在は川幅が狭まっているが、奈良時代は100mを超える大河川であった。その川筋は、現在も航空写真や地形図等から読み取ることができる(図2-3～図2-5)。

史跡由義寺跡は、この玉串川と長瀬川に挟まれた沖積地に立地し、河川が分流する分岐点(二俣)のほぼ真北に位置する。難波宮から大和へ船で向かう人々に、巨大な由義寺の塔、さらに由義宮の存在を印象づける場所に建立されていたとみられる(図2-1)。

陸路としては、難波宮と平城京を結んだ<sup>しづかわみち</sup>渋河路が長瀬川沿いに通じていたと考えられ、大和と難波を行き来する物資や人の運搬に適した利便性の高い土地であった。

史跡指定地からは、東方の生駒山地の山並みを仰ぎ見ることができ、南北に通じるのちの東高野街道に沿って、<sup>きょうこうじ</sup>教興寺や<sup>こ</sup>高麗寺、さらに南には聖武天皇、称徳天皇とつながりの深い<sup>ちしきじ</sup>智識寺をはじめとする河内六寺などの古代寺院が建立されている。



図2-1 史跡由義寺跡と古代寺院の位置  
(出典：『新版八尾市史 考古編2』, 2020 を一部修正)



図 2-2 史跡由義寺跡から望む生駒山地の山並み



出典：国土地理院撮影航空写真（2007年7月31日撮影）

図 2-3 史跡由義寺跡周辺の航空写真



図 2-4 昭和 30 年代の史跡由義寺跡周辺 (『目で見る八尾・柏原の 100 年』より・北西から撮影)



図 2-5 昭和 30 年代の史跡由義寺跡周辺写真説明図

## 第2節 歴史的環境

由義寺が建立された歴史的な経緯について理解するため、建立前後のこの地域周辺の歴史を時代ごとに概観する。

### ①飛鳥時代

中河内には、智識寺（柏原市）をはじめとする河内六寺（智識寺、山下寺、大里寺、三宅寺、家原寺、鳥坂寺）などの古代寺院が生駒山系の山麓部に造られた。河内六寺に続くように、市域では心合寺（秦興寺）や高麗寺、教興寺をはじめとする寺院が建立された。

平野部においては、物部氏と蘇我氏の争いを経て、物部氏の衰退後の7世紀前半に上宮王家もしくは蘇我氏が建立した河内最古の渋川廢寺がある。由義寺の前身寺院である弓削寺も、物部氏と関係が深かったとされる弓削氏の氏寺として飛鳥時代に建立されたと考えられている。

### ②奈良時代～平安時代

和銅3（710）年、藤原京から平城京に遷都され、律令国家としての体裁が整っていく。現在の八尾市は、河内国に属しており、その範囲は高安郡、若江郡、渋川郡、志紀郡、丹比郡、大県郡にまたがる。由義寺は若江郡内に立地し、平城京と難波宮や難波津を結ぶ要衝の地にある。

『続日本紀』によると、天平神護元（765）年に称徳天皇が弓削氏出身の道鏡の故郷である弓削の地に行幸し、弓削寺で礼仏している。以降、称徳天皇の行幸は合計3度に及んだ。神護景雲3（769）年には、保良宮を北京と称したのにならって、平城京の西に位置した由義宮を西京と名付けた。そして、難波宮のあった摂津職にならい特別行政区とするため、河内国を河内職に改めた。しかし、天皇の死により西京の造営は中止となった。

『続日本紀』に記載があった由義寺の実態は不明だったが、発掘調査によって西大寺系や東大寺系、興福寺式などの瓦や凝灰岩の切石片とともに大規模な塔基壇が発見された。官営寺院として建立された由義寺、さらに由義宮（西京）の実態を知る貴重な手がかりをようやく得ることができた。

称徳天皇の死後、道鏡は下野薬師寺別当として下野に下向した。河内職は廃止され河内国に復された。その後の由義寺については、長暦2（1038）年に弓削寺が醍醐寺領として、さらに建永2（1207）年に「龍華寺（字弓削寺）」が通法寺の末寺として、史料にみえる。しかし、由義寺との関係や伽藍の変遷について、詳細は明らかでない。

### ③鎌倉時代～江戸時代

中世における八尾の城郭は、八尾城が文献資料で存在が知られ、その時期は南北朝時代と安土桃山時代とされる。しかし、その所在地は明らかでなく、古くから長瀬川北岸の「八尾座」説と、常光寺東側の「西郷」説の2説があった。「八尾座」は、由義寺から長瀬川に沿って北に約2kmのあたりに位置しているが、両時期の城郭に関するような遺構等は確認されていない。一方、「西郷」の八尾城は、安土桃山時代の城郭とされるが、八尾座と同様に該期の遺構は確認されていない。しかし、西郷墓地で見つかった天正10（1582）年銘のキリシタン墓碑の存在が

ら、キリシタンが居住した城郭であった可能性が高い。

平野部で浄土真宗（開祖・親鸞）の中興の祖である蓮如<sup>れんによ</sup>の布教をきっかけに建立された西証寺<sup>さいしょうじ</sup>（のちの顕証寺<sup>けんしょうじ</sup>）を中心とした久宝寺寺内町、さらに萱振寺内町が造られる。その後、本願寺の東西分派の影響を受け、八尾寺内町が成立、発展し、現在の八尾市の基礎となっている。

河内平野は、河川が運ぶ肥沃な土壌で耕作に適していたが、洪水による被害も多発していた。そのため、宝永元（1704）年に中甚兵衛<sup>なかじんべえ</sup>らの訴えにより大和川の付け替えが行われ、その後、旧大和川の川筋の地で新田開発が進められた。新田では砂地に適した綿木が栽培され、河内を代表する産地となった。大和川の付け替え後、水不足が生じた弓削村の西村市郎右衛門は、幕府の許可を待たずに新大和川の水を引き込み、村々を旱魃から救ったと伝えられる。これを顕彰した石碑が大正5（1916）年に建てられている。

中世以降の由義寺の様相は不明である。発掘調査の状況からは田畑が広がり、伽藍の場所等も明らかでなかったとみられる。江戸時代の観光ガイドブックともいわれる『河内名所図会』（享和元（1801）年刊行）によると、由義宮ゆかりの地として都塚村に「都塚」、「祇園塚」、「弁財天塚」などの塚があったとする。さらに「由義宮」や「弓削寺址」、「弓削行宮<sup>あんぐう</sup>」の項目も掲載され、由義宮に対して江戸時代の人々も関心を持っていたことがわかる。

#### ④近代～現代

明治維新後の廃藩置県を経て、明治22（1889）年の市町村制施行後、史跡由義寺跡のある若江郡の東弓削村、都塚村など六村が合併して曙川村になった。

戦後、昭和23（1948）年の八尾市発足後、昭和30（1955）年に曙川村が八尾市に編入、その後昭和39（1964）年に松原市若林及び大堀の一部が編入され、現在の八尾市が誕生した。八尾市の人口は約26万3千人（令和4年3月末時点）で、史跡由義寺跡が位置する曙川地区（曙川小学校、刑部小学校、曙川東小学校区）は約2万6千人が居住している。

史跡由義寺跡がある外環状線周辺は市街化調整区域であることから、水田、畑地の景観が広がっていたが、区画整理事業により新たな市街地としての整備が進み、店舗や住宅が建ち並ぶ景観に変わりつつある。

表 2-1 八尾の歴史年表（古墳時代後期以降）

時代	世紀等	八尾のおもなできごと	日本のおもなできごと	
古墳時代	6世紀	<ul style="list-style-type: none"> <li>郡川西塚古墳、郡川東塚古墳（前方後円墳）が築造される</li> <li>高安千塚古墳群（国史跡）の造墓が開始される</li> <li>愛宕塚古墳（府内最大級の横穴式石室・府史跡）が築造される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>507年 継体天皇が即位する</li> <li>527年 筑紫君磐井の乱が起こる</li> <li>538年 百濟より仏教が伝来する</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>高安千塚古墳群の造墓が終わる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>587年 蘇我馬子、厩戸皇子らと物部守屋を滅ぼす</li> <li>592年 初の女帝・推古天皇が即位</li> <li>600年 遣隋使が開始される</li> </ul>	
飛鳥時代	7世紀	<ul style="list-style-type: none"> <li>中河内最古の寺院の渋川廃寺が建立される</li> <li>高安山古墳群が築造される</li> <li>667年 高安城が築かれる</li> <li>心合寺や高麗寺など山麓に寺院が建立される</li> <li>池島・福万寺遺跡で条里制の水田がつくられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>607年 法隆寺が建立される</li> <li>630年 遣唐使が開始される</li> <li>645年 大化の改新が始まる</li> <li>663年 白村江の戦が起こる</li> <li>672年 壬申の乱が起こる</li> <li>694年 藤原京に遷都</li> </ul>	
		8世紀	<ul style="list-style-type: none"> <li>701年 高安城廃城</li> <li>712年 元明天皇が高安城に行幸する</li> <li>742年 弓削寺の僧が得度者を推挙する（弓削寺の初見）</li> <li>764年 道鏡が大臣禪師になる</li> <li>765年 称徳天皇が弓削行宮に行幸する（第1回行幸） 弓削寺に礼仏する/道鏡が太政大臣禪師になる</li> <li>766年 道鏡が法王になる</li> <li>769年 称徳天皇が由義宮に行幸する（第2回行幸） 由義宮を西京とする 河内職を置く</li> <li>770年 称徳天皇が由義宮に行幸する（第3回行幸） 由義寺の塔が建立される（由義寺跡・国史跡） 道鏡、下野薬師寺別当として下向する ※くわしくは「表 3-1 由義寺関連年表」を参照</li> <li>785年 河内国の堤 30カ所を修築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>701年 大宝律令が完成する</li> <li>710年 平城京に遷都</li> <li>743年 墾田永年私財法が出される</li> <li>752年 東大寺大仏開眼供養が行われる</li> <li>764年 藤原仲麻呂の乱が起こる 称徳天皇が重祚する</li> <li>769年 宇佐八幡宮神託事件が起こる</li> <li>770年 称徳天皇が崩御する</li> <li>784年 長岡京に遷都</li> <li>794年 平安京に遷都</li> </ul>
奈良時代	9世紀	<ul style="list-style-type: none"> <li>821年 河内国の水害の被害者に田祖の免除</li> <li>832年 大風雨で河内国の堤防が決壊</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>894年 遣唐使が停止される</li> </ul>	
		10世紀	<ul style="list-style-type: none"> <li>927年 『延喜式（神名帳）』（927年撰進）の若江郡に、「弓削神社」の記載あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>902年 延喜の荘園整理令が出される</li> </ul>
		11世紀	<ul style="list-style-type: none"> <li>1038年 弓削寺が醍醐寺領であると史料にみえる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1016年 藤原道長が摂政になる</li> <li>1053年 藤原頼通が平等院鳳凰堂を造営する</li> </ul>
平安時代	9世紀	<ul style="list-style-type: none"> <li>821年 河内国の水害の被害者に田祖の免除</li> <li>832年 大風雨で河内国の堤防が決壊</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>894年 遣唐使が停止される</li> </ul>	
		10世紀	<ul style="list-style-type: none"> <li>927年 『延喜式（神名帳）』（927年撰進）の若江郡に、「弓削神社」の記載あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>902年 延喜の荘園整理令が出される</li> </ul>
		11世紀	<ul style="list-style-type: none"> <li>1038年 弓削寺が醍醐寺領であると史料にみえる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1016年 藤原道長が摂政になる</li> <li>1053年 藤原頼通が平等院鳳凰堂を造営する</li> </ul>

時代	世紀等	八尾のおもなできごと	日本のおもなできごと
鎌倉時代	12世紀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・向山瓦窯で平等院鳳凰堂の瓦がつくられる</li> <li>・池島・福万寺遺跡で藤原氏の荘園、玉櫛荘関係の水田が経営される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1101年 平等院鳳凰堂が瓦に葺き替えられる</li> <li>・1167年 平清盛が太政大臣になる</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・1185年 北条時政が菴光寺に制札を発給する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1185年 治承・寿永の乱が起こる</li> <li>・1192年 源頼朝が征夷大将軍になる</li> </ul>
	13世紀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1207年 「龍華寺(字弓削寺)」が通法寺の末寺であると史料にみえる</li> <li>・1281年 叡尊が教興寺で蒙古降伏の祈禱を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1274年 元寇・文永の役が起こる</li> <li>・1281年 元寇・弘安の役が起こる</li> </ul>
	14世紀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1337年 北朝方の八尾城を南朝が攻める</li> <li>・1389年 足利義満が常光寺に木材を寄進する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1333年 鎌倉幕府が滅びる</li> <li>・1334年 建武の新政が行われる</li> <li>・1338年 足利尊氏が室町幕府を開く</li> <li>・1392年 南北朝が合一される</li> </ul>
室町・戦国時代	15世紀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1460年 畠山義就と畠山政長の争い(松の馬場)が起こる</li> <li>・1470年 蓮如が久宝寺で布教する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1467年 応仁の乱が起こる</li> </ul>
	16世紀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1510年 河内地震が起こる</li> <li>・1545年 顕証寺本堂が完成する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1549年 キリスト教が伝来する</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・1575年 織田信長と本願寺との石山合戦で萱振と久宝寺の寺内町が焼き討ちされる</li> <li>・1581年 八尾城にキリスト教仮聖堂が建立される</li> <li>・1582年 西郷墓地にキリシタン墓碑が建てられる</li> <li>・1583年 大坂城築城の際に千塚之石が利用される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1573年 織田信長が室町幕府を滅ぼす</li> <li>・1583年 豊臣秀吉が大坂城を築城する</li> <li>・1587年 伴天連追放令が出される</li> <li>・1600年 関ヶ原の戦い</li> </ul>
安土・桃山時代	17世紀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1608年 森本七郎兵衛らが慈願寺とともに久宝寺を出て、八尾寺内町をつくる。大信寺が建立される</li> <li>・1615年 大坂夏の陣で八尾・若江の戦いが行われる</li> <li>・1660年 大信寺が現在の地に移転する</li> <li>・1679年 『河内鑑名所記』に高安千塚古墳群が紹介される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1602年 本願寺(東西)が分立する</li> <li>・1603年 徳川家康が江戸幕府を開く</li> <li>・1614年 大坂冬の陣が起こる</li> <li>・1615年 大坂夏の陣が起こる</li> </ul>
	18世紀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1704年 大和川が付け替えられる(旧川筋で新田開発が始まる)</li> <li>・1707年 宝永の大地震が起こる</li> <li>・1708年 安中新田で検地が行われる</li> <li>・1711年 慈願寺本堂が修復される</li> <li>・1716年 顕証寺本堂が再建される</li> <li>・1727年 伊藤東涯が環山楼で講義する</li> <li>・1767年 大信寺本堂が再建される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1716年 享保の改革が行われる</li> </ul>
江戸時代			



時代	世紀等	八尾のおもなできごと	日本のおもなできごと
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・1783年 常光寺本堂が再建される</li> <li>・1788年 大信寺本堂が京都へ移築される</li> <li>・1799年 大信寺本堂が京都から還付される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1787年 寛政の改革が行われる</li> </ul>
	19世紀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1801年 『河内名所図会』に市域の名所が紹介される</li> <li>・1814年 慈願寺本堂が焼失する</li> <li>・1822年 慈願寺本堂が再建される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1841年 天保の改革が行われる</li> <li>・1853年 ペリーが浦賀に来港する</li> <li>・1867年 大政奉還される</li> </ul>
明治		<ul style="list-style-type: none"> <li>・1869年 河内県庁が大信寺に置かれる</li> <li>・1889年 大阪鉄道の湊町-柏原間が開通する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1868年 明治維新になる</li> <li>・1871年 廃藩置県が行われる</li> <li>・1889年 大日本帝国憲法が公布される 市町村制が施行される</li> <li>・1894年 日清戦争が起こる</li> </ul>
	20世紀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1924年 大阪電気軌道の布施-八尾間が開通する</li> <li>・1925年 大阪電気軌道の八尾-恩智間が開通する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1904年 日露戦争が起こる</li> <li>・1914年 第一次世界大戦が起こる</li> <li>・1919年 史蹟名勝天然記念物保存法が施行される</li> <li>・1923年 関東大震災が起こる</li> </ul>
大正		<ul style="list-style-type: none"> <li>・1924年 大阪電気軌道の布施-八尾間が開通する</li> <li>・1925年 大阪電気軌道の八尾-恩智間が開通する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1939年 第二次世界大戦が起こる</li> <li>・1941年 太平洋戦争が起こる</li> <li>・1945年 終戦する</li> <li>・1946年 日本国憲法が公布される</li> </ul>
昭和		<ul style="list-style-type: none"> <li>・1938年 関西飛行場（のちの八尾空港）ができる 関西本線に竜華操車場ができる</li> <li>・1948年 八尾市が発足する</li> <li>・1966年 心合寺山古墳が国史跡に指定される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1939年 第二次世界大戦が起こる</li> <li>・1941年 太平洋戦争が起こる</li> <li>・1945年 終戦する</li> <li>・1946年 日本国憲法が公布される</li> <li>・1950年 文化財保護法が施行される</li> </ul>
	21世紀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2005年 心合寺山古墳の史跡整備が完成する</li> <li>・2009年 安中新田会所跡旧植田家住宅の整備が完成する</li> <li>・2015年 高安千塚古墳群が国史跡に指定される</li> <li>・2018年 由義寺跡が国史跡に指定される</li> </ul>	
平成		<ul style="list-style-type: none"> <li>・2005年 心合寺山古墳の史跡整備が完成する</li> <li>・2009年 安中新田会所跡旧植田家住宅の整備が完成する</li> <li>・2015年 高安千塚古墳群が国史跡に指定される</li> <li>・2018年 由義寺跡が国史跡に指定される</li> </ul>	
令和		<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年 郡川西塚古墳が史跡高安千塚古墳群に追加指定される</li> </ul>	

### 第3節 社会的環境

#### (1) 交通・アクセス

史跡由義寺跡は、大阪と奈良の交通上の中間地点にあたり、鉄道や道路網が発達した地域に立地する（図 2-6）。JR 関西本線（大和路線）志紀駅から東へ約 400m、近鉄大阪線恩智駅から南西へ約 1 km の位置にある。史跡由義寺跡の最寄り駅になる JR 志紀駅からは、住宅地内もしくは国道沿いを歩いて約 7 分程度の距離にある。近鉄恩智駅からは徒歩約 15 分の距離にある。

道路は、史跡由義寺跡は国道 170 号（大阪外環状線）と隣接し、沿道地域にある大阪府の北摂地域や泉州地域の各道路からも接続しやすい。しかし、周辺には公共の駐車場はなく、自動車によるアクセス環境は十分に整っていない。

最寄りバス停（アクロスプラザ南口）には、近鉄八尾駅・JR 志紀駅を結ぶ路線（大阪バス）が停車し、1 日に 11 往復ある（2022 年 7 月現在）。



図 2-6 史跡由義寺跡周辺の交通環境及び主な公共施設等

## ■ 史跡指定地に隣接する道路

史跡指定地の隣接地は、西側と北西側を除いて道路に接している。

史跡指定地東側は、昼夜を問わず交通量の多い大阪外環状線（国道 170 号）であり、史跡指定地は多くの人に見られやすい環境にある。しかし、徒歩や自転車の通行にあたっては、歩道が狭いといった問題点がある。

史跡指定地南側は、史跡指定地西側の住宅地内を通る人のアクセス道路になっており、車の交通量はほとんどない。

史跡指定地北側は、北側農地内を通る道路で、車の交通量はあまりない。



史跡指定地東側道路（国道 170 号）



史跡指定地南側と公園との間の道路



史跡指定地北側の道路

図 2-7 史跡指定地に隣接する道路

表 2-2 隣接する国道 170 号の交通量（出典：平成 27 年全国道路・街路交通情勢調査）

昼間 12 時間交通量（全車上下計）	45,710 台
24 時間交通量（全車上下計）	61,858 台

## ■ JR 志紀駅から史跡指定地への道路

大和路線の JR 志紀駅は史跡指定地に最も近い駅で、駅前には周辺の史跡マップ看板が設置されている。しかし、史跡指定地に向かう案内板はなく、アクセスルートが分かりにくい状況にある。また、由義寺と関連の深いとみられる弓削神社（東弓削）を経由する場合は、住宅地内を通る必要が生じる。



JR 志紀駅前



国道 170 号沿いの道路  
（史跡指定地南側）



住宅地内の道路  
（史跡指定地南西側）

図 2-8 JR 志紀駅から史跡指定地への道路

## ■近鉄恩智駅から史跡指定地への道路

近鉄大阪線の近鉄恩智駅は JR 志紀駅に次いで近い駅で、駅前に史跡案内マップ看板が設置されている。しかし、史跡指定地に向かう案内板はなく、アクセスルートが分かりにくい状況である。近鉄恩智駅側から車でアクセスする場合は、右折ができない交差点があるなどルート上、分かりにくいところがある。



図 2-9 近鉄恩智駅から史跡指定地への道路

## （2）周辺環境

### ①周辺の土地利用及び周辺施設

平成 27（2015）年 7 月 10 日から令和 2（2020）年 3 月 31 日にかけて曙川南土地区画整理事業が実施された。史跡由義寺跡はこの土地区画整理事業における事前の発掘調査で確認された。

史跡指定地北側の隣接地は市街化調整区域で、農地が広がる。西側の隣接地は既存の低層住宅地で、史跡由義寺跡に最も近い住宅街である。南側の隣接地には区画整理事業によって整備された都市公園（東弓削 3 丁目公園）がある。

国道 170 号を隔てた東側の隣接地は、区画整理事業による新しいまちづくりが進められている区域で、北東側には、新たに整備された商業施設（アクロスプラザ）があり、新たなまちとしてにぎわいが創出されている。

史跡由義寺跡の 1 km 圏内には、コミュニティセンター（曙川・志紀）、保育所（あけぼの・あけぼの第二・ゆめの子・やおぎ）、小学校（曙川東・曙川）、中学校（曙川南）、高等学校（八尾翠翔）がある。交差点を挟んで北東に立地する商業施設には、駐車場（680 台）・駐輪場（815 台）が付属する 21 の店舗がある。

史跡由義寺跡の北方約 600mにある曙川公園は、住民が参加したワークショップを経て利用のルールも策定して再整備された。ここでは、他の公園では禁止とされる「ボール遊び」・「花火」・「ペットの散歩」を一定の条件を満たせば行うことができる。



心部からの距離（実線：500m間隔、破線：500m 間隔の中間線）  
 参考：都市公園は0.25haの公園で250m、0.5haの公園で500mの誘致圏を標準として配置される

図 2-10 史跡由義寺跡を中心とした土地利用と周辺施設



図 2-11 史跡由義寺跡周辺の土地利用

## ②周辺の校区

八尾市には 27 の市立小学校と 14 の市立中学校及び義務教育学校が 1 校ある。史跡由義寺跡が所在する東弓削 3 丁目は曙川東小学校及び曙川南中学校の校区になり、志紀中学校区が西に近接している。

曙川南中学校区は、玉串川と長瀬川に挟まれた住宅地及び農地を含む通学区域で、人口は令和 4（2022）年 3 月末時点で 26,112 人である。校区内には、由義神社や弓削神社（東弓削）、弁財天塚などの文化財がある。

志紀中学校区は、府営住宅を含む住宅地で、人口は令和 4（2022）年 3 月末時点で 15,969 人である。校区内には、弓削神社（弓削町）や西村市郎右衛門碑（志紀町南）などの文化財がある。

近辺には、玉串川の桜並木や八尾木のつくりもん等の地域資源もあり、史跡由義寺跡の他にも多くの文化財や地域資源を有している。



図 2-12 曙川南中学校区及び志紀中学校区の文化財（一部）

表 2-3 史跡由義寺跡周辺の校区別人口

校区名	人口
曙川南中学校区	26,053 人
曙川東小学校区	6,918 人
曙川小学校区	8,098 人
刑部小学校区	11,037 人
志紀中学校区（志紀小学校区）	15,852 人

出典：住民基本台帳人口（2022 年 9 月末）

### （3）法規制

#### ①文化財保護法

史跡指定地は、文化財保護法第 125 条に基づき、現状維持を基本とし、史跡の保存に影響を与えるような現状変更等は原則としてできない。史跡由義寺跡周辺は、旧大和川流域を除く地域は「周知の埋蔵文化財包蔵地」で、土木、建築工事の際には、文化財保護法第 93 条もしくは第 94 条に基づく届出・通知等が必要である。

#### ②都市計画法

史跡指定地及び北側を除く隣接地域は、市街化区域の第 1 種住居地域で、建ぺい率 60%、容積率 200%の制限を受けている。史跡指定地の北側は、市街化調整区域で、原則開発は行うことができない。ただし、都市計画法第 34 条各号のいずれかの立地基準に適合している場合は、市街化調整区域内で開発行為が可能となる。また、史跡指定地に隣接する北側の区域には、都市計画道路である大阪柏原線が計画されている。

### ③八尾市景観条例・計画

史跡由義寺跡は、景観法および市景観条例に基づく八尾市景観計画における「高安・生駒山並み眺望景観区域」にある、国道 170 号の西端から西に 50m の範囲は規制を受ける。ただし、景観区域内で行う行為であっても、文化財保護法第 168 条第 2 項の同意を得て行う行為や八尾市文化財保護条例第 10 条第 1 項の許可を受けて行う行為、文化財保護法第 35 条第 1 項（同法第 118 条及び第 120 条において準用する場合を含む。）の規定による補助金の交付を受けて行う行為などは届出を必要としない



図 2-13 史跡由義寺跡周辺の都市計画（八尾市都市計画図に一部追記）

### ④航空法

八尾空港の周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域を障害物がない状態にしておく必要がある。空域では物件等が上に出てはいけないという高さ制限（進入表面・転移表面・水平表面）が設定されている（航空法第 49 条）。史跡由義寺跡付近の制限高（標高）は約 55m となっている。高さ制限には、看板、電線、電信柱などの工作物以外に、上空に浮揚するアドバルーンや無人航空機（ドローン・ラジコン機等）も該当する。



### 第3章 史跡由義寺跡の概要および現状と課題の整理

#### 第1節 指定の状況

##### (1) 指定の状況

名称：由義寺跡

種別：史跡

指定年月日：平成30(2018)年2月13日 【文部科学省告示第23号】

指定基準：三社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡

(特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準)

区画整理後の地番(令和元(2019)年12月20日)

所在地	大阪府八尾市東弓削三丁目
地域	1003番、1004番、1010番、1011番、1012番、1013番、1014番、1015番、1016番、1017番、1018番、1019番、1020番

指定範囲：10485.93㎡(実測)

(地目)：田105.00㎡・宅地9,958.93㎡・雑種地381.00㎡・用悪水路41.00㎡



図3-1 史跡由義寺跡の指定範囲：区画整理事業後

史跡指定にあたり、平成 29 (2017) 年 11 月 17 日に行われた国の文化審議会文化財分科会の審議・議決を経た文部科学大臣に答申された由義寺跡の評価は下記のとおりである。

(月刊文化財 平成 30 (2018) 年 2 月号抜粋 横書き用に表記の一部を改め)

由義寺跡は、生駒山地西側の旧大和川が八尾市二俣で分流する玉串川と長瀬川に挟まれた沖積地上に位置する古代寺院跡である。この付近は、弓削道鏡の出身氏族である弓削氏の本拠地と考えられている。付近に「大門」、「古宮」、「古屋敷」といった地名が残り、その付近では奈良時代の瓦が出土することから、天平 14 年 (742) 12 月 30 日の「弓削寺僧行聖優婆塞貢進解」などに寺名が見える弓削寺の推定地とされていた。弓削寺は『続日本紀』天平神護元年 (765) 10 月 30 日条及び閏 10 月 1 日条に称徳天皇の行幸、礼仏と食封 200 戸の施入の記事がみえ、宝亀元年 (770) 4 月 5 日条に「由義寺塔」の造営に係る記事がみえる。また、神護景雲 3 年 (769) 10 月 30 日に由義宮を中心とした地域を西京としたことが知られる。なお、由義宮は天平神護元年までは弓削行宮とされていたが、神護景雲 3 年 10 月 17 日の行幸からは由義宮と記載されている。弓削寺も宮の改称とともに、由義寺に改められたと考えられる。

平成 28 年度に八尾市東弓削で計画された東部大阪都市計画事業曙川南土地区画整理事業に伴う発掘調査を、(公財)八尾市文化財調査研究会が実施したところ、東大寺式や興福寺式の軒瓦を含む瓦が集中して大量に出土した。この成果を受けて八尾市教育委員会は、瓦の集中地点を中心に遺跡の内容確認のため発掘調査を実施したところ、大規模な塔の基壇を検出した。塔基壇は、基壇外装は残っていないが、延石の抜き取りと考えられる凝灰岩片を含む溝が四方に巡ることから 1 辺約 20m の規模であることが判明した。これは、諸国の国分寺の規模をしのぎ、大安寺の七重塔の規模に匹敵する。

また、基壇は粘質土と砂質土に薄い層を交互に突き固めた版築工法で築かれ、最も残りのよい部分では高さ約 70 cm である。心礎をはじめとする礎石が失われているため、柱の位置や数、柱間寸法は不明だが、塔廢絶後に基壇上面に掘り込まれた後世の土坑から、四天柱又は側柱の礎石の可能性のある巨石や円柱座を持つ礎石が出土している。なお、この土坑からは塔の地鎮具と考えられる和同開珎や萬年通宝、神功開宝などの銭貨、佐波理鏡の破片なども出土した。

基壇周辺から出土した大量の瓦の中には、東大寺式と興福寺式の軒瓦が多数含まれている。また、瓦とともに相輪の一部である伏鉢もしくは請花の可能性のある復元直径約 90 cm の銅製品が出土している。出土した軒瓦は奈良時代後半のもので、塔基壇の規模が官の大寺に匹敵すること、この地が「由義寺」の推定地にあたることから、由義寺の塔跡である可能性が極めて高いことが明らかになった。また、大阪平野ではこれまで出土していない東大寺式と興福寺式の軒瓦が採用されていることは、『続日本紀』宝亀元年 4 月 5 日条にみえる「詔して、由義寺の塔を造りし諸司の人、及び雑工等九十五人に、労の軽重に随ひて、位階を加え賜ふ。」という記事から分かる官造営機構の動員を裏付けるものと評価される。さらに、塔周辺では同時期の他の建物は検出されておらず、これは宝亀元年 8 月 21 日に道鏡が造下野国薬師寺別当として左遷され失脚することから、発掘された塔跡は由義寺のものであると考えられる。

由義寺跡は、弓削氏の氏寺として成立するが道鏡の台頭によって、奈良時代後半には西京における官寺として塔の造営などの整備が行われたと考えられる。こうした由義寺の動向は、奈良時代後半における政治・社会情勢を反映しており、称徳天皇と道鏡による政策を知る上でも重要である。よって、史跡に指定して保護を図ろうとするものである。

## (2) 指定地の状況

- ①土地所有：史跡由義寺跡は、史跡指定地全域が八尾市の所有となっている。
- ②管理団体：平成 30 (2018) 年 7 月 30 日付文化庁告示第 68 号により、八尾市が指定。

## 第2節 史跡由義寺跡の調査成果

### (1) 文献にみる由義宮・由義寺 (表3-1 参照)

由義寺に関連する最も古い記録としては、前身寺院に位置づけられる弓削寺が「優婆塞貢進解」(『大日本古文書』巻2・324頁)において、天平14(742)年に弓削寺の僧・行聖が、優婆塞の得度(在家修行者を正式の僧にすること)を申請したものがある。これにより弓削寺が8世紀前半には存在していたことがわかる。

以降、『続日本紀』によると、天平神護元(765)年10月に称徳天皇が紀伊行幸の帰途、弓削行宮に入った際、弓削寺に2度礼仏し、唐楽、高麗楽の演奏や黒山舞、企師部舞等が行われている。さらに食封200戸を与える等、寺を厚く遇している。

次に称徳天皇が河内を訪れたのは神護景雲3(769)年10月、宇佐八幡神託事件の翌月であった。23日間の滞在で、弓削行宮ではなく、由義宮への行幸であった。弓削寺に関する記述はなく、寺院としては龍華寺の記述がある。ここで市を開き五位以上の官人の売り買いを見物し、難波宮の綿20,000屯と塩30石を龍華寺に施入した。そして、「由義宮を以って西京と為し、河内国を以って河内職と為す。」として由義宮(西京)の位置づけを宣言した。「西京」とは、保良宮を北京としたことを意識して、平城京の西に位置することから称したものであった。宮の名称の変更については、氏族名の「弓削」の文字ではなく、好字である「由義」の文字を用いたのだろう。また、弓削寺も宮と同じく「由義」にこの時に変更された可能性が高い。

由義宮の範囲は、神護景雲4(770)年正月の条に、大県、若江、高安郡の百姓の宅で、由義宮に入るものはその価を支払うとあり、一定の範囲が特定できる。また、河内国のうち大県郡、若江郡の田租と安宿郡、志紀郡の田租の半分を免除していることから、安宿郡、志紀郡についても西京の範囲としての検討が必要である。

称徳天皇の最後となる神護景雲4年2月の行幸は、39日間におよんだ。3月には、称徳天皇が主催し、河内の渡来系氏族の葛井・船・津・文・武生・蔵の六氏の男女230人が参加した歌垣が行われた。この時に「西の都は万世の宮」と西京の永遠の繁栄が歌われた。この歌垣の終わりに河内大夫(河内職の長官)の藤原雄田麻呂(のちの百川)が和舞を奏した。そして4月、由義宮から平城宮に還御する前日に由義寺の塔の造営に携わった人々に対して、位階を授けた。この記事によって、由義寺は塔を有する寺院であったことがわかる。

位階を授けた翌日、称徳天皇は平城京に戻り、その4か月後に亡くなる。その結果、道鏡は下野薬師寺の造寺別当に任じられて下野国に向かうことになる。河内職は河内国に戻され、西京の造営は中止になったとみられる。

その後の由義寺の様相は明らかではないが、塔は、出土した瓦の種類等から、建立後、長期間維持されていたとは考えにくく、発掘調査の状況からは早い時期に火事等で焼け落ちてしまった可能性が高い。一方、文献史料によると、鎌倉時代まで寺院(「弓削寺」とある)が存続していた可能性があるが、その後いつしか廃絶したとみられ、その場所すらもわからなくなったようである。

表 3-1 由義寺関連年表

天皇	西暦	年号	月	おもなできごと
元正	718	養老2	-	阿倍内親王(のちの孝謙・称徳天皇)が生まれる
聖武	742	天平 14	12	弓削寺の僧 行聖が得度(出家)者を推挙する【弓削寺の初見】
	747	天平 19	6	「沙弥道鏡」が東大寺の僧・良弁の使者となる【道鏡の初見・正倉院文書】
孝謙	749	天平勝宝元	7	阿倍内親王が即位する(孝謙天皇)
淳仁	758	天平宝字2	8	孝謙天皇が譲位し、大炊王が即位する(淳仁天皇)
	760	天平宝字4	3	萬年通宝を鑄造する
	761	天平宝字5	10	保良宮(滋賀県大津市)に孝謙太上天皇が行幸し、看病にあたった道鏡を信頼する
	762	天平宝字6	5	孝謙太上天皇が法華寺に入り、出家する
	763	天平宝字7	9	道鏡が少僧都になる
	764	天平宝字8	9	西大寺(奈良県奈良市)建立を發願する／藤原仲麻呂の乱の後、道鏡を大臣禪師とする
称徳	765	天平神護元	9	神功開宝を鑄造する
			10～ 閏10	称徳天皇第1回目の河内国への行幸:5日間 10月29日 紀伊国への行幸の帰り、弓削行宮に入る 10月30日 弓削寺で仏を礼拝する 閏10月1日 弓削寺に食封200戸、智識寺に50戸を施入する 閏10月2日 道鏡を太政大臣禪師に任じ、文武百官に拝賀させる／弓削寺で仏を礼拝する 閏10月3日 大県・若江郡の調・租を免じ、平城宮への帰途につく
	766	天平神護2	10	道鏡を法王とする
			768	神護景雲2
	769	神護景雲3	1	平城宮西宮で大臣以下が道鏡を拝賀する
			5～9	宇佐八幡神託事件
			10～11	称徳天皇第2回目の河内国への行幸:23日間 10月17日 由義宮に行幸【由義宮の初見】 10月21日 龍華寺の西の川辺に遊覧し、同寺に難波宮の綿・塩を施入する 10月30日 由義宮を西京とし、河内国を河内職にする 11月9日 平城宮にもどる
	770	神護景雲4	1	由義宮の範囲に家がある大県・若江・高安郡の人々に補償を行う
			2～4	称徳天皇第3回目の河内国への行幸:39日間 2月27日 由義宮に行幸する 3月3日 博多川のほとりで宴をおこなう 3月28日 葛井・船・津・文・武生・蔵の六氏の男女230人の歌垣がおこなわれる 4月1日 造由義大宮司の次官を任命する 4月5日 由義寺の塔の建設に伴い、諸司の人・雑工ら95人に位階をあたえる【由義寺の初見】 4月6日 平城宮にもどる
			7	志紀・渋川・茨田などの堰を修造する
			8	4日 称徳天皇が平城宮西宮で亡くなる 17日 称徳天皇、高野山陵(奈良県奈良市)に葬られる 21日 道鏡を下野薬師寺(栃木県下野市)の造寺別当に任じて發遣する 22日 弓削浄人らが土佐国(高知県)に流される 26日 河内職を河内国にもどす
10			宝亀元	10
772	宝亀3	4	道鏡、下野で亡くなる	
桓武	781	天応元	6	弓削浄人らが赦免され、河内国若江郡に戻る
	800	延暦 19	2	河内国若江郡の田が龍華寺に施入される(『類聚国史』)
後朱雀	1038	長暦2	6	弓削寺が醍醐寺領となる(『醍醐雜事記』)
土御門	1207	建永 2	7	河内国通法寺の所領(末寺)として龍華寺(字弓削寺)とある(『河内国通法寺領注文案』)

## (2) 周辺における発掘調査の成果

(公財)八尾市文化財調査研究会による平成27～30(2015～2018)年の、塔基壇発見の契機となった区画整理事業に伴う発掘調査は、都塚1～4丁目、柏村町3丁目、東弓削3丁目、大字刑部、大字都塚、大字東弓削、大字二俣の範囲約20ha(20万㎡)の範囲に及ぶ(調査区はA～C区と呼称:図3-14・表3-2参照)。

この調査では、南北に通じる大阪外環状線を東西の境にして、西側調査地(C区)での大量の奈良時代後期の瓦の出土を端緒とした塔基壇の発見があったが、東側調査地(B区)においても奈良時代の遺構や遺物が多数確認されている。掘立柱建物(図3-2左)や、由義宮の造営に関連して資材等を運搬したと考えられる南北方向の大溝(図3-2右・図3-3左)や船着場と考えられる石組み(図3-3右)を検出するなどの成果が得られた。



図3-2 B区で確認された奈良時代の掘立柱建物(左)と大溝(右)



図3-3 B区で確認された大溝(左)と船着場とみられる石組み(右)

## (3) 史跡指定地における発掘調査の成果

(公財)八尾市文化財調査研究会による区画整理事業に伴う発掘調査、基壇を確認した国庫補助事業による調査、さらに平成30(2018)年2月の史跡指定後、同年8～10月、令和2(2020)年8～11月、令和3(2021)年4～9月、令和4(2022)年5～7月に八尾市教育委員会(令和3年度からは八尾市)では塔基壇の状況を把握するために4次の発掘調査を実施した。これら一連の調査により、塔基壇の規模や構築に関わる工法や指定地内の状況が確認できた。

**基壇の概要** 基壇は、粘質土と砂質土の薄い層を交互に突き固めた丁寧な版築工法<sup>はんちく</sup>で築かれ、

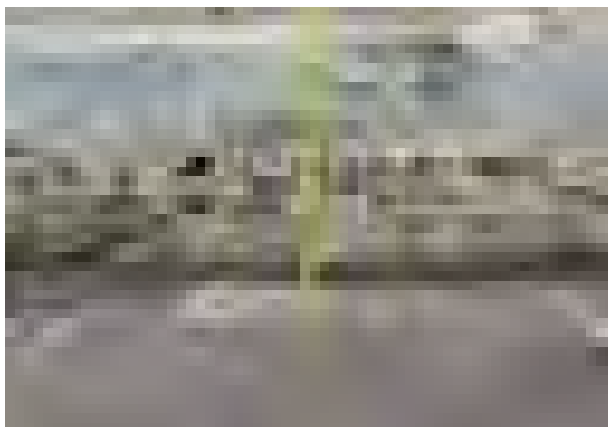
現状では一部で高さ約 70 cm が残っていた (図 3-6 中段)。残念ながら塔心礎をはじめとする礎石は失われており、柱の位置や数は明らかではないが、上面に掘りこまれた後世の土坑から、四天柱または側柱の礎石の可能性のある巨石や円柱座をもつ礎石 (図 3-6 下段) を確認している。また、和同開珎や萬年通宝、神功開宝などの錢貨 (図 3-11)、さらに佐波理鋇の破片 (図 3-12) など鎮壇具と考えられる出土品がある。

基壇外装の地覆石や羽目石、延石などは抜き取られていたが、凝灰岩の破片を含んだ溝が四方にめぐることから、一辺約 21m の正方形の基壇に復元することができる (図 3-8)。これは、諸国の国分寺の規模をしのぎ、七重塔を有した大安寺 (奈良県奈良市) の塔基壇に匹敵することから、塔は七重塔であった可能性も考えられる。

塔倒壊時に周囲に転落したと考えられる大量の瓦は、奈良時代後半に限定できる軒瓦が占める割合が高い。平城宮や西大寺をはじめとして、摂津金寺山廃寺や四天王寺、安芸国分寺、下野薬師寺など各地の同範、同系統の瓦が見つかり、官営寺院としての由義寺を考える重要な資料である (図 3-9・3-10)。瓦とともに、塔頂部の相輪の一部である伏鉢もしくは請花の可能性もある復元径約 90 cm の銅製品 (鍍金されていた可能性が高い・図 3-13) が出土している。



図 3-4 塔基壇の検出状況 (上が北・白線が塔基壇の復元位置)



基壇西辺の大量の瓦を含む整地層



凝灰岩の破片を含む南北溝

図 3-5 基壇の検出状況 (その 1)



基壇の検出状況（北端）



基壇の検出状況（東端）



基壇の版築（同一壁面：右は下層確認後）



基壇内の土坑から出土した礎石と考えられる石材

図 3-6 基壇の検出状況（その 2）

**下層基壇の確認** 令和 4（2022）年度の基壇東辺の調査において、これまで確認していた基壇の下層で、前身の基壇（「弓削寺」の可能性：東西約 17.1m、東西規模は不明）が存在することを確認した。ひと回り小さい基壇を含む範囲を再整地し、その上に一辺 21m の基壇を構築したことがわかった（図 3-7・3-8）。規模が未確定のため、この基壇の性格は明らかでないが、下層の基壇から取り外された凝灰岩製の基壇化粧石を確認しており、切石積もしくは壇正積基壇であった可能性がある。



図 3-7 下層基壇の検出状況（左）・下層基壇の基壇化粧石（右）



図 3-8 塔基壇遺構平面図（破線は塔基壇の復元ライン）

**塔基壇周辺の状況** 史跡指定地内の調査においては、寺院に関する遺構は塔基壇以外に確認していないが、史跡指定北東端（第2・3次調査）において、東西方向に集積する奈良時代後期の瓦だまり（東西 8.65m・南北 2.7m の範囲）を確認した。建物遺構は未確認だが、付近に寺院建物の存在の可能性がある。また、史跡指定地西辺付近（第2次調査）においては、塔建立



と同時期とみられる土器群が出土しており、塔建立時期の寺院経営に関わる活動の一端を知ることができた。



細弁十二弁軒丸瓦（西大寺系）



複弁八弁蓮華文軒丸瓦（興福寺式）



均整唐草文軒平瓦（東大寺系）



均整唐草文軒平瓦（興福寺式）



複弁八弁蓮華文軒丸瓦（河内国分寺と同範）



均整唐草文軒平瓦（四天王寺と同範）



重郭文軒平瓦（難波宮式）

図 3-9 史跡由義寺跡の出土瓦



図 3-10 出土した瓦



図 3-11 銭貨



図 3-12 佐波理鉢



図 3-13 伏鉢もしくは請花と考えられる銅製品（発掘調査報告書より）



図 3-14 既往の発掘調査位置図

表 3-2 由義寺跡及び周辺の既往調査

既往調査一覧（奈良時代関連）			
番号	調査名	調査年	主な遺構・遺物
①	府水道部送水管布設工事	昭和 50 : 51 年 (1975・1976)	弥生～鎌倉時代の遺構、遺物、 <b>奈良～鎌倉末期の瓦、凝灰岩を含む整地層</b>
②	東弓削遺跡第 2 次調査 (1986-280)	昭和 61 年 (1986)	水田遺構、整地層、 <b>奈良～鎌倉時代末期の瓦</b>
③	東弓削遺跡第 3 次調査 (HY87-3)	昭和 63 年 (1988)	弥生～近世期の遺物
④	東弓削遺跡 (93-298)	平成 6 年 (1994)	弥生中期後半～鎌倉時代後半の遺物、 <b>奈良末～平安時代初頭の瓦</b>
⑤	東弓削遺跡 (98-572)	平成 11 年 (1999)	平瓦、丸瓦を多量に含む中世期の落ち込み
⑥	東弓削遺跡 (2003-150)	平成 15 年 (2003)	弥生中期後半、古墳後期、 <b>飛鳥、奈良、平安、中世期の遺物</b>
⑦	東弓削遺跡 (2006-17)	平成 18 年 (2006)	瓦、瓦器を含む河川堆積層
⑧	東弓削遺跡 (2008-461)	平成 21 年 (2009)	<b>奈良時代後期の土器棺墓</b>
⑨	東弓削遺跡 (2012-213)	平成 24 年 (2012)	<b>奈良時代末～平安時代初頭の作土層</b> 、中世期の河川堆積
A	区画整理事業に伴う発掘調査 東弓削遺跡第 24～28 次調査 (HY2015-24、2016-26、 2016-27、2017-28) 弓削寺跡第 3～7 次調査 (YGT2015-3、2015-4、2016-5、 2016-6、2017-7)	平成 27～30 年 (2015～2018)	弥生時代：溝、土器埋納遺構 古墳時代：土坑、溝、自然流路、家形埴輪 <b>奈良時代：柱穴群</b> 、中世～近世：耕作跡
B			古墳時代：溝、形象埴輪 <b>奈良時代：溝、井戸</b> 中世：柱穴、曲物・石組み・桶枠等の井戸、土師器皿埋納土坑 中世～近世：耕作跡
C	東弓削遺跡第 27 次調査 (HY2016-27) 東弓削遺跡・弓削寺跡 (2015-347) の調査	平成 28 年～ 平成 29 年 (2016～2017)	<b>中世期の整地層及び瓦積み井戸等から奈良時代後半の瓦が出土</b> <b>(由義寺跡塔基壇発見の端緒となる調査)</b>
	国史跡由義寺跡第 1 次発掘調査	平成 30 年 (2018)	<b>塔基壇の範囲等の確認調査：塔基壇の構築に関わる土層を確認</b>
	国史跡由義寺跡第 2 次発掘調査	令和 2 年 (2020)	<b>史跡指定地内の確認調査：指定地北東部に奈良時代後期を中心とする瓦の集積(瓦だまり)を確認</b>
	国史跡由義寺跡第 3 次発掘調査	令和 3 年 (2021)	<b>瓦だまり及び塔基壇の追加調査：昨年度確認した瓦だまりの広がり、塔基壇南辺の遺存状況を確認</b>
国史跡由義寺跡第 4 次発掘調査	令和 4 年 (2022)	<b>塔基壇の追加調査：塔基壇東辺の遺存状況を確認し、下層で弓削寺の基壇を確認した。</b>	

※下線：奈良時代の遺構、遺物に関する内容



図 3-15 史跡指定地（赤線の範囲）及び周辺における既往調査位置図

#### (4) 由義寺の境内地の検討

国史跡に指定された由義寺跡の範囲は、広大な寺院を有したとみられる由義寺の境内地の一部で、塔以外の伽藍を構成する建物の場所や規模、寺域は明らかになっていない。由義寺や同時期にあったとみられる由義宮については、史料からも特定の場所を絞り込める材料が少なく、古くから地名や地形等をもとにして類推されてきた。

発掘調査で塔基壇を確認した場所の小字は「古屋敷」にあたる。その北側には「大門」、「古宮」、「北口」、「堂ノ後」の小字などが残っており、寺院や宮の存在を示唆するものと考えられる。このあたりの現状は田地で、寺院建物を示すような地割や基壇を示す高まり等は認められない。しかし、史跡指定地北東部において発掘調査で確認した東西方向に広がる瓦だまりは、周辺に塔とは別の施設の存在を示唆している。

由義寺の塔は、同時代の東大寺や大安寺、西大寺のように、金堂や講堂などの中心伽藍の南側に塔院として独立した東西に並ぶ双塔のうちの一塔の可能性がある。しかし、周辺の発掘調査では東西どちらかで塔の存在は明らかになっていない。南北に流れる2つの河川（玉串川・長瀬川）に挟まれたほぼ中央に位置する塔基壇の位置や周囲の字名から、単塔の可能性もある。

由義寺の境内地が広がると想定される史跡指定地に隣接する北側は、市街化調整区域で、原則、開発事業が行われない。将来的には発掘調査で寺域の広がりを確認し、伽藍配置を復元する必要がある。



図 3-16 寺・宮跡に関係するとみられる小字名

### 第3節 史跡由義寺跡の本質的価値と構成要素

#### (1) 史跡由義寺跡の本質的価値

史跡由義寺跡を適切に保存し、次世代に確実に伝えるべき、「保存活用計画」第3章第1節における「史跡由義寺跡の本質的価値」の①～③に、指定後の発掘調査により得られた新たな本質的価値④を加えた。

##### ①称徳天皇・道鏡ゆかりの寺院

正史である『続日本紀』において、奈良時代後半に由義宮を中心とした西京の整備に伴い、称徳天皇が塔を建立したと記された由義寺は、くわしい場所や内容などわかっていなかった。長らく幻の寺であったが、発掘調査によって初めてその存在が明らかになった。

由義寺は、称徳天皇とともに仏教を中心とした政治を担った道鏡の出自氏族である弓削氏の本拠地にあった弓削寺を、官営寺院として塔を建立するなど伽藍の整備を行ったものと考えられ、奈良時代を象徴する寺院のひとつである。

由義寺の動向から、奈良時代後半における政治・社会情勢が理解できるもので、仏教文化に彩られた奈良時代のわが国の歴史を明らかにする上で重要な遺跡である。

##### ②官営寺院にふさわしい遺跡（遺構・遺物）

史跡指定の核となる遺跡は、一辺約20mの大規模な塔の基壇を中心とする遺構と、その周囲で出土した大量の瓦を中心とする遺物である。

基壇は、版築工法や掘込地業でつくられた強固なもので、寺院造営の具体的な技術が理解できる。建物の上部構造は明らかでないが、基壇の規模は、諸国に建てられた国分寺の七重塔をしのぎ、平城京に建立された大安寺の七重塔に匹敵するものである。

使用された瓦は、多くが奈良時代後半に比定され、東大寺や興福寺で使われた瓦と同系統のものが大半を占めている。河内職や摂津職だけでなく、平城京（中央）の官営寺院の造寺体制を集結して建立が進められたことを示唆するもので、塔の建立に国家があたったことがわかる。

##### ③西京の全体像を考える起点となる遺跡

弓削の地において、西京は由義宮と由義寺の整備を中心として計画されていた。しかし、その場所や具体的な構成・規模等は明らかになっていなかった。

塔基壇の発見により、由義寺の塔の存在を明らかにできた。将来、塔だけでなく、その他の寺院に関連する遺跡（遺構・遺物）が明らかになることにより、由義寺の寺域全体の解明が期待される。

由義寺を含めた西京の全体像を考える端緒となると同時に、仏教と政治が密接に関連した都（仏都）のあり方を考える貴重な材料になる。

##### ④由義寺建立を考えるうえで重要な前身寺院の存在

塔基壇の下層において、前身寺院である弓削寺の建物基壇と考えられる遺構が見つかり、前

身の基壇も凝灰岩の切石を使った格式の高い建物であったことがわかった。前身寺院の建物を解体し、さらに盛土・整地して塔に建て替えるという大規模な工事が行われたことが明らかになった。

今後、由義寺の下層にあるとみられる前身寺院の遺構の性格や範囲等にも留意して調査・研究を進め、弓削寺の実態解明につなげることで、由義寺建立の歴史的意義を明らかにできる。

## (2) 史跡由義寺跡の構成要素

「保存活用計画」第3章第2節「史跡を構成する要素の特定」において整理した史跡を構成する諸要素の現況については、図3-17のとおりである。

表3-3 由義寺を構成する要素

由義寺を構成する要素	史跡由義寺跡 (史跡指定地)	<p><b>I. 本質的価値を構成する要素</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・由義寺(前身寺院の弓削寺を含む)に関する地下に存する遺構及び遺物(「地下の遺構・遺物」) : 仮整備による盛土により保護されている。</li> <li>・出土遺物: 瓦・土器・金属製品等 : 八尾市立埋蔵文化財調査センター・歴史民俗資料館において、展示・保管</li> </ul>
		<p><b>II. 保存活用するために必要な要素</b></p> <p>①保存管理に必要な要素 管理用通路、雨水排水路、フェンス、土地境界標、車止め (配置場所は、図3-17のとおり)</p> <p>②本質的価値を伝えるために必要な要素 史跡標識、史跡説明板、史跡案内板、基壇の位置を示す盛土 (配置場所は、図3-17のとおり)</p>
		<p><b>III. その他の要素</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本質的価値に直接かかわらない要素 電柱、水路(配置場所は、図3-17のとおり)</li> </ul>
	由義寺関連遺跡群 (周知の埋蔵文化財 包蔵地: 東弓削遺跡・ 弓削寺跡の一部)	<p><b>IV. 指定地の周辺地域を構成する要素</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・由義寺を中心として由義宮を含む遺跡 史跡指定地南側の公園区域については、遺構確認調査により、由義寺に関連する遺構が広がらないことを確認している。 周辺の開発事業においては、事前の遺構確認調査により、由義寺や由義宮に関連する遺構等の把握に努めている。</li> </ul>





図 3-17 史跡を構成する諸要素



管理用通路（中央東側付近）



管理用通路（北側出入口）



雨水排水路



侵入防止のフェンス



水路転落防止用のフェンス



基壇見学用のフェンス



土地境界標



車止め

図 3-18 保存管理に必要な要素（現況）



史跡標識（遠景）



史跡標識（近景）



史跡説明板



史跡案内板



基壇の位置を示す盛土



基壇の位置を示す盛土

図 3-19 本質的価値を伝えるために必要な要素（現況）



水路（農業用水）



電柱

図 3-20 指定地内のその他の要素（現況）



入口（南側）



広場から入口（南側）を撮影



広場（北西方向に撮影）



園路西側植栽帯



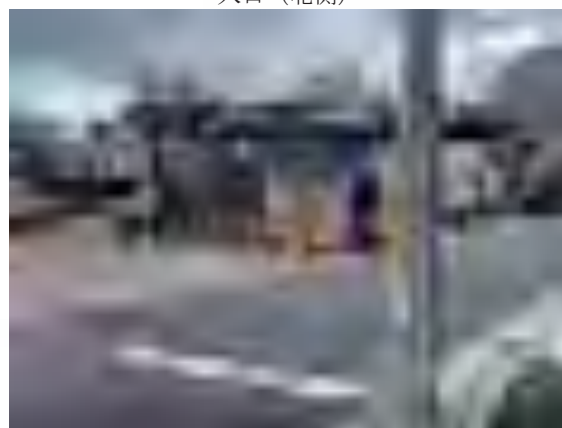
国道 170 号（外環状線）沿い園路



入口（北側）



入口（北側）から史跡を望む



史跡と公園の間の道路

図 3-21 計画対象区域内公園（現況）

## 第4節 整備に関する史跡指定地の現状

### (1) 指定地の現状

#### ① 仮整備の経緯

史跡由義寺跡の史跡指定地は、浅いところでは地表面直下に遺構面があり、遺構の保存を図る必要があった。そのため、将来の保存活用計画・整備基本計画策定後の本格整備を行うまでの期間の保存と活用のため、仮整備を行うこととした。平成30(2018)年6月15日付け30受庁財第4号の268及び平成31(2019)年3月11日付け30受文庁第4号の781で現状変更の許可を受け、史跡を保存・活用するための仮整備を、八尾市曙川南土地区画整理組合により平成30(2018)年6月から令和元(2019)年7月にかけて実施した。

仮整備の内容は、遺構面を保護するため、現況地表面上に遺構保護盛土(厚さ1.5m前後)を行い、工事による掘削は盛土内に収め、管理に必要な通路や排水路、フェンス等を設置した。

#### ② 諸要素の整備

仮整備で整備した要素は、前節の構成要素の分類に当てはまると、保存管理に必要な要素と本質的価値を伝えるために必要な要素に分けられる。仮整備で整備した諸要素の概要は下記のとおりである。(位置や写真は前節参照)

表3-4 仮整備で整備した要素

	仮整備で整備した要素	概要
保存管理に必要な要素	管理用道路	・史跡の日常管理(除草等)のため、管理用車両等が使用する仮設通路(道路幅員3.0m、透水性アスファルトコンクリートのカラー舗装)
	雨水排水路	・地下の遺構・遺物等を保護するために設置された雨水排水施設(浸透性側溝)
	フェンス	・史跡指定地の範囲とその外側との境界を示すもの ・史跡指定地への侵入防止のための高さ1.8mの境界用のフェンス、史跡指定地内を流れる水路への高さ1.2mの転落防止用のフェンス、塔基壇の南側に見学に配慮した透明のポリカーボネートを張った見学用のフェンスを設置
	土地境界標	・史跡指定地の範囲にある土地の境界を明示するために設置
	車止め	・現状の見学区域に車の侵入を防ぐための設備
本質的価値を伝えるために必要な要素	史跡標識	・史跡由義寺跡の名称と指定年月日、史跡の概要を明記した石製の標識
	史跡説明板	・史跡由義寺跡の概要を説明するための施設
	史跡案内板	・史跡由義寺跡の存在を隣接する大阪外環状線を通行する自動車等に認知してもらうための施設
	基壇の位置を示す盛土	・由義寺を象徴する塔基壇の位置を示すために、復元長一辺約20mの大きさと盛土成形により表示した暫定的な盛土整備

### ③遺構保護のための盛土整備

史跡指定地の地下の遺構・遺物は、遺構保護のための盛土整備によって約 1.4m 前後の保護層のある土中で保存されている。遺構保護のための盛土は真砂土を使用しており、雨水排水路の整備によって排水状況に問題は生じていない。

遺構保護のための盛土の横断断面の状況は図 3-22・図 3-23 のとおりである。



図 3-22 横断位置図

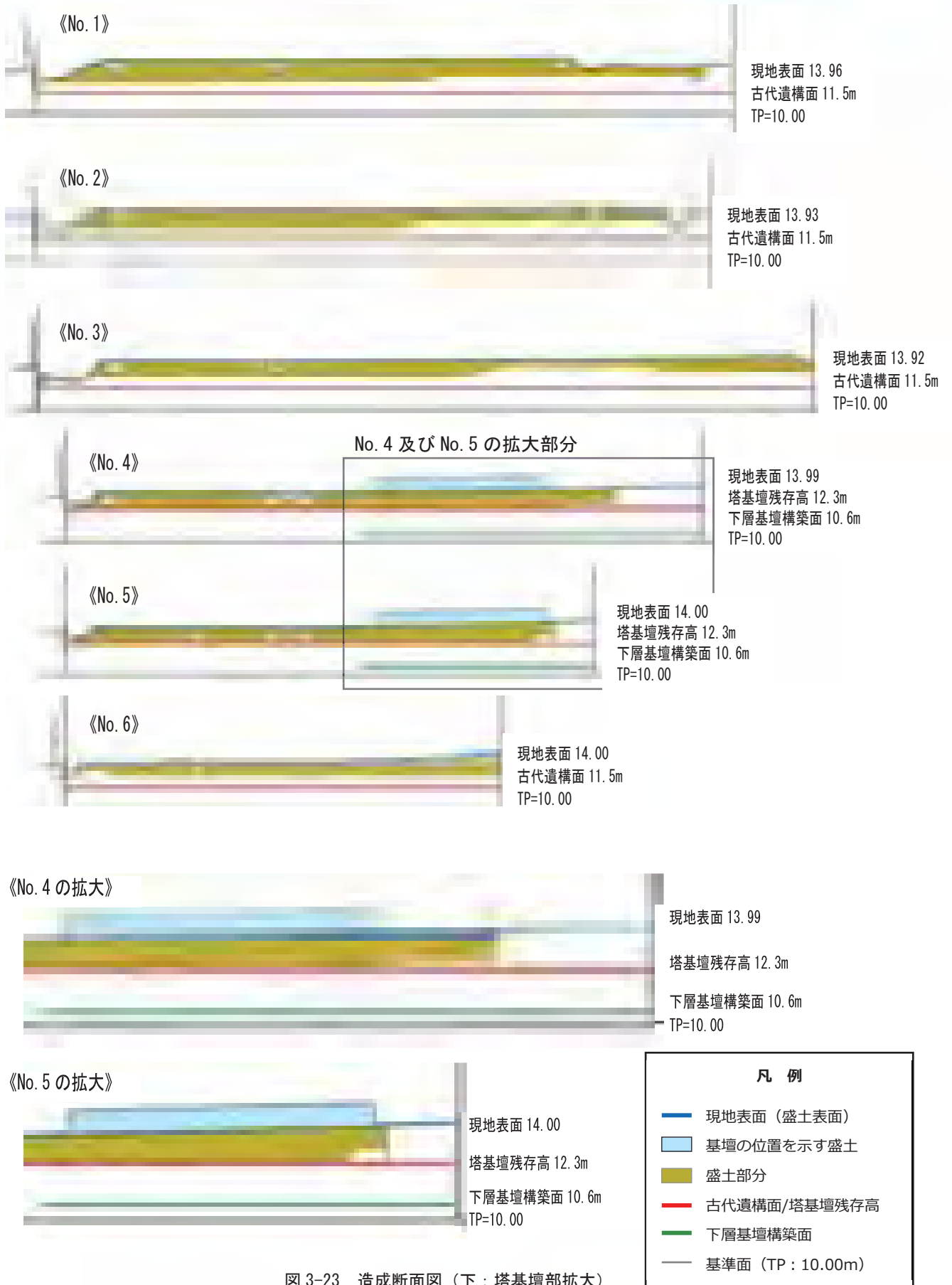


図 3-23 造成断面図（下：塔基壇部拡大）  
 （※垂直方向は 2 倍で表現している）

④仮整備等で整備したフェンスの概要

史跡指定地において、現在設置されているフェンスは、以下のように分類される。

なお、目隠しフェンスは近隣住民と協議のうえ、視線遮断のため整備されたものである。

表 3-5 設置されているフェンスの分類

分類	形状・素材	高さ	設置箇所
侵入防止のフェンス	メッシュフェンス	1.8m	主に史跡指定区域境界（北側・東側）
水路転落防止用のフェンス	メッシュフェンス	1.2m	史跡指定地内水路沿い
基壇見学用のフェンス	上部：ポリカーボネート（透明板） 下部：メッシュフェンス	1.8m	塔基壇南側
目隠しフェンス	パンチングパネル フラット仕様	1.8m	史跡指定地西側

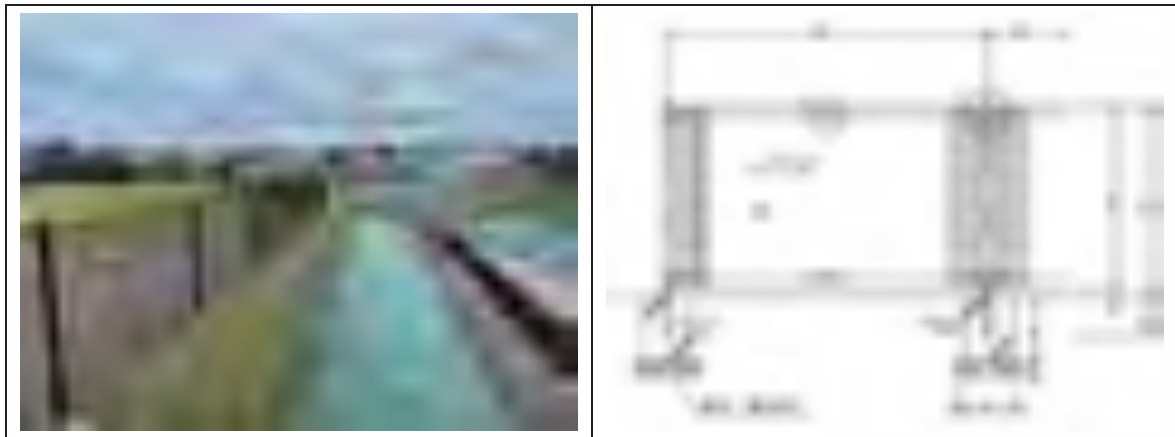


図 3-24 水路転落防止用のフェンス：現況写真・立面図



図 3-25 基壇見学用のフェンス：現況写真・立面図



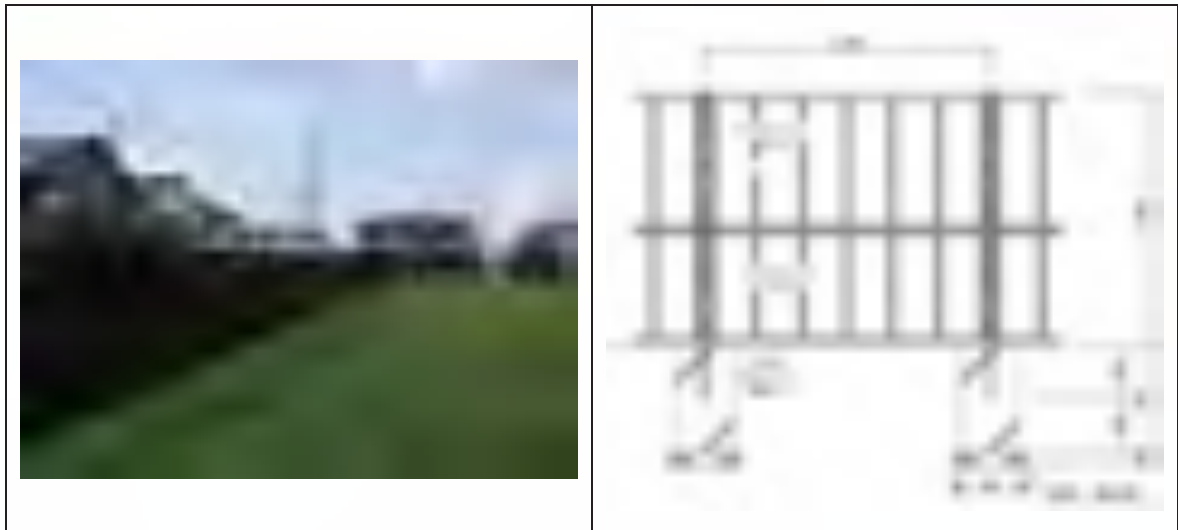


図 3-26 目隠しフェンス：現況写真・立面図

⑤仮整備後の史跡指定地内法面の現状

史跡指定地内には、西側境界、北側境界、水路沿いに法面があり、平成 31（2019）年に施工した防草シートが布設されている。

防草シートによって維持管理面（除草量の軽減）での一定の効果は出ているが、シートの経年劣化により一部雑草が生えているところがある。史跡西側境界の法面は、目隠しフェンスによって視認されにくいところだが、北側境界と水路沿いは見学者や周辺通行者からも見えやすいところにあるため、景観への影響も生じている。



図 3-27 史跡指定地内法面（左：西側境界、右：北側境界）（令和 4 年 6 月現在）

## (2) 出土遺物の活用現状

史跡由義寺跡の本質的価値を構成する出土遺物（瓦・土器・金属製品等）については、現在、八尾市立埋蔵文化財調査センターで保管されている。出土遺物は、瓦が大部分を占めており、そのなかでも特に平瓦が多い。

また、軒丸瓦や軒平瓦で代表的なものは、八尾市立歴史民俗資料館の常設展「咲き誇る蓮華の花々」で展示されている。瓦類の展示とともに由義寺を紹介しているが、現地への誘導等は十分でない。



図 3-28 出土遺物の展示状況：八尾市立歴史民俗資料館



図 3-29 埋蔵文化財調査センター及び歴史民俗資料館の位置

### (3) 由義寺跡に関する活用の現状

平成 29 (2017) 年 2 月の由義寺の塔基壇の発見を契機として、市民の関心も高まり、由義寺に関する多様な活用が市内外で展開されるようになった。

史跡由義寺跡では、塔基壇跡周囲でのコスモスや菜の花の植栽や古代衣装体験プログラムなどを実施したが、史跡指定地南側の一部区域を除き一般供用していないため、現地での活用事例はほとんどない状況である。なお、新型コロナウイルス感染症拡大によって中止となったが、史跡指定範囲を開放してのイベント開催も企画していた。

表 3-6 史跡由義寺跡に関する取り組み事例 (一部)

取り組み	主体	時期
発掘調査現地説明会及び出土品速報展	文化財課、(公財)八尾市文化財調査研究会、歴史民俗資料館	2016年9月、 2017年2・8月
由義寺発見の速報展示と関連図書等の紹介	山本図書館／八尾図書館／龍華図書館	2017年2～3月 2017年10～11月 /2017年3月・ 2018年4～9月 /2017年12月
読書週間講演会「由義寺と仏の都～塔跡の発見からみえてくる古代国家～」／「道鏡の権威・権力と由義宮の造営」	山本図書館／志紀図書館	2017年11月
文化講演会「まぼろしの由義寺の塔 発見」	八尾市郷土文化推進協議会	2017年11月
七重塔・歌垣の復元イメージ画の制作 (作画：早川和子氏・協力：箱崎和久氏)	文化財課	2017年12月
資料館歴史講座「奈良時代を学ぼう！なぜ由義寺が建てられたのか」	歴史民俗資料館	2018～2019年
由義寺の七重塔の立体映像及び由義寺跡の発掘風景等の映像作成	八尾ライオンズクラブ	2018年3月
影絵物語「称徳天皇と弓削道鏡物語」(映像)	八尾ライオンズクラブ	2018年3月
普及冊子「由義寺の塔の物語」の刊行	文化財課	2018年6月
国史跡由義寺跡指定記念シンポジウム／シンポジウム記録集の刊行	文化財課	2018年10月 /2019年10月
道鏡ウィーク in 八尾(トーク、グルメ、まち歩き、縁日、クイズ、スタンプラリー、作文教室、落語、講談、歌「みんなの道鏡さん」など)	政策推進課 (各企画内容は市民等)	2019年3月
講演会「古代の弓削地域と由義寺・由義宮」／「称徳天皇と仏都造営」	曙川出張所	2019年3月 /2020年1月
展示会「史跡由義寺跡出土瓦の展示」	文化財課	2019年3・4・9 2020年1月
道鏡落語	八尾菊花ライオンズクラブ	2019年6月
国史跡指定記念特別展「由義寺発見！」	歴史民俗資料館	2019年10～11月
道鏡像の彫像	市民団体「道鏡を知る会」	2020年11月
古代衣装体験プログラム(Living History 促進事業「日本博」)	文化財課	2021年3月



図 3-30 古代衣装体験プログラム



図 3-31 「DOKY02020~ゆげで逢えたら~」 イベントチラシ

#### (4) 史跡由義寺跡の運営体制の現状

由義寺の発見を契機として、様々な団体により由義寺及び関連する称徳天皇や道鏡に関する講演会や史跡ハイキングなどが行われ、活発な活用の取り組みが行われるようになった。市民や地域等の称徳天皇や道鏡への関心の高さが顕在化した。また、市民会議等での活発な議論にみるように、由義寺をめぐるストーリーは活用方法において自由な発想を得やすいことがわかる。

維持管理については、史跡指定区域は観光・文化財課が管理しており、広域な敷地のため定期的な維持管理が必要な状況にある。南側の都市公園区域は、八尾市土木管理事務所が周辺公園との一体的に管理しているため、植栽及び雑草の繁茂などが課題となっている。

しかし、整備後の史跡由義寺跡の具体的な維持管理・運営の体制は定まっていない。

この市民や地域等の関心の高さを集約するため、今後、史跡指定地を拠点として、市民や地域等が自発的に史跡由義寺跡を保存・活用できる体制が必要である。

また、本市が組織している八尾市史跡保全活用ボランティアについても、活動の場の1つとして史跡由義寺跡を位置づけ、さらなる組織の運用が求められる。

## (5) 市民・地域住民の意向

史跡由義寺跡の整備・活用にあたって、地域住民から下記の要望・意見等があった。

### ①歴史資産のまち‘やお’推進市民会議（平成 29（2017）年）

史跡由義寺跡の活用にあたってどういう場になればよいか、歴史資産のまち‘やお’推進市民会議でワークショップ形式による意見交換を行った。推進市民会議は、今後、歴史資産の活用が期待される町会などで地域活動をしている方、小学校の校長先生や事業者の方、文化財に関係するボランティアの方と公募市民、市役所の公募職員の 12 名で構成した。

市民会議では、人が集う場にしたいなどの意見があげられ、憩いの場の整備や河内音頭の実施などのアイデアが出された。

表 3-7 「史跡由義寺跡をどんな場所にしたいか」意見内容

班	テーマ	具体的なイメージ
A	ファミリーで楽しめる史跡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「道鏡の里」（同郷の里）として打ち出す。</li> <li>・道鏡さんに親しみをもてるイベント、名産物を展開する。</li> <li>・お年寄り、親子など、ファミリーが楽しめる。</li> <li>・当時の生活が楽しめる史跡。</li> </ul>
B	地域から外から人が集まる場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・散歩に行きたいと思える場所。</li> <li>・都があったということは賑わいのある場所だった。</li> <li>・ランニングしている人がふらっと立ち寄れる。</li> <li>・大きいので八尾市だけではもったいない。八尾市外の人も由義寺と分かるとよい。</li> <li>・近所の人でも喜ぶ公園がよい。防災公園を兼ねるとよい。</li> <li>・イベント時以外は普通の公園。</li> </ul>
C	誰もが参加できる交流ができる場所（八尾を紹介できる拠点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人と人があって話をする場、好きな人が継続的に来られる場にしたい。</li> <li>・屋根もあって交流できるスペースがある場所。</li> </ul>

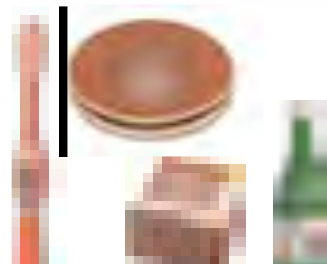
### 《推進市民会議で出されたアイデア》



憩いの場：休憩ベンチ・花壇



教育・活動資源として活用：遠足・イベントなど



関連商品開発：お土産品（開発）、食イベント（道鏡にまつわる）、ゲーム、イベントとの連携、市内産業工業製品等（由義寺・道鏡関連商品）制作・販売

出典：歴史資産のまち‘やお’推進市民会議報告書（平成 29（2017）年）

## ②地域住民意向ヒアリング（令和3（2021）年）

本計画策定にあたって実施した地元自治振興委員会へのヒアリングでは、史跡由義寺跡をコミュニティ活動の場として使いたい、楽しい場にしたいなどの要望意見があげられた。

表 3-8 「史跡由義寺跡をどのように整備・活用したいか」曙川東小学校区の市民の声

整備全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡の価値を示す整備、出土品を展示する資料館を整備してほしい。</li> <li>・由義寺に何があったか見てわかるものがないと、理解しづらい。</li> <li>・ガイダンス施設を整備するだけでなく施設で催しをし、地域もイベントをするなど、史跡・地域・運営の3つの組み合わせが必要である。</li> </ul>
広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災イベントなど地域コミュニティの集まりで利用したい。</li> <li>・新たに入ってきた子どもがいる世帯や市内外から人が来るイベントを定期的に開催したり、隣接のショッピングセンターの帰りに立ちよる場所になるとよい。</li> <li>・ダンス教室や学校のダンス部等の発表の場として活用することで、父兄等が見に来ることでにぎわいの場となるとよい。</li> <li>・芝生広場の維持管理の手間とコストをふまえる必要がある。</li> <li>・球技の練習等ができる広場のニーズは市内でも高く、にぎわいにつながることから、球技が可能かを検討してほしい。</li> </ul>
管理運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できることならフルオープン（24時間開放）にしてほしいが、地域で管理を行うとなるとシステムをしっかり作らないといけない。</li> <li>・場所を借りてダンス発表会を行うといった利用を促すのであれば、借用手続き等の場所が必要になる。</li> </ul>
動線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内外から集客してイベント等を開催する場合、駐車場が必要になるが、隣接のショッピングセンターとの連携なども必要になる。</li> <li>・駅からの動線に史跡までの距離や方向を示すタイル等の設置を検討してほしい。</li> </ul>

## ③地域住民意向アンケート（令和3（2021）年）

周辺施設や自治会等に配布した意見募集アンケートでは、史跡由義寺跡に整備が検討されるにあたって指定地内でやってみたいことについて、意見収集した。

表 3-9 「指定地内でやってみたいこと」意見収集の結果まとめ

	広場でやってみたいこと※1	そのためにあるとよいもの
日常利用	子供の遊び	木陰・ベンチ・自然を感じるもの
	ピクニック	芝生広場・四季の花
	散歩	遊歩道・木
	花畑（近隣学校の児童生徒が植える）	自動散水栓
	スポーツ（球技）※2	防球ネット※2
非日常利用	祭り、屋台祭り	広いスペース
	巨大迷路、おばけやしき、宝探しゲーム	同上
	フリーマーケット	同上
	市内店舗フードフェス、八尾産フェス	同上
	奈良時代を体感できるイベント	古代衣装の貸し出し

※1：意見にみられた遊具・スポーツ占用施設は、史跡指定地内での整備が難しいため除いている。

※2：球技に関しては、どの程度の使用が可能かルール設定が必要。子ども個人の練習などをどこまで許容するか。必要に応じた高さのネットを検討。

※3：上記の他、駐車場が必要という意見あり。

## 第5節 史跡等の公開活用に関する諸条件の整理

「保存活用計画」において整理した史跡由義寺跡の保存・活用に関する現状と課題をふまえ、史跡等の公開活用に関する諸条件（課題における下線部分）を確認する。

### (1) 保存管理の現状と課題

現状	課題
①遺構は仮整備による盛土により保護されている。史跡指定地は公有化しており、八尾市が適切に保存管理をしている。	<b>①適切な遺構の保存管理</b> ・適切な遺構の保存管理と現状変更の継続的な対応
②出土遺物は、八尾市立埋蔵文化財調査センターで保管、一部が八尾市立歴史民俗資料館等で展示されている。瓦等の展示とともに史跡由義寺跡を紹介しているが、現地との関連は十分ではない。	<b>②適切な出土遺物の収蔵管理</b> ・一括した管理をするための収蔵施設が必要 ・瓦等が系統的に展示公開されておらず、史跡指定地に近接した場所での展示・収蔵が必要
③史跡由義寺跡は由義寺の範囲の一部であるが、由義寺の寺域や由義寺関連遺跡群の全体像は明らかになっていない。	<b>③由義寺の寺域及び由義寺関連遺跡群の全体像を解明する調査研究</b> ・史跡指定地内における遺跡内容確認調査の実施 ・史跡指定地外における範囲確認調査の実施 ・文献等による調査研究の実施 ・追加指定等の対応方針の検討

### (2) 活用の現状と課題

現状	課題
①史跡由義寺跡の発見を契機として、本質的価値を活用した様々な取り組みを市内外で実施してきた。(シンポジウム、講演会、展示会など)	<b>①史跡由義寺跡の本質的価値を伝える活用の継続</b> ・現地及びその他施設を活用した本質的価値の普及啓発の推進 ・「学校教育」、「社会教育」、「地域」など対象ごとの本質的価値を伝える活用の推進 ・小中学校の現地見学が行われていないなど、学校教育との連携が必要 ・調査研究の成果の継続的な普及啓発の実施
②「道鏡」や「称徳天皇」を素材とした広がりのある取り組みを市内外で行ってきた。(まち歩き、道鏡ウィークなど)	<b>②歴史資産としての活用の推進</b> ・「歴史資産のまち‘やお’推進の基本的な考え方」に基づいた活用の推進 ・「道鏡」や「称徳天皇」を素材として、由義寺への親しみ、理解を醸成するため、活用の取り組みを継続的に実施・歴史資産のネットワークを構築する拠点としてゲートウェイ機能を持たせた活用の推進
③地域の魅力を創出する空間として史跡指定地の活用が求められている。(子どもの遊び場やピクニック、イベントなど)	<b>③地域の魅力を創出する空間としての活用の検討</b> ・「学校教育」、「社会教育」、「地域」の利用主体ごとの活用方法の検討 ・地域での活発な利用を視野に入れた魅力ある空間としてのあり方

### (3) 整備の現状と課題

現状	課題
<p>①保存のための整備 盛土造成工事によって地下の遺構・遺物を保存するための整備は完了している。</p>	<p>地下の遺構・遺物の適切な保存管理</p>
<p>②活用のための整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下の遺構・遺物を保存するための整備は完了しているが、本質的価値は顕在化していない。</li> <li>・仮整備として、史跡標識や塔基壇発見地の説明板設置等を行い、史跡整備までの来訪者、地域への周知に努めている。史跡整備完了までは暫定的な公開を継続的に行う。</li> <li>・将来の史跡整備に向けた具体的な内容を検討する必要がある。</li> <li>・未供用のため、史跡を見学するにあたっての安全の確保や設備等は整備されていない。</li> <li>・史跡由義寺跡等を理解するためのサイン整備は十分ではない。近隣には展示等を行える施設がなく、出土瓦を展示している施設とも立地的に連携がとりにくい。</li> <li>・最寄り駅からのアクセスの分かりにくさや公的な駐車場・駐輪場が近隣にないことなど、アクセスの問題がある。</li> </ul>	<p><b>①本質的価値を伝える整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発掘調査や既往の調査研究の成果、学識経験者や文化庁等の意見をもとに、本質的価値を顕在化させる塔基壇の復元などの整備</li> <li>・塔基壇と伽藍の広がりを感じさせるための視点場の設定</li> <li>・史跡を解説する説明板等のサインの改修や新規整備</li> <li>・出土瓦等を展示し、本質的価値を伝えるガイダンス施設の整備</li> </ul>
	<p><b>②歴史資産の活用拠点としての整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史資産のネットワーク拠点となる整備</li> <li>・史跡の管理や利用者の安全確保等に必要となる管理施設の整備</li> <li>・史跡アクセス用の駐車場・駐輪場の整備</li> <li>・学校等の団体が快適に史跡見学できる便益施設等の整備</li> <li>・最寄り駅から史跡由義寺跡へアクセスするためのサイン等の整備</li> </ul>
	<p><b>③地域の魅力ある空間の創出のための整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の憩いの場となる整備方法の検討</li> <li>・憩いの場となる木陰等を形成する植栽</li> </ul>

### (4) 運営・体制の現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校連携等による史跡由義寺跡の教育面での活用は十分に進んでいない。</li> <li>・整備後の史跡由義寺跡を保存活用する運営方法及び体制が定まっていない。</li> </ul>	<p><b>史跡由義寺跡における保存活用の体制づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存管理、整備の主体者である八尾市と、活用の主体者となる教育関係者（学校教育）や市民・地域等が連携した活用体制の構築</li> <li>・史跡指定区域及び南側の都市公園区域における、定期的な除草等の維持管理</li> </ul>



## 第4章 基本方針の設定

### 第1節 史跡整備の基本理念

「保存活用計画」で示した保存活用大綱や将来に向けた3つの目標、前章で整理した現状・課題をふまえ、史跡整備が目指す本計画の基本理念を以下のとおりとする。

「保存活用計画」第5章及び第12章より

#### 【保存活用大綱】（「保存活用計画」第5章第1節）

日本の歴史上、重要な奈良時代の遺跡として位置づけられる称徳天皇、道鏡ゆかりの史跡由義寺跡の本質的価値を守り伝えるとともに、広く全国に発信する。

そのために史跡由義寺跡の保存管理を適切に行うとともに、継続的な活用や整備を計画的に進める。由義寺、由義宮そして西京の発見へと視点を広げ、八尾市の貴重な歴史資産として現在から未来へつながる保存と継承を進める。

#### 【史跡由義寺跡の将来に向けた3つの目標】（「保存活用計画」第12章）

##### ①史跡由義寺跡の活用に向けた史跡整備の実施

本保存活用計画を基本として、本格的な史跡整備に向け、発掘調査及び最新の研究の成果を活かした具体的かつ親しみやすい整備方法を検討し、速やかな市民への公開に努め、さまざまな世代の活用を図る。

##### ②由義寺関連遺跡群の適切な保存

由義寺関連遺跡群が遺存していると想定される周辺の土地利用の動向に留意しつつ、計画的な調査研究を継続的に行い、追加指定を基本とした恒久的な保存を進め、文化財保護への醸成を図る。

##### ③歴史資産のまち‘やお’の推進

八尾市の魅力発信の核となるよう、史跡由義寺跡における取り組みを通じて、市民相互の交流や地域の活性化に寄与するとともに、新たな歴史資産の活用のモデルとして、その利活用を広げる。

#### 【史跡整備の基本理念】

**「さまざまな世代が史跡由義寺跡につどい、共感・交流し、奈良時代の歌垣のようなにぎわいのある空間をつくる。」**

史跡由義寺跡を象徴する塔基壇の復元整備を中心として、日本の歴史においても重要な価値を有する由義寺を将来に確実に伝える。

史跡由義寺跡に興味を持って訪れる人をふくめて、奈良時代に由義宮で開催された歌垣のようにさまざまな人が集う地域のにぎわいの場にする。

史跡由義寺跡を活用した地域の魅力発信とあわせて、市内の文化財の認知度向上と活用につながる仕掛けにより、歴史資産のまち‘やお’推進の拠点になることを目指す。



図 4-1 基本理念のイメージ

## 第 2 節 史跡整備の基本方針

---

前節の「史跡整備の基本理念」に基づき、史跡整備に関する基本方針を以下のとおり定める。

### (1) 史跡由義寺跡の本質的価値を伝える整備

- ・発掘調査成果や既往の研究成果等を踏まえ、塔基壇をわかりやすく視覚的に伝える復元整備を行う。また、塔の高さや規模を体感できる仕掛けを検討する。
- ・由義寺や由義宮（西京）が整備地の外に広がることを示すとともに、今後の調査研究で解明することを明示する。
- ・由義寺の存在を示す景観（視点場）を整備する。
- ・史跡由義寺跡の本質的価値の解説や出土品の展示を行うガイダンス施設の整備を行う。
- ・ICT 技術等を駆使して塔の実際の高さを実感できるように検討する。

### (2) 地域の魅力を創出する空間としての整備

- ・八尾市文化財保存活用地域計画の関連文化財群「物部守屋、弓削道鏡の仏教への関わりと寺院の建立」の中心要素で、周辺の文化財とともにストーリーを構成することを解説板等で明示する。
- ・見学者が快適に見学でき、地域の憩いの場となるように、管理施設や便益施設を整備する。

### (3) 新たな八尾の魅力の発信拠点としての整備

- ・広域からの車が通行する国道 170 号（大阪外環状線）から、史跡由義寺跡の所在を認知でき、本地域に訪れ、歴史資産を楽しみたくなる仕掛けを整備する。
- ・市内の他の歴史資産の活用につながる仕掛けを整備する。
- ・近隣の集客施設から足を伸ばして本史跡を楽しむことができるように動線や案内を工夫する。

## 第5章 整備基本計画

### 第1節 全体計画及び地区区分計画（ゾーニング計画）

#### （1）全体計画

史跡由義寺跡の整備を進めるにあたっては、本質的価値の象徴である塔基壇の整備を中心に据え、整備の方向性を踏まえた「ゾーニング」を設定する。また、史跡由義寺跡の本質的価値を構成する瓦等の出土品を展示し、史跡の案内機能を含めて効果的な活用を図るためにガイダンス施設の整備を検討する。

「保存活用計画」第8章第2節「(1) 史跡由義寺跡の本質的価値を伝える整備」においては、「歴史体感ゾーン」、「地域活用ゾーン」、「緩衝緑地ゾーン」の3つに区分したが、本計画では想定される伽藍配置や整備内容等を踏まえて「歴史体感ゾーン」、「エントランスゾーン」、「保存研究ゾーン」、「ガイダンスゾーン」、「緩衝ゾーン」の5区分のゾーニング計画とする。

但し、ゾーニングは、利用状況に応じて共有・変更するものとし、柔軟な活用を行うものとする。

**①歴史体感ゾーン**：史跡由義寺跡の本質的価値を伝えるための整備を行うゾーン。塔基壇の復元等により、古代寺院の存在を体感できるようにする。伽藍の広がりや体感できるように広場的に整備する空間は、日常的な利用やイベント活用も可能とする。

**②エントランスゾーン**：入口としてのエントランス機能を果たすとともに、史跡由義寺跡の概要について伝えるゾーン。東エントランスゾーンと南エントランスゾーンの2箇所を設定する。

**③保存研究ゾーン**：整備後も発掘調査を行うために現状を維持し、由義寺の調査研究を進めるゾーン。

**④ガイダンスゾーン**：史跡由義寺跡について学習し、理解を深め、活用の拠点となるガイダンス施設を整備するゾーン。（都市公園区域：東弓削三丁目公園）

**⑤緩衝ゾーン**：史跡整備に伴う近隣住宅への影響を軽減するために緩衝地を確保するゾーン。

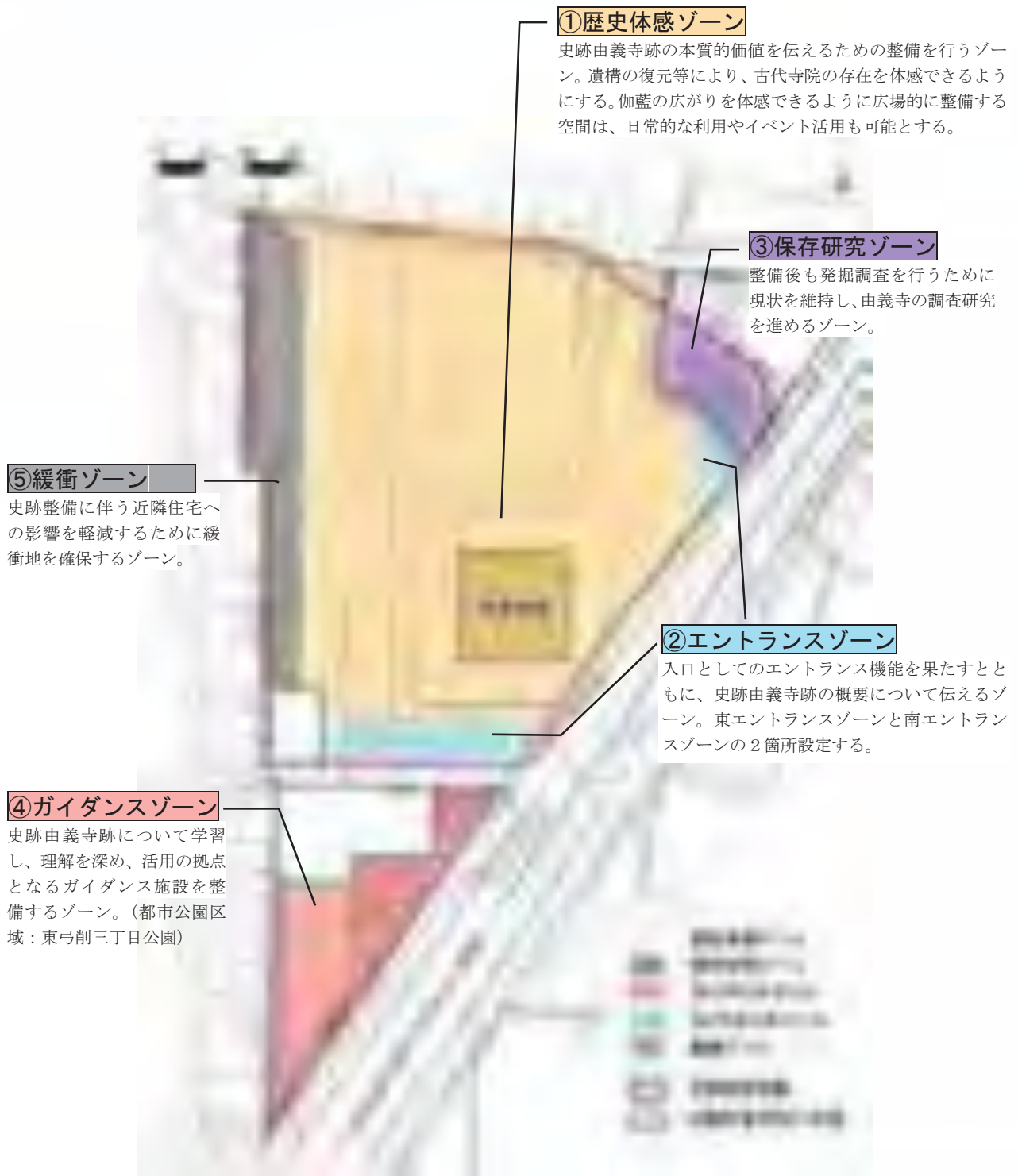


図 5-1 史跡由義寺跡のゾーニング図

## (2) 地区別整備計画（ゾーニング計画）

区分した空間（ゾーン）ごとの前提条件を踏まえ、整備の方針を定め、その具体的な内容を検討する。

### ①歴史体感ゾーン

#### 【前提条件】

- ・発掘調査により確認された塔基壇を中心として古代寺院・由義寺の存在を体感できる。



図 5-2 基壇の位置を示す盛土と広場の現状

#### 【整備方針】

- ・巨大な塔基壇の存在とその規模を示す（塔基壇の整備方法については、第5節を参照）。
- ・伽藍の広がりを感じられる広場空間を整備する。
- ・見学環境を高める施設を整備する。

#### 【整備内容】

- ・塔基壇の規模を感じられるよう遺構表示を行う。
- ・基壇の周辺は防草効果のある素材を用いた土系舗装を基本とする。
- ・休憩できる四阿を整備する。
- ・塔基壇や七重塔など史跡由義寺跡の本質的価値の理解に繋がるサインを整備する。
- ・塔基壇と伽藍の広がりを感じられるための視点場を設定する。

## ② エントランスゾーン

### 【前提条件】

- ・ 商業施設（アクロスプラザ）や国道 170 号の往来する人々に、整備された史跡由義寺跡の存在を伝え、来訪する契機を与える。
- ・ エントランスとして空間を確保する。
- ・ 歴史資産のまち‘やお’のゲートウェイとしての役割を果たす。



南エントランス広場



農業用水路から南向きに見た歩道

図 5-3 エントランスゾーンの現状

### 【整備方針】

- ・ ガイダンスゾーンに近い南側（「南エントランスゾーン」）と多くの人々が訪れている商業施設に近い東側（北東部）（「東エントランスゾーン」）の 2 箇所の入口を設ける。
- ・ 史跡由義寺跡への入口空間としての広場機能を確保し、史跡由義寺跡の理解につながる整備を行う。
- ・ 史跡指定区域のうち塔基壇跡を含む区域は安全管理等のため開放時間を設定するが、エントランスゾーンは 24 時間開放を基本とし、開放時間外に訪れた人でも、史跡由義寺跡の価値や歴史資産のまち‘やお’を理解できる空間とする。
- ・ 南エントランスゾーンは、ガイダンスゾーンに近い立地にあるとともに、南から北を見る景観が伽藍配置の正面側にあたる。そのため、由義寺跡の価値を伝えることを重視した整備とする。

### 【整備内容】

- ・ エントランス機能を確保するため、国道 170 号沿いに歩道と一体性のある広場を整備する。
- ・ 史跡由義寺跡の本質的価値の理解や史跡内の施設案内、見学の動線につながるサインを整備する。
- ・ 南エントランスゾーンにおいては、開放時間外でも塔基壇を見る視点場として、透明板のある柵の整備を行う。また、関連文化財群「物部守屋、弓削道鏡の仏教への関わりと寺院建立」での史跡由義寺の位置づけなどを示す解説板を設置する。



図 5-4 事例：広さを確保したエントランス  
(池上曽根史跡公園 (和泉市))



図 5-5 事例：園内の案内板  
(安満遺跡公園 (高槻市))

### ③保存研究ゾーン

#### 【前提条件】

- ・今後の発掘調査の実施を見据えて、再発掘が可能な整備とする。
- ・指定地内を農業用水路が通るため利用者の安全確保を前提とする。



歩道南側から



歩道北側から

図 5-6 保存研究ゾーンの現状

#### 【整備方針】

- ・再発掘を可能とするため、最小限の整備とする。
- ・伽藍の北への広がりを意識した説明板等を設置する。

#### 【整備内容】

- ・再発掘ができるように芝張りとする。
- ・安全確保のために、農業用水路沿いに水路転落防止用のフェンス及び水路上の蓋掛けを整備する。

#### ④ガイダンスゾーン

##### 【前提条件】

- ・都市公園での整備になることから、都市公園法に準じる。
- ・区画道路 26 号線を隔てて隣接するが、北側の史跡指定地との一体性は感じづらいため、一体的な整備を図る。



南入口



広場



北入口からの歩道



北入口

図 5-7 ガイダンスゾーンの現状

##### 【八尾市都市公園条例】

第3条の4 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第3条の5 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(中略)

3 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

##### 都市公園法施行令

(公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等)

第六条 法第四条第一項ただし書の政令で定める特別の場合等は、次に掲げる場合とする。

一 前条第二項に規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設、同条第五項に規定する教養施設、同条第八項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設又は自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物(次号に掲げる建築物を除く。)を設ける場合

(中略)

三 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合

##### 【整備方針】

- ・ガイダンス施設は本物(出土品等)を展示し、由義寺跡について学べる場として、学校の1クラスが学習できる規模を確保する。
- ・北側で隣接する史跡区域と一体の施設であることを分かるようにする。
- ・歴史資産のまち‘やお’の拠点として、市内の文化財の情報も提供する。  
(詳細は、「第9節 公開・活用およびそのための施設に関する計画」で検討)



#### 【整備内容】

- ・都市公園の建ぺい率を考慮し、建築面積 150 m<sup>2</sup>程度の平屋建のガイダンス施設を整備する。
- ・公園内北出入口は、南エントランスゾーンとのつながりを意識してもらえるよう、ガイダンス施設の案内を設置する。
- ・七重塔が存在していたことの視覚的な理解につなげるために、七重塔の復元模型の整備を検討する（縮尺 1/10：想定高さ約 7 m、もしくは 1/20：想定高さ約 3.5 m）。

#### ⑤緩衝ゾーン

##### 【前提条件】

- ・利用者から視認されることによる近隣住宅への影響を軽減する。



西側の住宅との間



北側の農地・民家との間

図 5-8 緩衝ゾーンの現状

##### 【整備方針】

- ・史跡指定地西側は仮整備で侵入防止のフェンスを整備しているが、近隣住宅の住環境に影響を与えないよう引き続き侵入の制限と視線の遮断を行う。
- ・適正管理における手間とコストを抑えた舗装を施す。

##### 【整備内容】

- ・防草シートは撤去する。
- ・土系舗装など、防草効果が高い工法で全面舗装する。
- ・侵入防止となるフェンスを整備する。史跡指定地西側の目隠し機能のある侵入防止用フェンスは活用する。

## 第 2 節 遺構保存・修復に関する計画

史跡指定地は盛土によって保護層が確保されており（P46 図 3-22・P47 図 3-23 参照）、地下の遺構・遺物が保存されていることから、現在の状態を維持する。ただし、整備に伴う工事にあたっては、地下の遺構の保存を前提とする。

### 第3節 動線計画

#### (1) 史跡指定地へのアクセス

##### ① 徒歩・自転車によるアクセス

南側の JR 志紀駅からのアクセスは、住宅地を通らずにガイダンス施設を経由して史跡指定地に訪れるメインルートと、弓削神社を経由するサブルートを設定する。

北方の近鉄恩智駅からのアクセスは、線路沿いをいったん北上し国道 170 号沿いを南へ進むルートを設定する。

自転車での来訪に対しては、駐輪場を「南エントランス（想定駐輪台数：約 15 台）」と「東エントランス（想定駐輪台数：約 15～20 台）」、及びイベント時用に北西の史跡区域外計画対象地（管理道路西）に整備することで対応する。

なお、国道 170 号は交通量が多い幹線道路であり、横断歩道のないところで道路横断をしないよう、サイン整備によるルートの確保を検討する。

表 5-1 最寄り駅から史跡由義寺跡までの距離

JR 志紀駅からのルート	メインルート	約 550m
	サブルート	約 600m
近鉄恩智駅からのルート		約 1.2km



図 5-9 JR 志紀駅から史跡由義寺跡への徒歩経路



図 5-10 近鉄恩智駅から史跡由義寺跡への徒歩経路

## ②自動車によるアクセス

自動車での来訪には、駐車場（普通自動車5～6台を想定：A）を史跡指定地北東部に設けることを検討する。その東側にある大阪府所有地についても駐車場としての活用を検討する。また、史跡指定地に隣接する東弓削三丁目公園に駐車場（1台分（管理及び身障者用）：B）の整備を検討する。

史跡指定地への自動車のアクセスルート（図5-11）は、国道170号（大阪外環状線）からのみとする。なお、北東部からのアクセスは、史跡指定地北東部の交差点が北東部から右折できないため、アクロスプラザ裏側を経由したルートとなる。

マイクロバス等の大型車両によるアクセスは、史跡指定地北東部の駐車場では対応できないことから、今後の検討課題とする。



図 5-11 史跡由義寺跡への自動車アクセス経路



A (北東部)



B (公園内)



図 5-12 駐車場整備予定地の現状

## (2) 史跡指定地の動線

### ①開放時間設定区域

史跡指定区域のうちエントランスゾーンを除く区域は安全管理等のため開閉時間を設定する。閉鎖時間中は、出入口の施錠管理を行い、敷地内に入れないようにする。

### ②出入口

史跡指定地の利用者用の出入口は、史跡指定地の南側と東側に設置する。史跡指定地の北側には管理用の出入口を設置する。また、ガイダンスゾーンにあたる都市公園内の出入口を現状のまま出入口として活用する。

#### 【史跡南出入口（南エントランスゾーン）】

- ・ガイダンス施設整備予定地の南側公園区域との動線上にあり、塔基壇を南からみる視点場となる。そのため、見学者を誘導するエントランスとする。

#### 【史跡東出入口（東エントランスゾーン）】

- ・史跡指定地北東側にあるアクロスプラザ八尾（商業施設）から横断歩道を渡ってアクセスできる。また、交通量や人通りが多い国道 170 号沿いにある。そのため、商業施設や道路から利用者を誘導するエントランスとする。

#### 【史跡北出入口】

- ・史跡の管理車両専用の出入口とする。

#### 【公園北出入口・公園南出入口（公園区域内・ガイダンスゾーン）】

- ・南側の歩道からのアプローチとともに、ガイダンス施設整備予定地と史跡指定地を結ぶ機能を持たせる。（公園の南にある既存の出入口は管理車両の駐車場として活用する。）

### ③動線

#### 【全体に関する事項】

- ・各出入口と整備の中心となる塔基壇、ガイダンス施設等をつなぐ動線を検討し、園路として整備する。歴史体感ゾーンの北西側にあたる区域は、広場的空間として自由動線とする。
- ・園路は既存園路を踏襲し、「八尾市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」第 4 条を踏まえて、バリアフリーに対応したものとする。なお、舗装方法は車いす等の通行や広場利用に支障をきたさないものを選択する。

#### 【個別対応に関する事項】

- ・史跡北入口～塔基壇北側間通路は、「八尾市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」の基準を満たしていない傾斜路であるため、途中で路幅 150cm 以上の踊り場を新たに設ける。
- ・史跡指定地北東部駐車場と園内を結ぶ動線を設定するため、水路上を通行可能とする通路橋を整備する。
- ・南側公園区域との間の区画道路 26 号は、見学者の往来が多くなることが予測されること

から、横断歩道の設置を検討する。路面をカラー舗装にするなど横断歩道を識別しやすくする工夫をして、見学者・通行車両の双方の注意を促す。



図 5-13 動線計画図



□ 該当箇所

- 現状の傾斜路
- バリアフリー対応後

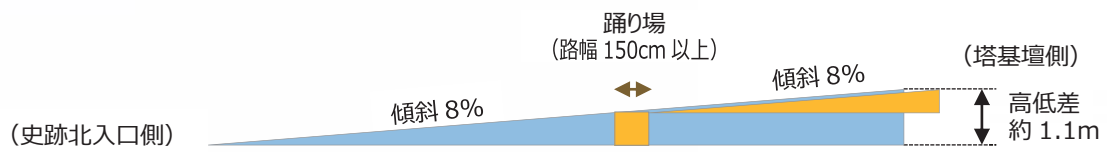


図 5-14 史跡北入口～塔基壇北側間通路の該当箇所と改善イメージ



図 5-15 史跡北東部駐車場西側  
水路通行橋整備予定地



図 5-16 事例：園内にある  
交差点の横断歩道  
(安満遺跡公園 (高槻市))

## 第4節 地形造成に関する計画

### (1) 造成計画

仮整備による盛土で遺構が保存されており、これを基本とした整備を行う。

緩衝ゾーンの法面については、法面の保護及び防草対策のため現状の防草シートから土系舗装等の工法とする。法面の舗装は、復元整備された基壇遺構に類似した土系舗装の色等と差異をつける。



図 5-17 緩衝ゾーン北側と西側の法面の現状



図 5-18 水路沿いの法面（左）と史跡北入口付近の法面（右）の現状

#### ■北側緩衝帯及び保存研究ゾーンの法面

北側農地からよく見え、水路沿いは歩道や園地からもよく見える法面であること、また急傾斜地（勾配約 55.6%、角度約  $29.1^\circ$ ）のためコンクリートの施工が困難だと考えられることから、景観への配慮を優先した土系舗装など防草効果のある工法を用いる。

#### ■西側緩衝帯

隣接地との緩衝帯として、緩斜地（勾配 25%、角度約  $14.0^\circ$ ）で利用者の立ち入りを制限し、コンクリート舗装や土系舗装など防草効果のある工法を用いる。



図 5-19 造成法面の位置と管理の方針

表 5-2 防草対応工法比較

	防草効果	コスト	景観への影響	耐久性	その他
防草シート	中	低	インパクトあり。	短い	製品や施工によって防草効果は異なる。
土系舗装	大	中	景観になじみやすい。	中（コンクリートより強度が低い）	保水性で温度上昇を抑制可能。
コンクリート舗装	大	高	圧迫感あり。	長い	照り返しがある。水抜き穴が必要。

※各素材の一般的な性質等で、表内工法間での比較を検討したものである。急斜面地でも施工可能なものに限定している。

※土系舗装とは、土や砂などと結合剤を混合させた舗装で、自然環境と調和する景観性、透水性、保水性などが優れる。コンクリート舗装と比べると耐久性はやや劣るが、表面温度が低く、照り返しが少ない。

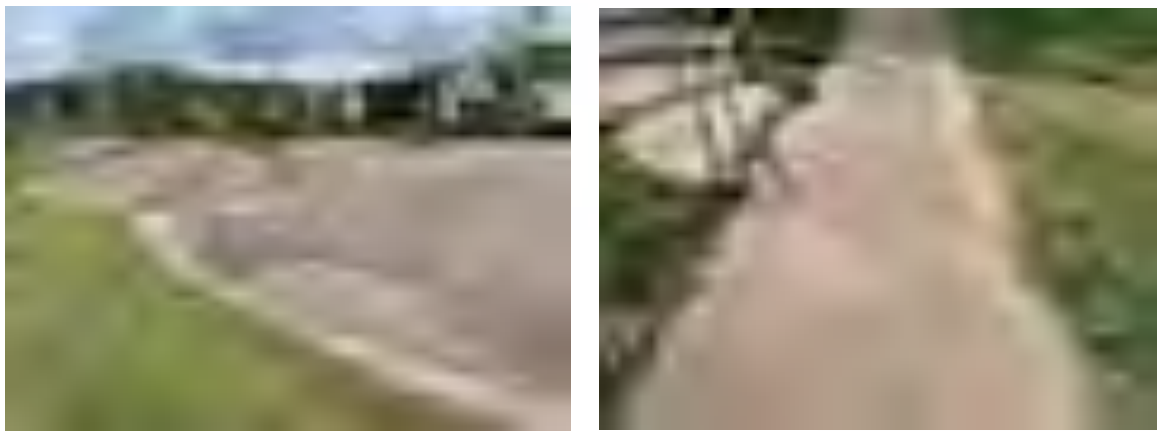


図 5-20 土系舗装の事例（左：安満遺跡公園、右：史跡大山崎瓦窯跡（大山崎町））

## （2）雨水排水計画

基本的には現状の排水処理能力で問題がないため、既存の雨水排水施設を活かし、U 字溝タイプ（つば付き）のグレーチング（側溝蓋）の設置を行う。なお、追加の園路整備などによって必要となる箇所が生じれば、既存の雨水排水施設と同様のものを整備する。

グレーチングには滑りにくく、景観に配慮したものをを用いる。



図 5-21 史跡指定地内で整備済みの雨水排水路

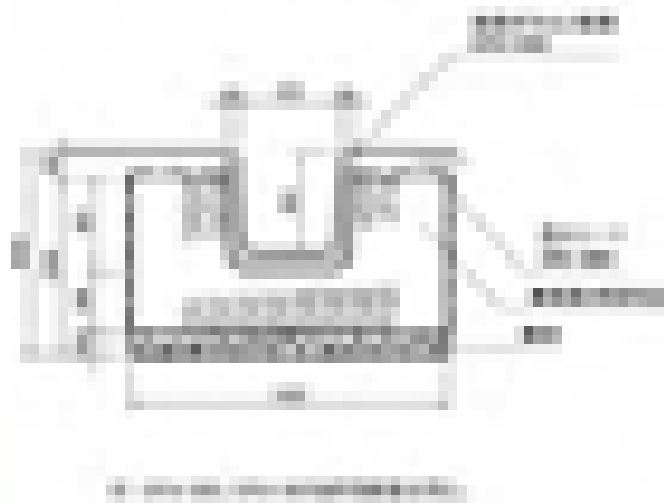


図 5-22 整備済み浸透側溝の寸法等



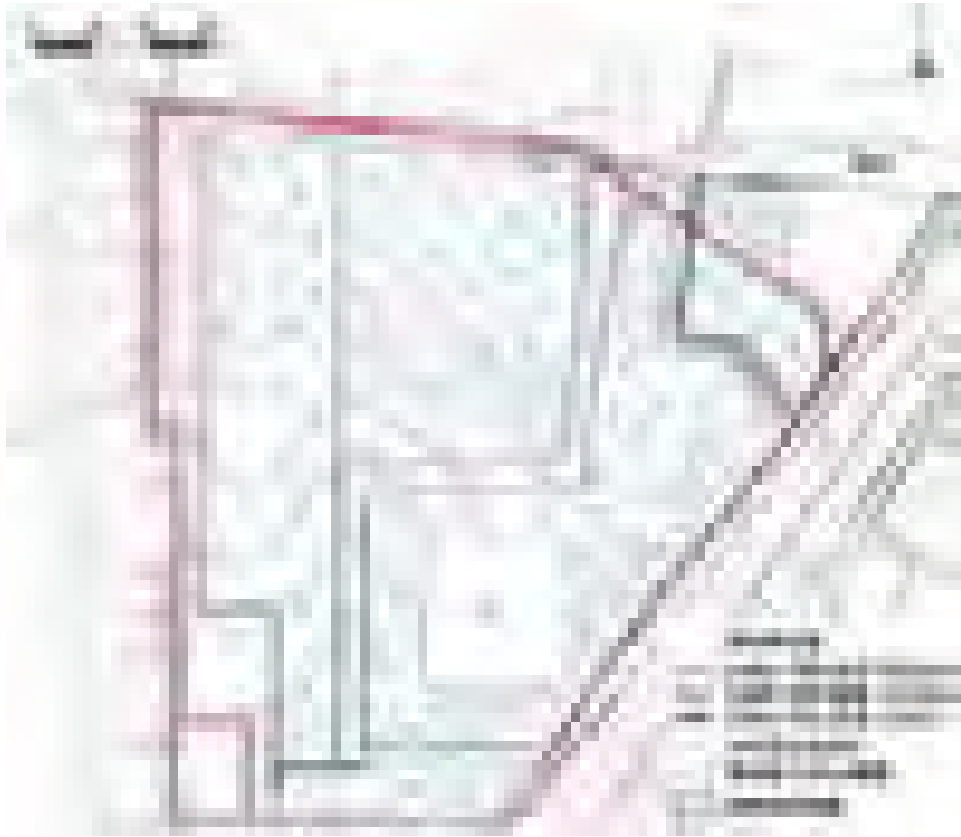


図 5-23 史跡指定地内で雨水の流れ（下図：造成平面図）

## 第5節 遺構の表現に関する計画

### (1) 遺構表現の考え方

#### 【塔基壇】

本市のランドマークとなるよう、現地に訪れた人に史跡由義寺跡の本質的価値を示す象徴である遺構である「塔基壇」を立体的に復元し、由義寺の塔が本来どのような姿であったかを分かりやすく正確に伝えることを基本とする。復元にあたっては、発掘調査の成果と奈良時代の他の寺院の塔基壇等の事例を参考にする。なお、下層基壇については、復元は行わず、基壇上面に平面表示を行うかを検討する。

#### 【その他の建物】

塔基壇外周の発掘調査では、回廊や門などの建物遺構の痕跡は認められなかったが、指定地北東隅において、奈良時代後期の瓦を包含する瓦溜りを確認した。本遺構からは凝灰岩片が多数出土しており、さらに基壇隅に使われたとみられる凝灰岩の石材も出土している。

史跡指定地北東部で検出した瓦溜りの北側は、締まりのよい硬質な整地層で、付近で建物遺構が検出される可能性がある。この場所を含めて、寺院に関連する遺構の存在が、今後の発掘調査によって明らかになった場合は、追加整備等を検討する。

### (2) 発掘調査成果による塔基壇復元の検討

史跡整備の中心となる塔基壇については、下記の発掘調査の成果をふまえ、復元整備を行う。これまでに塔基壇において明らかになったことを整理する。

#### ①基壇外装

基壇外装の石材はほとんどが抜き取られており、原位置を保つものは認められなかったが、凝灰岩片を含む溝（基壇外装の抜き取り溝）を基壇東辺、北西隅、西辺、南辺で確認した（検出面標高11.4～11.7m・幅0.7～最大1.8m前後・深さ0.1m前後）。溝の本来の幅は1.3mで、階段が取り付く箇所は幅広になっていたとみられる。

基壇南辺の溝で、凝灰岩製の地覆石の一部が遺存していた。地覆石の大きさは、基壇規模が近似する大安寺旧境内（奈良県奈良市）の東西両塔の塔基壇を参考に幅40cm、厚さ30cm、長さ60cmに推定復元する。

基壇の種類については、二上山の屯鶴峯で産出した石材とみられる凝灰岩製の切石積きりいしづみであることは判明しているが、束石つかいしの有無は不明であるため、特定しがたい。しかし、文献史料や検出された遺構からみた由義寺の塔の年代や規模、格式などみて、南都の諸寺院や国分寺の塔にみられた基壇形式である壇正積だんじょうづみ基壇に推定復元する。

#### ②基壇規模

基壇規模は、北西隅及び西辺、南辺の三辺で確認した凝灰岩を含む溝と、東辺で確認した基準溝

を結び、地覆石外縁間で一辺 21.6m、72 尺とする。

### ③基壇高・基壇構築面の高さ

残りのよい北辺際で検出した東西石列で、上面の標高は 12.3m である。そのほか基壇土上面の標高は 12.1m 前後を測る。基壇構築面(奈良時代後期の整地層上面)の高さは、基壇北辺で標高 11.8m、西辺 11.6m、南辺 11.5m である。北辺と南辺では 0.3m の比高差があるが、概ね 11.6m になる。

基壇構築面からの残存基壇高は 0.7m だが、復元基壇高は、基壇規模の近似する東大寺東塔院跡(奈良県奈良市)や大安寺旧境内の東西両塔の塔基壇の事例を参考にして 6 尺(1.8m)に推定復元する。

### ④基壇上面

基壇上面の構造は、後世の削平のため不明であるが、出土した凝灰岩製の石材を床材とすれば、同時代で近隣の河内国分寺跡等の塔基壇の事例を参考にすると、四半敷に推定復元できる。ただし、石材の出土量はわずかで、布敷の検討も必要である。塔建物内の石敷の有無は不明である。

### ⑤基壇土

土質の異なる 2 種類の土からなる版築層を確認している。

### ⑥礎石

原位置を留める礎石は認められなかったが、基壇西方で確認した土坑内から円柱座をもつ花崗岩製の礎石(柱座復元径約 0.6m: 2 尺)を確認している。ただし、掘込地業内に礎石が一部包含されていることから、前身建物の部材である可能性もある。

### ⑦柱間寸法

柱や礎石の位置を示す痕跡は確認できなかった。そのため、基壇規模や礎石落とし込み穴の位置と基壇規模の近似する大安寺旧境内の東西両塔を参考に、14 尺(4.2m)等間に推定復元する。なお、礎石間の地覆石は明らかでない。

### ⑧階段

基壇四方中央に取り付くと考えられるが、各辺で明確な遺構は認められなかった。凝灰岩片を含む溝が階段想定部分で幅広となる状況から、基底部に凝灰岩切石を敷き並べ、そこから踏石を積み上げる構造と推測される。

階段規模については、溝幅(2m)の最大値と基壇規模の近似する東大寺と大安寺との共通性を勘案して、階段の出を 6 尺(1.8m)、幅 14 尺(4.2m)に推定復元する。この階段の出は、基壇高とも整合する。なお、階段の形状については、良好に階段が残っていた鳥坂寺跡の金堂や河内国分寺跡の塔(いずれも柏原市)を参考にする。

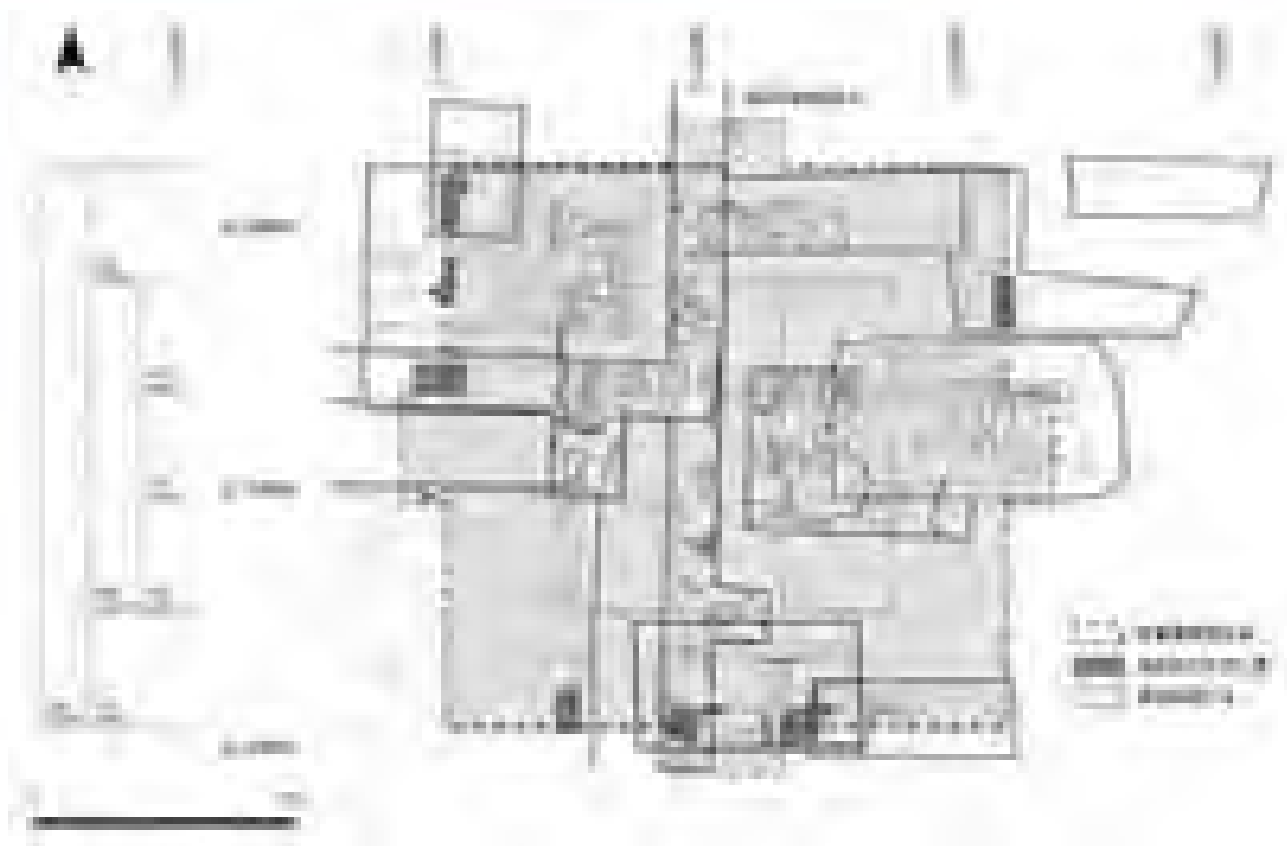


図 5-24 基壇の復元案

### (3) 塔基壇の復元整備

#### 【塔基壇の復元整備の検討】

本整備の象徴となる塔基壇を印象づけるため、遺構の位置を平面で表示するのではなく、基壇の復元による立体的な整備を基本とする。立体的な復元にあたっては、「壇正積基壇の復元（復元A案）」と「地覆石及び土壇による復元（復元B案）」の2案が考えられる。

全国の古代寺院の塔基壇の整備事例のうち、由義寺と同様に、格式の高い基壇形式とされる壇正積もしくは切石積の基壇を復元したもの（復元A案）は10例ある。

この復元A案の例としては、薩摩（鹿児島県川内市）、伯耆（鳥取県倉吉市）、河内（大阪府柏原市）、能登（石川県七尾市）、上野（群馬県前橋市・高崎市）、下野（栃木県下野市）、相模（神奈川県海老名市）の国分寺跡と、大安寺旧境内（奈良県奈良市）、百濟寺跡（大阪府枚方市）、<sup>しょうだはいじあと</sup>賞田廃寺跡（岡山県岡山市）がある。そのほとんどで、基壇上面には礎石を配置し、中央に塔心礎を配置している。

復元B案については、全国各地の古代寺院で多くの整備事例があるが、盛土と縁石によって伽藍内の建物の位置や規模を表示するために採用されている。

【復元A・B案の復元内容】

A案：壇正積基壇の復元

基壇高　　：復元高（1.8m）による基壇

基壇外装　：地覆石＋羽目石・束石＋葛石<sup>かづらいし</sup>

階段　　：①他類例による切石階段の復元　　②簡易な木製等の階段の設置

基壇上面　：①敷石・礎石（柱間復元の検討による）

          －(1)立体表示　　－(2)平面表示

          ②土系舗装（敷石・礎石なし）

基壇周囲（範囲等要検討）：土系舗装

その他　　：下層基壇の表示の検討

※復元基壇上に2時期の遺構を復元するのは難しいが、基壇の変遷を説明するため、下層基壇規模の平面表示を検討する。

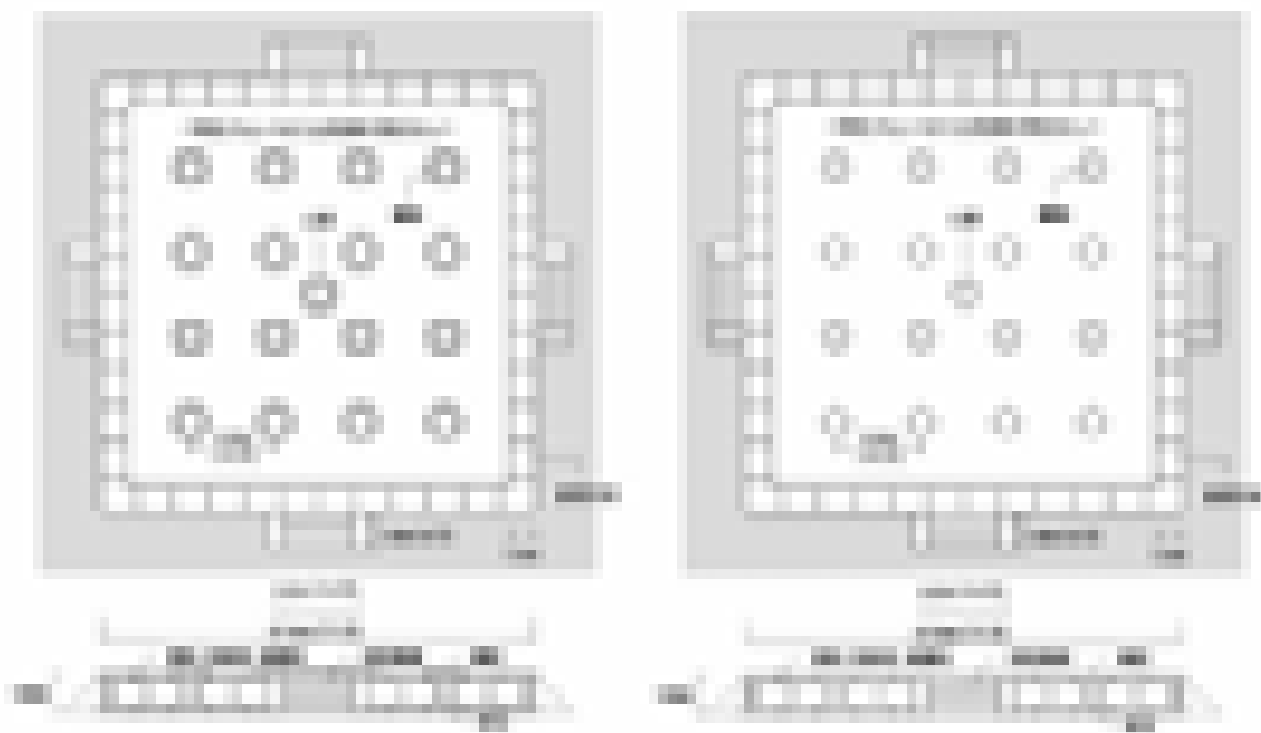


図5-25 復元A案のイメージ図  
左：礎石立体表示（礎石は立体表現）、右：礎石平面表示

B案：地覆石及び土壇による復元

基壇高　　：復元高による盛土成形による土壇

基壇基底石：基壇形状に沿って、地覆石状の縁石を置く

階段　　：張り出しなし（土壇斜面に簡易な木製階段を埋め込み）

基壇上面　：土系舗装（礎石・心礎を復元しない。）

基壇周囲（範囲等要検討）：土系舗装

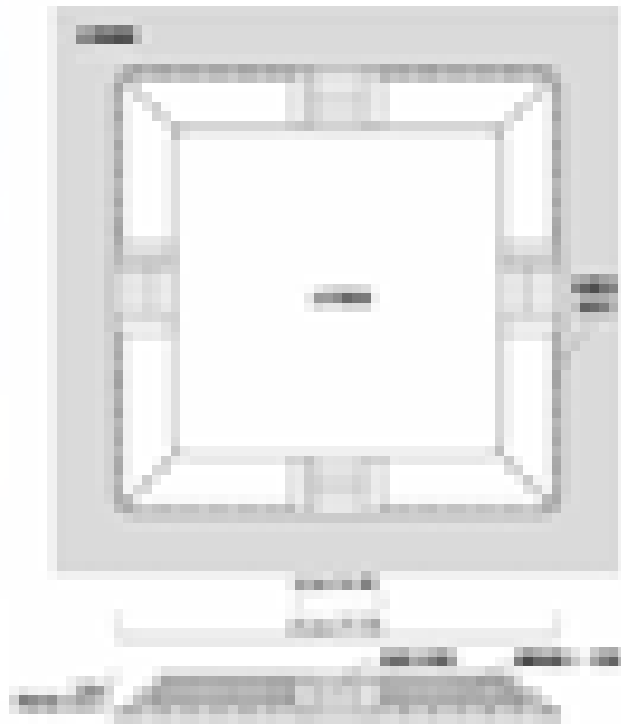


図 5-26 復元B案のイメージ図



図 5-27 復元A案の塔基壇の復元例

奈良県奈良市大安寺旧境内東塔（左上）・大阪府枚方市百濟寺跡（右上）  
 鹿児島県川内市薩摩国分寺跡（左下）・神奈川県海老名市相模国分寺跡（右下）



図 5-28 復元B案の塔基壇の復元例  
栃木県下野市下野薬師寺跡



図 5-29 基壇の概略図

【塔基壇の復元の評価】

	基壇外装			基壇上面		
	基壇高	基壇外装	階段	礎石	基壇上面	下層基壇
A案：壇正積基壇	△	○	○	礎石：○ 柱間：△	塔外周：△ 塔内部：不明	？
復元の効果	基壇の高さがイメージできる	基壇本来の姿がイメージできる	基壇本来の姿がイメージできる	基壇に建てられた塔が礎石の上にあったことをイメージできる	基壇上面は発掘調査では明らかでなく、類例からの推定復元になる	※南北規模が未確定であることから、表示するかは今後の検討
B案：盛土復元	△	◎	簡易な階段	表示せず	表示せず	？
復元の効果	基壇の高さがイメージできる	地覆石状の緑石のみで、規模が理解できる	基壇に上るための簡易な施設で、本来の基壇に伴うものではない	—	—	※南北規模が未確定であることから、表示するかは今後の検討

復元根拠：◎＝遺構から復元、○＝出土遺物から推定、△＝類例から推定復元

【塔基壇の復元の方向性】

塔基壇の復元にあたっては、2案を検討した結果、復元根拠が類例に基づく部分は多いが、由義寺の象徴である巨大な塔基壇を効果的に見せることができ、活用の中心的な役割を担う復元A案の「壇正積基壇の復元」とする。

礎石及び心礎については、柱間の復元にに基づき立体表示とする。なお、基壇上面については、下層基壇の規模等の確定を踏まえて、表現方法を定める。

基壇復元に使用する石材については、本来は凝灰岩であるが、凝灰岩は壊れやすく長期間の使用・公開には向かないことから、維持管理等の課題を含めて、凝灰岩に材質が近い代替の石材（竜山石・花崗岩）を検討する。

#### (4) 塔基壇上部構造の表現方法

##### ①塔復元模型の設置

塔基壇の上部構造と想定される七重塔を視覚的に理解してもらうことを狙い、1/10(高さ約7m)もしくは1/20(高さ約3.5m)スケールの塔復元模型の設置を検討する。設置場所は、塔基壇との近接性と国道170号からの視認性等を考慮し、ガイダンスゾーン(東弓削三丁目公園区域内)の北側入口を検討する。

なお、模型の復元検討にあたっては、元興寺五重小塔(国宝)等をもとに七重塔の模型作成のための考証及び設計図の作成が必要である。



図 5-30 事例：駅近の公園に「相模国分寺」の七重塔(縮尺1/3)をモデルにシンボルを建設(海老名市中央公園)  
(出典：海老名市観光情報 HP)



図 5-31 豊後国分寺 七重塔  
(S=1/10・館内)  
(箱崎和久氏提供)



図 5-32 筑前国分寺 七重塔  
(S=1/10・屋外)  
(箱崎和久氏提供)

表 5-3 国分寺跡の七重塔模型一覧

番号	寺院名	所在地	縮尺	設置場所	備考
1	筑前国分寺跡	福岡県太宰府市	1/10	ふれあい館屋外	木製
2	豊後国分寺跡	大分県大分市	1/10	資料館内	
3	武蔵国分寺跡	東京都国分寺市	1/10	資料屋外	木製
4	讃岐国分寺跡	香川県高松市	1/10	史跡指定地(屋外)	石製・伽藍
5	上野国分寺跡	群馬県高崎市	1/20	ガイダンス施設内	
6	下野国分寺跡	栃木県下野市	1/20	資料館内	
7	上総国分寺跡	千葉県市原市	1/20	市役所内	
8	相模国分寺跡	神奈川県海老名市	1/3	商業施設屋外	

(参考)

実物	元興寺 五重小塔	奈良県奈良市	5.5m	法輪館内	木製・国宝：奈良時代
実物	海龍王寺 五重小塔	奈良県奈良市	4.01m	西金堂内	木製・国宝：奈良時代 (天平3(731)年)



## ② ICT技術を用いた塔基壇の復元

現地で復元する塔基壇を効果的に活用し、現地で復元できない基壇の上部構造（七重塔）や旧基壇のイメージを高め、寺院造営の経緯などの理解を高めるため、AR（拡張現実）などのデジタルコンテンツの導入を検討する。スマホ等の非利用者への対応や、アプリケーションのバージョンアップやアップデートなどの継続的な利用に向けて対応が必要であり、コスト面等に課題がある。

なお、ARの場合、スマホ等を使用するための「視点場」の設定が必要となる。地面に表示する「視点場」の位置については、見学者が利用しやすくするため、塔跡を効果的に見せるための場所を検討し、明示しておく必要がある。

また、疑似ARともいえるべき、遠近法を利用して透明パネルに描いた建物を現地の復元基壇を通して見るという簡便な方法がある。透明パネルは、経年劣化等が生じるやすいことから、常設は難しいが、仮設やイベント等の実施を検討する。

### 【VR・AR導入事例（古代遺跡を対象としたもの）】

《事例1》大安寺天平伽藍のCG復元（奈良県奈良市・体験機器及び大型スクリーン）

《事例2》AR「長岡宮」（京都府向日市・スマホアプリ）

《事例3》VR「オキュラスリフト 甦る古代寺院 河内寺麿寺跡」（大阪府東大阪市）

《事例4》AR・VR「歴なび多賀城」（宮城県多賀城市）

《事例5》AR・VR「甦る屋嶋城」（香川県高松市）



図 5-33 AR・VRによる復元事例

出典：先端技術による文化財活用ハンドブック（文化庁）



図 5-34 透明パネルによる塔イラスト看板  
（特別史跡百濟寺跡）

## 第6節 修景および植栽に関する計画

### (1) 修景計画

ゾーンごとに以下の方針で修景を行う。

表 5-4 各ゾーンの修景の方針

①歴史体感ゾーン	伽藍の規模や塔基壇が引き立つよう、周囲は広がりのある空間とする。 西端部は、高木等を植栽し、芝生地と一体となった憩いの空間を形成する。
②エントランスゾーン	【南エントランスゾーン】 舗装を統一させるなどガイダンスゾーンと一体性のあるデザインとする。 【東エントランスゾーン】 エントランス空間として、南エントランスゾーンと同様のデザインとする。
③保存研究ゾーン	再発掘調査が可能な仕上げとしつつ、歴史体感ゾーンと一体性のあるデザインとする。
④ガイダンスゾーン	南エントランスゾーンと一体性のあるデザインとする。 また、既存の花壇等の植栽は、歴史体感ゾーンの植栽とのデザイン的な統一性を持たせる。
⑤緩衝ゾーン	防草効果の高い舗装として、雑草の繁茂による景観の悪化を防ぐ。

### (2) 舗装計画

#### ①歴史体感ゾーン

- ・歴史体感ゾーンは、基壇周辺部を除き、憩いの空間となるように芝生地とする。
- ・基壇周辺部は、塔基壇を効果的に見学できるように土系舗装とする。
- ・園路は、既存の透水性アスファルトのカラー舗装を活用する。

#### ②エントランスゾーン

- ・史跡の導入にふさわしい部分として、インターロッキングや透水性脱色アスファルト舗装のカラー舗装とする。

#### ③保存研究ゾーン

- ・発掘調査を可能とするために、芝生舗装とする。

#### ④ガイダンスゾーン

- ・都市公園として整備された舗装を活用する。

#### ⑤緩衝ゾーン

- ・土系舗装など防草効果の高い舗装とし、基壇上面で使用する土系舗装とは異なる色とする。



図 5-35 既存の舗装（左：東弓削三丁目公園北入口（ガイダンスゾーン）、右：史跡指定地内の整備済み園路）

### （3）植栽計画

「歴史体感ゾーン」の西端に地域の資源として新たな名所となる花や、憩いの場になる木陰を形成する植物を配置する。

植栽の位置は、近隣住宅への配慮や視点場からの景観確保、伽藍想定地における広場的空間の確保などを考慮して、歴史体感ゾーンの北西部に配置する。

植栽の管理は、本計画策定後に地元等と協議を進め、史跡指定地の管理者による管理を検討する。なお、遺構面から約 1.4m 前後盛土されているが、高木植栽においては周辺部に防根シートを布設する。

「ガイダンスゾーン」の東弓削三丁目公園の既存の花壇についても寺院のイメージにあう空間とする。側道沿いの花壇部分は史跡区域とつながり園路が狭いことから撤去を検討する。

#### ①地域の資源として新たな名所となる花木

- ・奈良時代の歌に詠まれた花
  - ウメ（春を告げる花・万葉集に 100 以上登場）
  - サクラ（万葉集でも登場）
  - ツバキ（日本書紀にも記され、万葉集でも登場）
  - ハギ（万葉集でも登場）
- ・仏教と関連が深い花
  - ムクゲ：仏教の世界で仏法を象徴する花とされることから「説法」の花言葉が付いている。
  - アマチャ：お釈迦様の誕生を祝う祭り花まつり（灌仏会<sup>かんぶつえ</sup>）で飾られる（アジサイの仲間）。
  - レンゲ草：蓮の花をイメージしたレンゲ（蓮に似ていたことから蓮華と呼ぶ）。
- ・由義宮（西京）にまつわる花
  - キク（八尾市の花・秋）、ゆうがお（下野市の花・夏）、ツツジ（宇佐市の花・春）、
  - アイ（歌垣の参加者が着た青擦の細布衣を染めた山藍・夏～秋）

#### ②憩いの場となる木陰を作る高木

- ・ヒノキ：日本書紀には「スギとクスノキは船に、ヒノキは宮殿に、マキは棺に使いなさい。」と記されている。社寺建築用材で、リラックス効果のある香りを放つ。
- ・カエデ：万葉集にも歌われ、「かえるで（蛙手）」と呼ばれるカエデは、紅葉し、季節の移ろいを感じることができる。

③芝生

- ・歴史体感ゾーン及び保存研究ゾーンは、基壇周辺部と園路を除いて、芝生地とする。

表 5-5 開花カレンダー

植栽・月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
奈良時代の歌に詠まれた花	ウメ	■	■	■									
	サクラ			■	■								
	ツバキ	■	■	■	■								■
	ハギ							■	■	■			
仏教と関連が深い花	レンゲ草				■	■							
	ムクゲ							■	■	■			
	アマチャ						■	■					
由義宮(西京)にまつわる花	ツツジ					■							
	ユウガオ								■	■	■	■	
	キク									■	■	■	
	アイ								■	■	■		



図 5-36 舗装及び植栽計画

## 第7節 案内・解説施設に関する計画

### (1) 解説板・案内板の機能

史跡由義寺跡の本質的価値の紹介等を行うために、解説板・案内板を整備する。今回の整備で設置する解説板・案内板を機能・内容等を整理すると、以下のとおりである。

なお、解説板・案内板は、デザインを統一し、読みやすい文字の大きさにする。また、多言語対応にするなど、バリアフリー対応のものとし、直射日光下でも耐久年数の長い素材を採用する。



図 5-37 日焼けによる脱色が進む現状の説明板（印刷仕様：インクジェット）

表 5-6 解説板・案内板の機能別系統及び機能・仕様等

		《内容》	《仕様等》
解説機能	史跡等総合説明	個別遺構等説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下遺構・遺物の解説</li> <li>・基壇復元の解説</li> </ul>
		景観説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・由義宮の解説</li> <li>・往時の景観の解説</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・視点場の表示</li> </ul>
広域説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連文化財群「物部守屋、弓削道鏡の仏教への関りと寺院建立」の解説</li> </ul>		
案内機能	施設案内	諸施設の配置マップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立式2本柱（ステンレス）(W1200×H900)</li> <li>・ステンレスホーロー（耐久性：50年以上）</li> </ul>
		ガイドンス施設の案内（史跡外）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タワーサイン(W150×H2000)</li> <li>・ステンレスホーロー（耐久性：50年以上）</li> </ul>
	誘導案内	最寄り駅等からの誘導（史跡外）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路面表示(W600×H600)</li> <li>・陶板（耐久性：半永久的）</li> </ul>
史跡標柱	史跡標柱	整備済（石製） 彫り文字	
その他	利用上の注意喚起	自立式2本柱(W900×H600) ステンレスホーロー（耐久性：50年以上）	



台座（石製）・ステンレスホーロー  
（真野古墳（大津市））



台座（石製）・陶板  
（史跡長岡宮跡朝堂院公園（向日市））



自立式2本柱  
（安満遺跡公園（高槻市））



路面表示  
（安満遺跡公園へのサイン・高槻市内）

図 5-38 サインイメージ事例

## （2）史跡内における解説板・案内板に関する計画

史跡内における解説板・案内板は表 5-7 に示す設置場所・内容で整備する。

全体に関する内容のものはエントランスゾーンに配置し、その他個別の解説等については対象物の近隣に設置する。

史跡内における解説板・案内板の仕様は、ともに自立式2本柱タイプとして、塔基壇付近に設置する解説板は床面設置型での整備を検討する。

各解説板には、QRコードを掲載し、HPなどに誘導することで、より詳しい解説の理解につなげる。誘導したサイトでは、写真・動画を用いた情報や音声ガイドなど多様な解説を提供する。WEB上の解説は、随時情報を更新する何度も聞いてみたくなる工夫：四季毎に異なる解説等も検討する。また、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ポルトガル語等の多言語対応についても検討する。

表 5-7 史跡内における解説板・案内板に関する計画

機能		解説板・案内板		設置場所	記載内容
解説 機能	史跡等総合説明	①	史跡由義寺跡の解説	エントランスゾーン (東・南) (2箇所)	史跡由義寺跡の指定区域や本質的価値、旧基壇等の発掘調査成果の概要について記載する。
	個別遺構等説明	②	地下遺構・遺物の解説	歴史体感ゾーン 北西部	地下遺構・遺物(出土瓦)と保存研究ゾーンの瓦だまりについて解説する。
		③	基壇復元の解説	塔基壇東側	旧基壇や版築構造など塔基壇に関する発掘調査成果の概要と基壇復元の考え方について解説する。(床面設置型)
	景観説明	④	由義宮の解説	歴史体感ゾーン 北端部	由義宮の概要や地下に遺構が存在している可能性があることについて記載する。
		⑤	往時の景観の解説	視点場②付近	高安山を背景に七重塔を想像する視点場を紹介する。また、往時の景観について解説する。
		⑥	視点場の表示	視点場①付近	伽藍の正面性にあたる視点場を紹介する。
				視点場②付近	高安山を背景に七重塔を想像する視点場を紹介する。
	視点場③付近			塔基壇を本堂側から見る視点場を紹介する。	
	視点場④付近			由義宮を想像する視点場を紹介する。	
	広域説明	⑦	関連文化財群「物部守屋、弓削道鏡の仏教への関わりと寺院建立」の解説	南エントランスゾーン	「八尾市文化財保存活用地域計画」に位置付けている関連文化財群「物部守屋、弓削道鏡の仏教への関わりと寺院建立」の概要とその分布状況を示す。
案内	施設案内	⑧	諸施設の配置マップ	エントランスゾーン (東・南) (2箇所)	史跡指定地及び南側公園区域の諸施設の配置を地図上に示す。 ※⑩と同じサイン内に表示
	誘導案内	⑨	ガイダンス施設の案内	公園北入口	ガイダンス施設について案内する。
史跡標柱	⑩	史跡標柱	南エントランスゾーン	整備済みの史跡標柱を移設する。	
その他	⑪	利用上の注意喚起	エントランスゾーン (東・南) (2箇所)	広場利用における注意事項や開閉時間などについて記載する。 ※⑧と同じサイン内に表示	



图 5-39 史跡内における解説板・案内板に関する計画



### (3) 史跡指定地外における案内板（誘導サイン）に関する計画

#### ① 徒歩ルート

最寄り駅から史跡由義寺跡への導入を促す案内板（誘導サイン）を下表に示す場所での整備を検討する。誘導サインの仕様は、路面表示とする。

表 5-8 史跡指定地外における案内板（誘導サイン）に関する計画（徒歩ルート）

最寄り駅	ルート	設置場所等
JR 志紀駅	A メインルート：700m（9分）	a：周辺マップ（既存）横に各ルートの解説追加 b：ガードレール付近に史跡由義寺跡左折の矢印表示 b～c：歩道路面（史跡由義寺跡まであと〇m表示）
	B サブルート（弓削神社コース）：550m（7分）	a～g：路面標示（史跡由義寺跡まであと〇m表示）
近鉄恩智駅	C 国道 170 号沿い：1000m（13分）	a：周辺マップ（既存）横にルートの解説追加
	アクロスプラザ八尾から 80m（1分）	b：歩道路面（史跡由義寺跡まであと 500m 表示）
		c～d：歩道路面（史跡由義寺跡まで 300m/80m 表示）



図 5-40 案内板（誘導サイン）に関する計画（徒歩ルート）

## ②車ルート

車の利用者に隣接する国道 170 号から史跡由義寺跡への導入を促す案内板（誘導サイン）を下表に示す場所での整備を検討する。誘導サインの内容は、ピクトグラム等の案内標識とする。



図 5-41 国道 170 号 (Da) 付近

表 5-9 史跡指定地外における案内板（誘導サイン）に関する計画（車ルート）

ルート	設置場所等
D 国道 170 号北から	a: 「史跡由義寺跡の駐車場は都塚交差点を左折」
	b: 東弓削 3 丁目交差点直進方向に「史跡由義寺跡の駐車場」の看板が見える
E 国道 170 号南から	a: 「史跡由義寺跡の駐車場は 150m 先を左折」
	b: 東弓削 3 丁目交差点「史跡由義寺跡の駐車場は左折」



図 5-42 案内板（誘導サイン）に関する計画（車ルート）

## ③デジタル案内

- ・動画：ホームページで検索する方に対し、駐車場情報と併せて、動画（YouTube 活用等）での行き方案内を紹介する。台数が限られていることも紹介する。
- ・インターネットマップサービス：インターネット上の追加可能なマップサービスで「史跡由義寺跡駐車場」等を登録する。

## 第8節 管理施設および便益施設に関する計画

### (1) 管理施設

#### ①照明

- ・明視照明：エントランスゾーンは歩道と接しており、安全管理上、街灯を設置する。ガイダンスゾーンは、公園の既存の公園灯を活用する。

#### ②柵類

##### 【侵入防止・水路転落防止】

- ・緩衝ゾーンへの立ち入りを防ぐために、史跡指定地北側に侵入防止用のフェンスを設置する。史跡指定地西側は、目隠し機能のある既存の侵入防止フェンスを活用する。
- ・保存研究ゾーンは、隣接地にあるフェンスを活用して、駐車場予定地以外から一般利用者が侵入できないようにする。また、水路沿い両側に、転落防止のフェンスを整備する。
- ・夜間時は立ち入れないように、開閉時間を定めるエリアの外周部にフェンスを設置する。
- ・景観に配慮して、史跡指定地西側の目隠しフェンス以外は、茶系のフェンスとする。

##### 【基壇見学用】

- ・南エントランスゾーンと歴史体感ゾーンの境界に、塔基壇が見えるように、透明板のある基壇見学用のフェンスを整備する。

表 5-10 柵類に関する計画

分類	形状・素材	高さ	整備	新規設置箇所	更新箇所	既存活用箇所
侵入防止のフェンス	メッシュフェンス	1.8m	更新整備 既存活用	—	・史跡指定区域境界（北側・東側）	・計画対象区域北東部の境界（歩道・大阪府所有地）
法面転落防止用のフェンス	メッシュフェンス	1.2m	新規整備	・史跡指定地北側法面上部	—	—
水路転落防止用のフェンス	メッシュフェンス	1.2m	新規整備 更新整備	・水路東側（保存研究ゾーン）	・水路西側（歴史体感ゾーン）	—
基壇見学用のフェンス	上部：ポリカーボネート（透明板） 下部：メッシュフェンス	1.8m	更新整備	—	・南エントランスと歴史体感ゾーンの境界	—
目隠しフェンス	パンチングパネル フラット仕様	1.8m	既存活用	—	—	・史跡指定地西側（法面上部）

#### ③門扉

- ・南エントランスゾーン及び東エントランスゾーンに、施錠可能な門を新設する。

#### ④水路通行橋

- ・北東部駐車場と史跡北入口付近がアクセスできるように、水路を越える通行橋を整備する。

#### ⑤車止め

- ・南エントランスゾーンの道路隣接部に車侵入防止用の車止めを整備する。

## ⑥防犯設備

- ・防犯灯・防犯カメラ・空間センサー（機械警備）：エントランスゾーン（南・東ともに設置）及びガイダンスゾーン（ガイダンス施設入口付近）に設置する。なお、ガイダンス施設に設置する防犯設備は映像が記録できる装置を検討する。

## ⑦電気・水道施設

- ・電気設備：史跡管理用に、エントランスゾーン及び塔基壇近くに設置する。
- ・水道施設：散水などの維持管理とともに見学環境を高めるため、水飲み機能も備えた水道施設を、歴史体感ゾーンの四阿付近に設置する。また、植栽管理用に灌水ホースによる自動灌水設備（点滴式）を設置する。

## （２）便益施設

### ①休憩施設

- ・国道 170 号の騒音の影響が少なく、民家から少し離れた場所で、休憩しながら高安山を背景に塔基壇や塔のモニュメントを眺められる位置に、四阿を設置する。四阿には、維持管理に使用する機材等を収納できるベンチ等の設置を検討する。
- ・ベンチ：高木の下、花を眺められる位置にベンチを配置する。
- ・施設の仕様、デザイン等は景観にふさわしいものとする。

### ②便所

- ・ガイダンス施設に整備する。

### ③水飲

- ・四阿近くに自閉式水栓の水飲み施設を整備する。

### ④駐車場（参照：P67 第 3 節(1)②自動車によるアクセス）

- ・見学者用の駐車場を北東側史跡区域外に整備する。
- ・ガイダンスゾーンは、ガイダンス施設管理者用の駐車場を設置する。



図 5-43 駐輪場イメージ  
（都塚南公園（八尾市））

### ⑤駐輪場（参照：P66 第 3 節(1)①徒歩・自転車によるアクセス）

- ・南エントランスゾーン及び東エントランスゾーンの一角に少数での見学者、利用者用の自転車前輪固定ラックを設置する。
- ・北側史跡区域外に、イベント時等の自転車利用が多い際の臨時の駐輪場を設ける。  
〈想定駐輪台数〉南エントランス：約 15 台（平置き型ラック設置の場合：約 25 台）  
東エントランス：約 15～20 台



## 第9節 公開・活用およびそのための施設に関する計画

### (1) ガイダンス施設の整備の目的 ～史跡由義寺跡の持続的利用の中心施設～

史跡由義寺跡の整備事業の効果を最大限に発揮するため、史跡指定地に近接して「史跡由義寺跡の本質的価値を伝える」展示・案内機能や史跡指定地の管理機能、さらに「歴史資産の活用拠点」と「地域の魅力の発信」の情報発信の役割を果たすガイダンス施設を整備する。

- ①復元整備された塔基壇の調査成果やその復元の根拠等を展示・解説することで、由義寺跡の理解を効果的に高める。
- ②ガイダンス施設を中心として、史跡指定地と一体となった活用を促進するとともに、新たな地域の交流の場として、地域と協働した史跡の活用を図る。
- ③周辺史跡等の散策の拠点として、史跡等の案内やトイレ等の便益施設を有する施設とする。
- ④将来的には、塔基壇だけでなく、由義寺を構成する伽藍の主要建物の確認、さらに由義宮の発見など、長期的な史跡の保存と活用の出発点となる施設を目指す。

### (2) 想定される利用者

#### ■地域の小・中学生

史跡由義寺跡を郷土の歴史や魅力を学ぶ教材として利用する人々で、現地見学（遠足等）と合わせて、施設での学習により相乗的な学習効果を得る。（1クラス35人程度の利用を想定）

#### ■地域の住民・市民

史跡由義寺跡を恒常的に利活用する可能性が高い人々で、日常的な利用も想定される。

#### ■市外・府外等の人々

称徳天皇・道鏡ゆかりの古代寺院として日本史上の関心の高い由義寺など歴史に関心の高い人々で、ガイダンス施設及び史跡由義寺跡の来訪を通じて、八尾の魅力を伝える。

### (3) ガイダンス施設の場所・建物

#### 【前提条件】

「史跡等の活用や運営に直接関連する必要最小限の規模であっても、史跡の指定地内においては原則的に建設してはならない。」（「史跡整備等の手引き【計画編】」第4章第3節）

⇒史跡指定地の南側に隣接する公園区域内を整備予定地として、史跡指定地と一体的な整備を図るため、史跡指定地の整備と同時もしくは近い時期の整備が望まれる。

#### ■建物の内容等

- ・施設内容：展示室・事務室・トイレ（多目的トイレ含む）・倉庫（維持管理用）・風除室
- ・建築面積：公園区域内のため、約150㎡程度とする（公園面積の2%以内）。
- ・建物：平屋建て・屋根を本瓦葺にして、史跡由義寺跡との関係がわかるようにする。古代寺院の瓦の葺き方を学習できるようにする。
- ・開館時間等：9時～17時・火曜日休館（他の文化財施設と同じ）※史跡指定地公開と共通

#### (4) ガイダンス施設の機能

##### ■ 史跡由義寺跡の本質的価値を伝える

- a. 史跡由義寺跡をわかりやすく伝える展示
  - 由義寺を中心とした由義寺跡関連遺跡群や道鏡のパネルによる解説
  - 瓦等の出土品・模型の展示
  - 映像による由義寺の紹介
- b. 奈良時代を楽しく学べる古代衣装の展示、貸出
  - LivingHistory で制作した古代衣装の活用

【学習目標】 史跡由義寺跡から奈良時代を学ぶ 一道鏡と称徳天皇が歩んだ 10 年一

- ・ 由義寺の建立に至る道鏡と称徳天皇が歩んできた歴史を理解する。
- ・ 由義寺を通じて、奈良時代に建立された寺院の意味を考える

##### 【展示構成】

- ① 現地の復元基壇と関連付け、施設と両方を見学することで、効果的な学習を図る。
- ② 展示の導入に、由義寺に興味をわくような工夫をする。
  - 施設外：瓦屋根と古代衣装の見学（閉館時にも施設を印象付ける効果）
  - 施設内：塔基壇遺構の調査写真
- ③ 展示の流れ（約 30 分の見学時間）
  - 屋外展示（10 分程度）：屋根瓦・古代衣装により古代への興味を高める。
  - 映像（5 分程度）：映像により由義寺、道鏡の歴史などの基礎を学ぶ。  
旧基壇及び寺院造営の経緯も含めて分かりやすく伝える。
  - 展示（15 分程度・床下・ケース・パネル）：実物を通じて由義寺を学ぶ。

##### 【展示方法】

- ① ひとめで見てわかるように、写真・イラストを活用した展示パネルにする。
- ② 由義寺への関心を高めるため、平易に理解できる解説文を作成する。

##### 【必要となる施設内容】

- ・ 展示室：出土瓦や古代衣装等の展示。展示ケース・展示パネルによる解説。
- ・ 映像コーナー（展示室と兼ねる）：由義寺の概要を映像でわかりやすく紹介。

##### ■ 歴史資産の活用拠点

- ・ 史跡由義寺跡の案内ガイド：見学コースの紹介、ボランティアの育成・運用
- ・ 周辺史跡、関連古代寺院等の紹介などの情報提供：パンフレット・マップ等の配架  
ホームページによる情報発信

##### 【必要となる施設内容】

- ・ 事務室：施設の維持管理や団体見学の問合せや電話連絡・事務・見学予約等を行う。  
案内ボランティアの交流・待機場所を兼ねる。

## ■地域の魅力の発信

- ・史跡由義寺跡や地域の魅力を伝える事業（現地イベント・講座等）を定期的実施する。

### 【必要となる施設内容】

- ・展示室：講座・イベント等の開催場所として併用する。

## ■施設構成のイメージ案



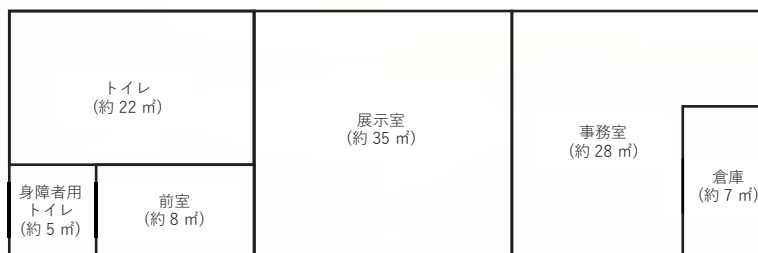
図 5-45 ガイダンス施設構成のイメージ案

## ■ガイダンス施設の参考事例：主に古代の史跡

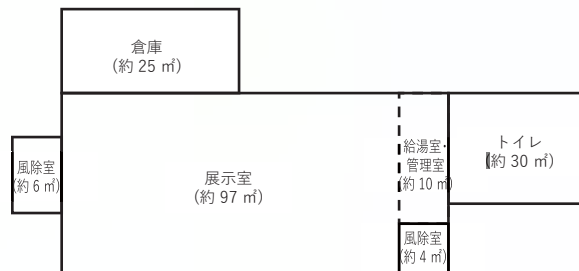
- ・向日市長岡宮跡（57.6 m<sup>2</sup>）：管理（休憩）室・便所
- ・藤井寺市津堂城山古墳（105 m<sup>2</sup>・参考例①）：展示室・管理室（倉庫含む）・便所
- ・香芝市尼寺廃寺跡（171 m<sup>2</sup>・参考例②）：講座室兼展示室・管理室・便所
- ・四日市市久留倍官衙遺跡（約 183 m<sup>2</sup>・参考例③）：展示室・研修室・倉庫・ホール・管理室
- ・豊川市三河国分尼寺跡（226 m<sup>2</sup>・参考例④）：展示室・講座室・管理室・便所
- ・仙台市陸奥国分寺跡（324 m<sup>2</sup>）：展示室・管理室・学習室
- ・八尾市心合寺山古墳（361 m<sup>2</sup>・参考例⑤）：展示室・ガイダンスホール・事務室ほか



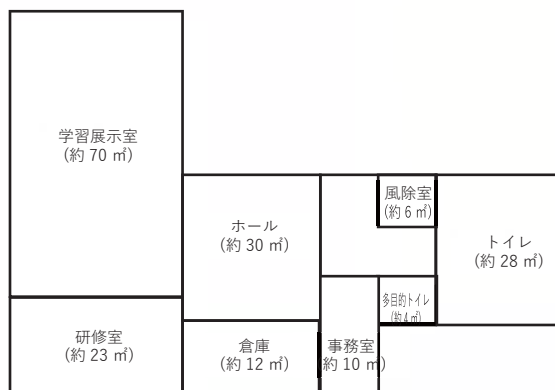
《参考例①》 藤井寺市津堂城山古墳 (105 m<sup>2</sup>) : 展示室・管理室 (倉庫含む)・便所 (各室 35 m<sup>2</sup>)



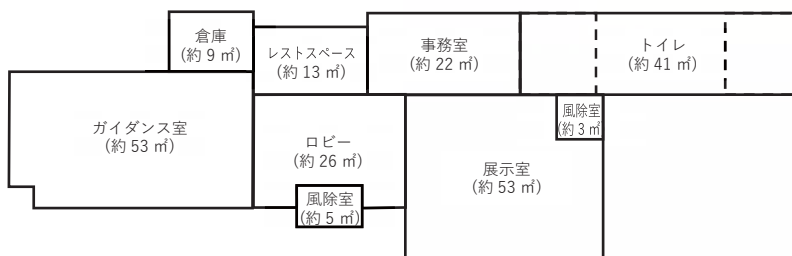
《参考例②》 香芝市尼寺廃寺跡 (171 m<sup>2</sup>) : 講座室兼展示室・管理室・便所



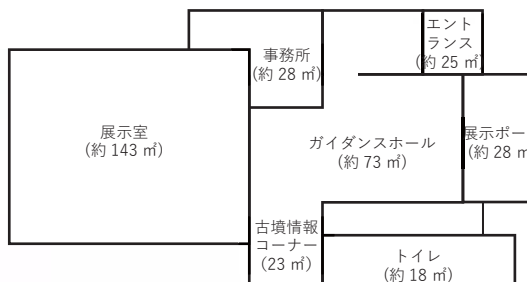
《参考例③》 四日市市久留倍官衙遺跡 (約 183 m<sup>2</sup>) : 展示室・研修室・倉庫・ホール・管理室



《参考例④》 豊川市三河国分尼寺跡 (226 m<sup>2</sup>) : 展示室・講座室・管理室・便所



《参考例⑤》 八尾市心合寺山古墳 (361 m<sup>2</sup>) : 展示室・ガイダンスホール・事務室ほか



### (5) 史跡指定地とガイダンス施設の活用

史跡由義寺跡の見学の導線は、【1】ガイダンス施設→現地：【2】南エントランスゾーン→【3】歴史体感ゾーンとする。ガイダンス施設での学校等団体の見学は1クラスとし、【2】→【3】→【1】、【3】→【1】→【2】の順で現地見学を先行して行う。

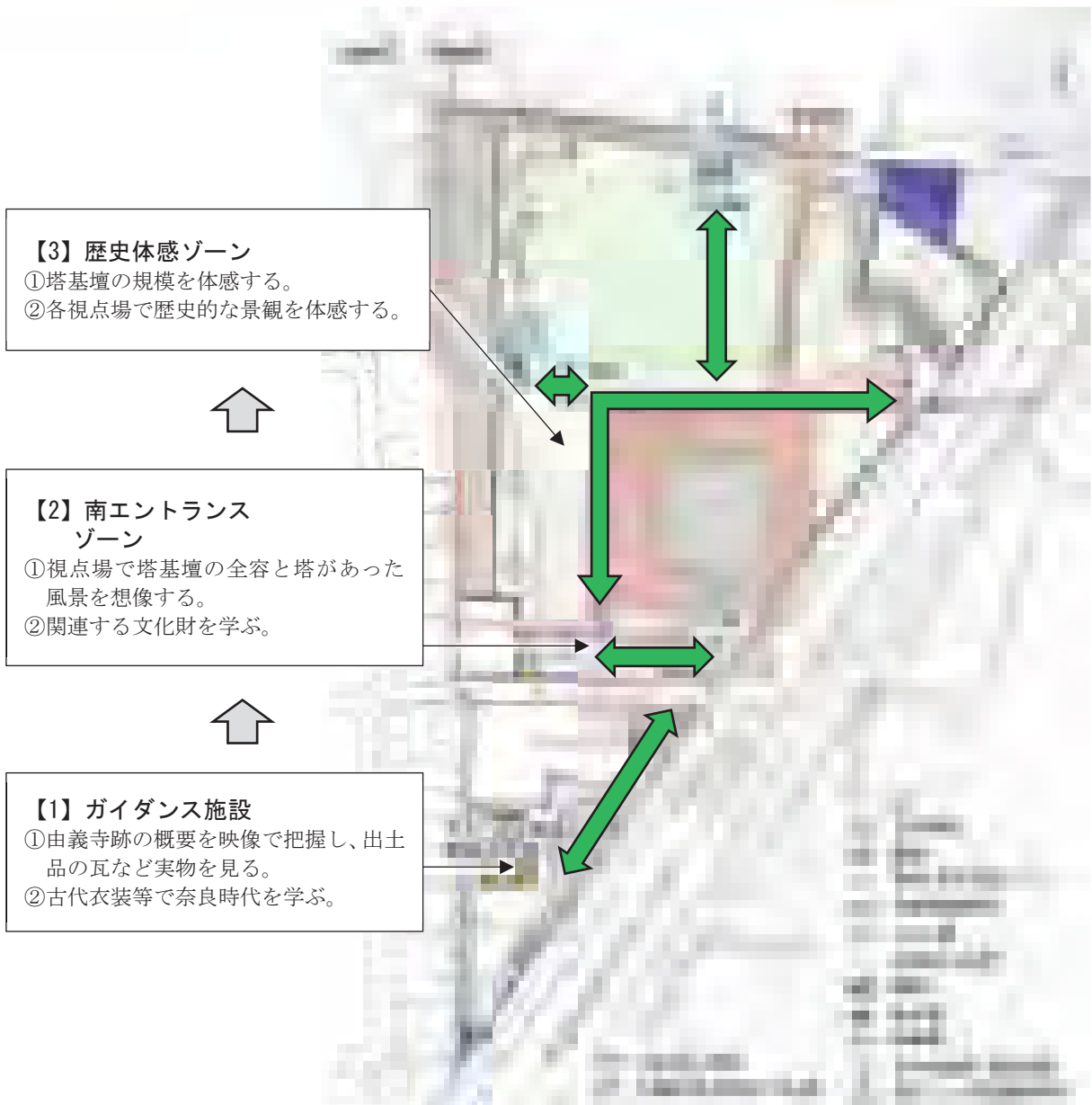
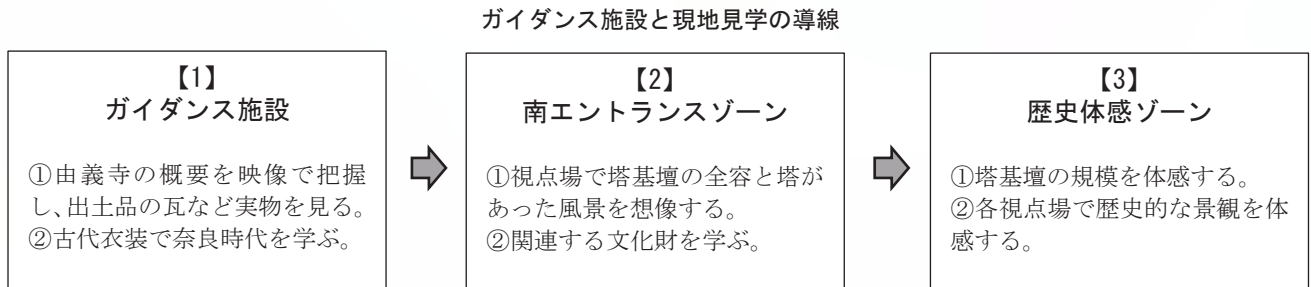


図 5-46 ガイダンス施設整備予定地と見学の流れ

## 第 10 節 周辺地域の環境保全に関する計画

史跡由義寺跡の周辺地域は、第 1 章第 2 節の定義のとおり、由義寺関連遺跡群である。この保存は将来の大きな課題であるが、ここでは史跡を取り巻く環境の保全に関する計画を示す。

### (1) 生駒山地と北側農地の景観の保全

由義寺建立時の七重塔のある景観としてその背景に広がっていたと考えられる生駒山地の山並みは、古代と変わらぬ風景である。この景観を多くの人が親しめるよう、視点場（四阿）を設けて山並みを背景に塔を想像できる整備を行う。

また、塔の北方に広がると考えられる由義寺や由義宮の地は、現在に至るまで農地として活用され、都市化が進んでいない貴重な空間である。この八尾市の地域資源を有効に活用し、環境を啓発するために、北側に向けた視点場を設け、由義宮（西京）の解説板を設置する。



図 5-47 史跡由義寺跡から望む生駒山地の山並み

### (2) 東側の国道 170 号の影響への対応

国道 170 号（大阪外環状線）は、24 時間の交通量（平日）約 50,000 台の主要幹線道路で、広域からの通行者が史跡由義寺跡を知る可能性を有している。

その反面、車の騒音や途切れない通行車両が目に入る環境にあるが、地域資源となる史跡由義寺跡を多くの人に認知してもらうため、景観の阻害となる高木植栽等は行わない。なお、国道 170 号の街路樹等による景観の阻害の要因については、道路管理者の対応依頼を検討する。

## 第 11 節 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

### (1) 八尾市域の関連文化財群とのネットワーク

『八尾市文化財保存活用地域計画』における関連文化財群「物部守屋、弓削道鏡の仏教への関わりと寺院の建立」について、ガイダンス施設等での案内やマップ作成等により、史跡由義寺跡を起点とした市内のネットワークの構築を図る。

さらに、市内の文化財施設（歴史民俗資料館・安中新田会所跡旧植田家住宅・しおんじやま古墳学習館・埋蔵文化財調査センター）と連携し、由義寺跡と施設や周辺の文化財（主に史跡）への回遊性を高める。

- ①史跡由義寺跡を起点とした構成文化財群を周遊する散策ルートの作成
- ②各文化財施設から史跡由義寺跡へ誘導するアクセスルートの作成
- ③移動の利便性向上の検討：シェアサイクルの設置等
- ④構成文化財群を示す共通サイン及び史跡由義寺跡への案内標識等の設置
- ⑤史跡由義寺跡や構成文化財群、文化財施設等を紹介するパンフレットやマップの配架
- ⑥史跡由義寺跡に関連した文化財施設の合同企画展の開催



図 5-48 関連文化財群と史跡・文化財施設の位置

## (2) 河内地域における古代寺院のネットワーク

由義寺の眼前にある大阪府東端に連なる生駒山地の山麓の、のちに東高野街道と呼ばれた山裾の道沿いには数多くの古代寺院が建立された。

そのなかで、北は百済寺跡（枚方市）から南は野中寺旧伽藍跡（羽曳野市）まで、史跡整備（計画中も含む）もしくは公開されている古代寺院が点在している。これらの古代寺院は、国道 170 号を使うと、史跡由義寺跡とのアクセスが良い位置にある。

これらの河内地域に所在する古代寺院について、ガイダンス施設や資料館等での相互の紹介や、関係自治体との事業連携等により、古代から現代につながる広域的なネットワークの構築を図り、新たな史跡の活用を促したい。

- ①史跡由義寺跡及び各古代寺院の双方向のアクセス及び散策ルートの作成
- ②生駒山地の古代寺院に関するパンフレットの作成やホームページでの紹介
- ③古代寺院を回遊するためのスタンプラリー等に関わる普及啓発イベントの実施



図 5-49 河内地域における古代寺院の分布

表 5-11 河内地域における史跡整備（公開・計画中も含む）された古代寺院

古代寺院	所在地	指定区分	整備内容	ガイダンス施設等 (出土品の展示)
百済寺跡 －百済王氏の氏寺－	枚方市	特別史跡	伽藍整備公開 (再整備中)	輝きプラザきらら展示 ルーム
高宮廃寺跡 －東西 2 塔の寺－	寝屋川市	国史跡	整備計画中	寝屋川市立埋蔵文化財 資料館
河内寺廃寺跡 －河内直の氏寺－	東大阪市	国史跡	金堂・講堂 整備公開	東大阪市立郷土博物館
智識寺跡・鳥坂寺跡 －称徳天皇ゆかりの河内六寺－	柏原市	府史跡・国 史跡	整備計画中	柏原市立歴史資料館
河内国分寺跡 －良好に残る塔基壇を有する官寺－		未指定	七重塔の基壇 復元整備公開	
野中寺旧伽藍跡 －歌垣参加の渡来系氏族（船・文氏）の氏寺－	羽曳野市	国史跡	実物の塔基壇 と礎石の公開	陵南の森歴史資料室

## 第12節 今後必要となる調査・研究等に関する計画

---

### (1) 既往の発掘調査に関する調査・研究の計画

これまでに実施した史跡指定地内の境内地及び塔基壇の発掘調査の成果をもとに、既往の研究を援用しつつ、遺構の復元整備を進める。また、塔で使用された出土瓦については、軒丸瓦や軒平瓦の型式の種類が多さなどが特徴的であることから、他の出土例との比較等の研究を進める。

これらの研究成果をもとに、塔の建立の意義や評価を行い、明らかになった由義寺の歴史を広く市民にわかりやすく伝えることが必要となる。

### (2) 将来必要となる調査・研究の計画

由義寺や重複して存在することが明らかになった前身の弓削寺、そして由義宮（西京）などを含めた由義寺関連遺跡群の保存・活用のため、下記のとおり、これらに関する考古学、文献史学、建築史学などの分野の調査・研究を総合的かつ計画的、継続的に進める。

特に、史跡指定地周辺の遺構確認調査については継続的に行う必要がある。また、これらの発掘調査現場の公開や研究成果の発表など、情報発信に努め、市民の関心を高める必要がある。

これらの調査・研究の成果をもとに、第2期整備事業に向けた史跡の追加指定につなげる。

#### 【考古学】

- ・ 由義寺関連遺跡群に関わる遺構、遺物についての考古学的検討
- ・ 由義寺及び弓削寺の伽藍を確認するための調査（物理探査、遺跡内容確認及び遺構確認の発掘調査等）の実施

#### 【文献史学】

- ・ 由義寺関連遺跡群に関わる文献史料等に基づく由義寺及び由義宮の位置、称徳天皇や道鏡の事績等の考証

#### 【建築史学】

- ・ 古代の寺院や宮殿の諸事例をもとにした基壇や建物の上部構造の復元等の調査研究

## 第13節 公開・活用に関する計画

### (1) 史跡由義寺跡の本質的価値を伝える活用の推進

#### ①現地及びガイダンス施設を活用した本質的価値の普及啓発の推進

- ・道鏡や称徳天皇、塔基壇を含む発掘調査の成果、寺院造営の経緯など由義寺に関することを説明するガイドの配置を検討する。
- ・現地では歴史体感ゾーンに見える塔基壇の規模から、塔の構造や高さを想像できることをパンフレット等で紹介する。
- ・史跡の北側に広がると考えられる由義寺や由義宮の調査・研究の成果を発信する。
- ・歴史的価値のある広大な寺院の境内地を活かしたイベント等の開催を検討する。実施にあたっては、会場が史跡であることの価値についての周知等を行う。

#### ②利用主体毎の推進

##### ■学校教育

- ・団体見学の児童・生徒を対象として、復元整備する塔基壇やガイダンス施設などを中心に、史跡由義寺跡の理解を深めるため、現地を活用した歴史学習を行う。また、効果的に学習できるように古代の歴史体験（古代衣装・クイズラリー等）を検討する。
- ・史跡由義寺跡の理解が深まるよう、出前授業やカリキュラムに組み込まれることを目指した教職員対象の研修などを実施する。

##### ■社会教育

- ・史跡由義寺跡に関連する講座等の定期的な実施を検討する。
- ・史跡由義寺跡の案内等を行う市民ボランティアを組織化・育成する。

##### ■地域

- ・地域主催の歴史に関する学習会の開催を促進する。
- ・史跡由義寺跡の本質的価値を伝える古代や地域に関するイベントの実施を促進する。

#### ③調査・研究の成果の継続的な普及啓発の実施

- ・塔基壇や保存研究ゾーン等での調査・研究成果等の最新情報の提供を適宜行う。
- ・地域メディアへの情報提供、ホームページやSNS等を通じた情報発信等を行う。

### (2) 歴史資産としての活用の推進

#### ①「八尾市文化財保存活用地域計画」に基づいた活用の推進

- ・史跡由義寺跡が有する多面的な価値を多様な主体者（アクター）が知り活用するために、「主体者の連携体制」や「支援の仕組み」を構築する。
- ・史跡由義寺跡の関連文化財群ストーリー「物部守屋、弓削道鏡の仏教への関わりと寺院の建立」を活用して情報を発信するとともに、他の関連文化財群への来訪の誘導を行う。

## ②ゲートウェイ機能を持たせた活用の推進

- ・ 史跡由義寺跡をきっかけとして、八尾市内の歴史資産を訪れる見学会等を行う。
- ・ 歴史資産のネットワークを構築する拠点として、史跡由義寺跡と関連する歴史資産の紹介や、市内の他の歴史資産や施設を紹介する。
- ・ 史跡由義寺跡を出発点・通過点とした市内の歴史資産を巡るコースを設定する。

## ③観光における活用

- ・ 文化財・観光施設の情報発信、観光協会等と連携した観光コースのPR、パンフレット、ガイドブック等への掲載等を進める。
- ・ 史跡由義寺跡に関わる人物や塔、奈良時代の歌垣等をモチーフとしたオリジナル商品やイベントの開催等を促進する。
- ・ 河内地域における古代寺院跡と連携するなど、近隣の観光資源と連携した観光を促進する。
- ・ 道鏡に纏わる宇佐市や下野市など他の自治体と連携など、大阪府を超えた幅広い展開についても検討を進める。

## (3) 地域の魅力を創出する空間としての活用の推進

### ①地域での活発な利用を視野に入れた、魅力ある空間としてのあり方を検討

- ・ 八尾市の魅力発信の核となるよう、市民相互の交流や地域の活性化に寄与するような事業を行い、新たな歴史資産の活用のモデルとして、その利活用を広げる。
- ・ 史跡を保存しつつ、多様な活用が展開されるよう、使用範囲、条件等を検討する。
- ・ 幹線道路に接することや近隣の商業施設があるなど誘客に関するポテンシャルを活かし、史跡由義寺跡や地域の魅力化につながる活用について検討する。
- ・ 塔が完成した770年を起点とした周年イベント等の定期的な開催を検討する。

### ②利用主体毎の検討

#### ■学校教育

- ・ 遠足時の歴史見学と併せた、弁当・広場遊びの場として歴史体感ゾーンの活用を促進する。
- ・ 曙川東小学校など近隣の小中学校や高等学校による活用を促し、課外活動の成果等をお披露目する場として活用を促進する。

#### ■社会教育

- ・ 広場での防災教育など屋外での社会教育の場として歴史体感ゾーンの活用を促進する。
- ・ ダンスサークルなど社会教育活動の成果をお披露目する場としての活用を促進する。

#### ■地域

- ・ 市民のレクリエーション（憩い）の場として歴史体感ゾーンの活用を促進する。
- ・ 史跡の価値を損なうことなく、地域の活性化に資するイベントを実施する。
- ・ 商業施設との近接性を活かして、商業施設での本質的価値の普及や相互連携による地域の魅力を高める活用、事業者との協力体制のあり方について検討を進める。





図 5-50 史跡由義寺跡で行われた小学生を対象とした体験型イベント（令和4年11月開催）

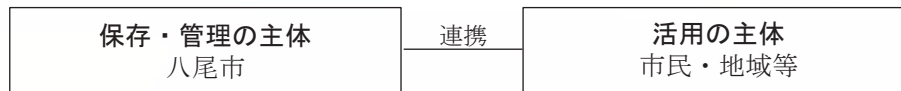


図 5-51 由義宮で行われた歌垣のイメージ（早川和子氏画）

## 第14節 管理・運営に関する計画

### (1) 基本的な考え方

- ・ 保存管理の主体である八尾市と活用の主体となる市民・地域等が協力・連携した活用体制を構築する。
- ・ 保存管理及び活用にあたっては、観光・文化財課をはじめとする庁内の関係する部署と役割分担を明確にし、連携を行い適切な推進体制を構築する。



### (2) 管理・運営における基本条件の検討

#### ■管理の条件

- ・ 開園時間を検討する（史跡内・ガイダンス施設）。
- ・ 休園日、休館日を検討する（史跡内・ガイダンス施設）。
- ・ 史跡区域と都市公園区域（ガイダンスゾーン）の植栽管理の体制・方法を検討する。
- ・ 史跡区域と都市公園区域（ガイダンスゾーン）の除草等の維持管理水準を同等にする。

#### ■運営の条件

- ・ 公平で円滑な史跡の活用ができる利用区画・時間、申請の仕組みを検討する。
- ・ 史跡保存に配慮した利用のルール（内容によって使用範囲、条件等）を検討する。

### (3) 体制の検討

- ・ 地域住民が最大限関わる体制の構築に向け、地元出張所と十分に連携し、地域の意向を確認しながら管理運営の主体（日常管理・見学案内）の検討を進める。
- ・ 地域住民が関わることのできる維持管理体制を検討する。
- ・ 十分な植栽管理が可能な体制と方法を検討する。

## 第 15 節 事業計画

令和 8（2026）年度中の暫定公開を目指す。なお、暫定公開については、塔基壇及び周辺地の整備を優先し、塔基壇復元工事の経過においても公開を行う。そののち、史跡指定地全体とガイダンス施設の同時公開を目指すものである。

表 5-12 事業計画案

工種		第 I 期						中長期
		令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029) 以降
史跡整備	史跡の基本設計・実施設計	基本設計	実施設計					
	塔基壇及び周辺の整備					暫定公開		本公開
	南エントランスの舗装・フェンス等整備							
	園路整備							
	緩衝帯斜面地整備							
	雨水排水工事							
	管理施設整備(照明・柵類・門扉・水路通行橋・車止め・防犯設備・電気設備・水道設備)							
	便益施設整備(休憩施設・便所・水飲・駐車場・駐輪場)							
	植栽・芝生施工							
	サイン整備							
	整備事業報告書の作成							
ガイダンス施設整備	ガイダンス施設の建築設計(基本設計・実施設計)		(基本計画)					
	ガイダンス施設の展示設計(基本設計・実施設計)							
	ガイダンス施設建築工事						ガイダンス施設公開	
	ガイダンス施設展示物・映像制作							
ガイダンス施設展示物設置								
史跡指定地外案内板整備	警察等協議							
	設計・施工							
維持管理体制の構築	管理体制の検討・準備							
	管理運営開始							
情報発信事業	塔基壇復元工事の公開							
	パンフレット等の作成							
	継続的な普及啓発							
由義寺・由義宮の調査・研究	塔基壇に関する発掘調査							
	由義寺関連遺跡群(由義寺・由義宮)に関する調査・研究の継続							
	由義寺の伽藍を確認する調査・研究の実施							



図 5-52 整備イメージパース（史跡指定地南西側上空より）

## 【由義寺に関する主な参考文献】

- 山本博 1971『竜田越』
- 足利健亮 1986「由義京の宮域及び京城考」『長岡京古文化論叢』
- 八尾市史編集委員会編 1988『八尾市史（前近代編）本文編』
- 大阪府史編集専門委員会編 1990『大阪府史 第2巻 古代編Ⅱ』
- 八尾市教育委員会編 1976『東弓削遺跡』八尾市文化財調査報告3
- 高松寿夫 2002「由義宮歌垣の歌謡」『萬葉』第182号
- (財)八尾市文化財調査研究会 2008『やおの古代－くらしといのり－』平成20年度秋季企画展
- 松村翔太 2011「忘れられた西京－称徳・道鏡と由義宮の五年史－」『帝塚山大学考古学研究所研究報告XⅢ』
- 瀧浪貞子 2013『奈良朝の政変と道鏡』吉川弘文館
- 八尾市史編纂室編 2015『新版八尾の歴史－2万年のストーリー－』
- 八尾市教育委員会編 2016『八尾市内遺跡平成27年度発掘調査報告書』八尾市文化財調査報告77
- (公財)八尾市文化財調査研究会 2016『やおの古代－古代集落の成立とくらし－』平成28年度秋季企画展
- 消斎・藤井淳弘 2017「由義寺跡 塔基壇の発見」『大阪春秋』第168号
- 原田昌則 2017「西京（由義宮）の残影」『塚口義信博士古希記念 日本古代学論叢』
- 八尾市教育委員会編 2017『八尾市内遺跡平成28年度発掘調査報告書』八尾市文化財調査報告78
- 大阪府立狭山池博物館編 2017『蓮華の花咲く風景－仏教伝来期の河内と大和－』
- (公財)八尾市文化財調査研究会 2017『平成28年度(公財)八尾市文化財調査研究会事業報告』
- 網 伸也 2018「同範・同文瓦から由義寺の造営実態に迫る」『地より湧出した難波の大伽藍－四天王寺の考古学－』平成30年春季名宝展・四天王寺勸学部
- 八尾市史編纂委員会編 2017『新版八尾市史 考古編1』
- 八尾市教育委員会編 2018『由義寺の塔の物語－道鏡と称徳天皇が歩んだ10年－』
- 2018『大阪府八尾市所在 由義寺跡 遺構確認調査報告書－塔基壇の調査－』八尾市文化財調査報告82
- 八尾市教育委員会編 2019『国史跡由義寺跡第1次発掘調査概報』八尾市文化財調査報告84
- 2019『幻の由義寺発見－称徳天皇と道鏡が夢見た風景－「由義寺跡」国史跡指定記念シンポジウム記録集』八尾市文化財紀要18
- 樋口薫 2019「由義寺と安芸国分寺－一枚の軒平瓦で結ばれた二つの古代寺院－」『八尾市立歴史民俗資料館研究紀要』第30号
- 八尾市立歴史民俗資料館 2019『由義寺 発見！－国史跡指定記念－』令和元年度特別展
- 八尾市史編纂委員会編 2020『新版八尾市史 考古編2』
- 安村俊史 2020「由義宮」『講座 畿内の古代学 第Ⅲ巻 王宮と王都』雄山閣
- 八尾市教育委員会編 2021『大阪府八尾市 史跡由義寺跡保存活用計画』
- 八尾市 2022『国史跡由義寺跡 発掘調査概要報告書－史跡指定地における調査（第1～3次）－』八尾市文化財調査報告88

## 史跡由義寺跡 整備基本計画書

発行日 令和5（2023）年3月31日  
編集・発行 八尾市 魅力創造部 観光・文化財課  
〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号  
TEL 072-924-8555  
印刷 有限会社 ふりと工房ヒロノ